

ベトナム法令

投資法の条項の詳細な規定及び施行案内をする議定（政令）

（番号 31/2021/NĐ-CP）

※2020 年投資法（番号 61/2020/QH14）の詳細を規定する議定（政令）です。

目次

第一章 総則	8
第 1 条 調整範囲及び適用対象	8
第 2 条 用語の解釈	8
第 3 条 投資プロジェクト実施のための国家の保障	11
第 4 条 法令が改正された場合の投資優遇の保障	11
第 5 条 投資手続書類中に使用する言語	12
第 6 条 書類の受領及び投資活動に関連する手続の解決	12
第 7 条 偽造文書の処理	14
第 8 条 投資プロジェクトに関して情報を公開し、提供する責任	14
第 9 条 投資家の紛糾解決及び国家と投資家間の紛争予防制度	14
第二章 経営投資分野、業種	15
第 1 節 経営投資禁止分野、業種及び条件付き経営投資分野、業種	15
第 10 条 経営投資禁止分野、業種	15
第 11 条 条件付き経営投資分野、業種及び経営投資条件	16
第 12 条 経営投資条件の精査、集約及び公表	16
第 13 条 条件付き経営投資分野、業種及び経営投資条件の修正、補充の 提案	17
第 14 条 条件付き経営投資分野、業種に関する規定実施状況の精査、評 価	17
第 2 節 外国投資家に対する市場アクセス分野、業種及び条件	18
第 15 条 外国投資家に対する市場アクセス制限分野、業種	18
第 16 条 市場アクセス制限分野、業種一覧の適用対象	18
第 17 条 外国投資家に対する市場アクセス条に関する制限適用原則	19
第 18 条 外国投資家に対する市場アクセス条件の登載、更新	21
第三章 投資優遇及び支援	21
第 19 条 投資優遇を享受できる対象	21
第 20 条 投資優遇適用原則	24
第 21 条 行政区域が変更になった場合の投資優遇地域の確定	25
第 22 条 投資優遇の調整	26
第 23 条 投資優遇適用手続	26

第 24 条 投資優遇分野，業種一覧及び投資優遇地域一覧の発行，修正， 補充	27
第四章 投資プロジェクトの実施	27
第 1 節 投資プロジェクト実施に関する総則	27
第 25 条 投資家のプロジェクト実施の担保	27
第 26 条 投資家の投資手続実施担保の手続	28
第 27 条 投資プロジェクトの活動期間	31
第 28 条 投資資本の価値の確定；投資資本の価値の鑑定；機械，設備， 生産ラインの鑑定	33
第 2 節 投資方針承認及び投資家選択	35
第 29 条 投資方針承認及び投資家選択	35
第 30 条 投資家承認手続	37
第 31 条 投資方針承認申請の書類，作成手続，審査	39
第 32 条 政府首相の投資方針承認手続	42
第 33 条 省級人民委員会の投資方針承認権限，手順，手続	44
第 3 節 投資登録証明書の発給，調整，回収手続	46
第 34 条 投資登録証明書発給，調整，回収権限	46
第 35 条 投資方針承認が必要なプロジェクトに対する投資登録証明書の 発給，調整手続	46
第 36 条 投資方針承認が必要でない投資プロジェクトに対する投資登録 証明書の発給，調整手続	47
第 37 条 投資プロジェクトコード	48
第 38 条 国家投資情報システム上の投資手続の実施	48
第 39 条 オンラインでの投資登録証明書の発給，調整の書類	49
第 40 条 国家投資情報システム上のオンラインの投資登録証明書発給， 調整の手順，手続	49
第 41 条 投資登録証明書の再発給及び情報の訂正	50
第 42 条 投資登録証明書の再提出登録	51
第 4 節 投資プロジェクトの調整	51
第 43 条 投資プロジェクト調整の内容，手続	51
第 44 条 政府首相の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトの調整 手続	52
第 45 条 省級人民委員会の投資方針承認権限に属する投資プロジェクト の調整手続	52
第 46 条 工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区の管理委員会 の投資方針承認決定権限に属する投資プロジェクトの調整手続	53

第 47 条 投資登録証明書の発給を受けているが投資方針調整承認の必要がない投資プロジェクトの調整手続	53
第 48 条 投資家が投資プロジェクトの一部又は全部を譲渡する場合の投資プロジェクトの調整	54
第 49 条 投資家が担保財産として投資プロジェクトの譲渡を受けた場合の投資プロジェクトの調整	56
第 50 条 投資プロジェクトの消滅分割、存続分割、吸収合併の場合の投資プロジェクトの調整	58
第 51 条 消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併、経済組織の種類転換の場合の投資プロジェクトの調整	59
第 52 条 企業への出資のために投資プロジェクトに属する土地使用権、土地付着財産を使用する場合の投資プロジェクトの調整	60
第 53 条 事業協力のため投資プロジェクトに属する土地使用権、土地付着財産を使用する場合の投資プロジェクトの調整	62
第 54 条 裁判所、仲裁の判決、決定に従った投資プロジェクトの調整 ..	63
第 55 条 投資プロジェクトの活動期間の調整、延長	65
第 5 節 投資プロジェクトの活動停止、終了	66
第 56 条 投資プロジェクトの活動停止の条件、手続	66
第 57 条 投資プロジェクトの活動終了の条件、手続	67
第 58 条 投資登録機関が投資家に連絡できない場合の投資プロジェクトの活動終了	68
第 59 条 民事に関する法令が規定する偽りの民事取引に基づいて投資家が投資活動を実施する場合の投資プロジェクトの活動終了	69
第 60 条 裁判所の判決、決定、仲裁の判決に従った投資プロジェクトの活動終了	70
第 6 節 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区における投資活動についての規定	70
第 61 条 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区のインフラストラクチャ建設及び経営投資	70
第 62 条 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区における投資活動の実施	71
第五章 外国投資家の経済組織設立及び投資活動の実施	71
第 63 条 外国投資家の経済組織の設立	71
第 64 条 非内国経済組織の投資プロジェクト及び経営投資活動の実施 ..	72
第 65 条 出資、株式購入、持分購入の形式に従った投資活動実施の条件、原則	72

第 66 条 外国投資家に対する、出資、株式購入、持分購入の形式に従った投資活動実施手続	73
第 67 条 創造的スタートアップ中小企業、創造的スタートアップ投資基金の設立、出資、株式購入、持分購入の手続	75
第六章 外国への投資活動	75
第 1 節 総則	75
第 68 条 外国への投資活動を実施する投資家	75
第 69 条 外国への投資資本	75
第 70 条 ベトナムにおける非内国経済組織の外国への投資	76
第 71 条 国営企業の外国への投資	76
第 72 条 外国への条件付き投資分野、業種についての条件	77
第 73 条 外国における投資プロジェクト実施場所の確定資料	77
第 74 条 外国への投資実施の確定資料	78
第 2 節 外国への投資方針承認が必要なプロジェクトについての外国への投資登録証明書発給、調整の手続	78
第 75 条 外国への投資方針承認が必要なプロジェクトに対する外国への投資登録証明書発給の書類	78
第 76 条 外国への投資方針承認が必要なプロジェクトに対する外国への投資登録証明書発給の手順、手続	79
第 77 条 外国への投資方針承認が必要なプロジェクトに対する外国への投資登録証明書調整の書類、手順、手続	80
第 3 節 外国への投資方針承認が必要でないプロジェクトに対する外国への投資登録証明書発給、調整の手続	82
第 78 条 外国への投資方針承認が必要でないプロジェクトに対する外国への投資登録証明書発給の書類、手順、手続	82
第 79 条 外国への投資方針承認が必要でないプロジェクトに対する外国への投資登録証明書調整の書類、手順、手続	83
第 80 条 オンラインでの外国への投資登録証明書の発給、調整	84
第 81 条 外国への投資登録証明書の再発給及びその情報の訂正の手続 ..	84
第 4 節 投資プロジェクトの展開	85
第 82 条 外国への投資資本の移転	85
第 83 条 外国への投資報告制度の実施	86
第 84 条 財政的義務	86
第 85 条 外国の投資プロジェクトへのベトナム労働者の派遣	86
第 86 条 外国への投資活動の終結	87
第 87 条 外国への投資登録証明書の効力終了の書類、手順、手続	87

第七章 投資促進	88
第 88 条 投資促進活動の内容	88
第 89 条 投資促進の方式	88
第 90 条 投資促進活動の調整配分の方式	89
第 91 条 投資促進機関	90
第 92 条 国家投資促進プログラム	90
第 93 条 各省、省同格機関、省級人民委員会の投資促進プログラム	91
第 94 条 国家の高度対外活動における投資促進	92
第 95 条 投資促進と商業、観光、経済外交の協働	92
第 96 条 国家予算を使用しない投資促進活動	93
第 97 条 投資促進活動の経費	93
第八章 投資に関する国家管理	94
第 1 節 各省、省同格機関、省級人民委員会及び関連機関の任務、権限	94
第 98 条 ベトナムでの投資活動に対する国家管理	94
第 99 条 外国への投資活動に対する国家管理	95
第 100 条 投資促進機関の任務、権限	97
第 2 節 投資活動、投資促進及び国家投資情報システム運用の報告制度	99
第 101 条 投資に関する国家機関の報告の内容及び時期	99
第 102 条 投資プロジェクトを実施する経済組織の報告内容及び時期 ..	100
第 103 条 投資促進の報告内容及び時期	100
第 104 条 報告の形式	100
第 105 条 国家投資情報システムの管理、運用の協働制度	101
第九章 施行条項	102
第 1 節 経営投資に関連する議定（政令）の条項の修正、補充	102
第 106 条 2014 年 5 月 15 日の土地、水面の賃料収受に関する政府議定 （政令）46/2014/ND-CP の条項の修正、補充	102
第 107 条 2020 年 4 月 27 日のゴルフ場建設、経営投資に関する政府議定 （政令）52/2020/ND-CP の条項の修正、補充	102
第 108 条 2020 年 2 月 28 日の投資家選択に関する入札法の条項の詳細を 規定する政府議定（政令）25/2020/ND-CP の条項の修正、補充 ...	103
第 109 条 2016 年 7 月 1 日の条件付き経営投資分野、業種について治安、 秩序に関して規定する政府議定（政令）96/2016/ND-CP の条項の修 正、補充	109
第 110 条 2018 年 5 月 22 日の工業団地及び経済区の管理に関して規定す る政府議定（政令）82/2018/ND-CP の条項の修正、補充	109

第 111 条	2013 年 1 月 14 日の都市発展投資管理に関する政府議定（政令）11/2013/ND-CP の条項の修正，補充	109
第 112 条	2003 年 8 月 28 日のハイテクパークの規制を発行する政府議定（政令）99/2003/ND-CP の条項の修正，補充	110
第 113 条	2020 年 8 月 21 日の国家創造的刷新センターに対する優遇制度，政策を規定する政府議定（政令）94/2020/ND-CP の条項の修正，補充	111
第 2 節	接続規定	112
第 114 条	投資法が施行効力を有する前に提出された適式な書類の処理	112
第 115 条	投資法が施行効力を有する日の前に適式な書類を提出した住宅プロジェクト，投資家選択入札をするプロジェクトに対する適式な書類の処理	113
第 116 条	投資法が施行効力を有する前に開始済みの投資プロジェクトの実施	115
第 117 条	投資法が施行効力を有する前に開始済みの投資プロジェクトの調整	116
第 118 条	投資法の規定に従った外国への条件付き経営投資分野，業種の一覧に属する投資プロジェクトの実施	119
第 119 条	投資法が施行効力を有する前に設立された非内国経済組織の投資活動の実施	119
第 120 条	投資法が施行効力を有する前の土地使用権競売による投資家選択手続の実施	120
第 121 条	投資法が施行効力を有する前の入札による投資家選択手続の実施	120
第 122 条	建設-移転（BT）契約に従ったその他のプロジェクトの実施	122
第 123 条	投資法が施行効力を有する前に実施した投資プロジェクトについてのプロジェクト実施の担保	122
第 124 条	ベトナム国家又はベトナム側当事者に対する財産の返還なき移転を誓約するプロジェクトの調整	123
第 125 条	ベトナム国家又はベトナム側当事者への返還なき移転後の財産の処理	124
第 126 条	投資許可書，投資証明書（同時に経営登記証明書）が発給された企業の組織及び活動	124
第 127 条	投資登録証明書，企業登記証明書の差し替え	125

第 128 条 投資許可書, 投資証明書 (同時に経営登記証明書) の経営登記 内容の変更	126
第 129 条 投資許可書, 投資証明書 (同時に経営登記証明書) に従って活 動する企業の経営一時停止, 活動終了, 再編, 解散	126
第 130 条 投資促進プログラム, 活動の実施	127
第 3 節 施行条項	127
第 131 条 施行効力	127
第 132 条 施行責任	127
付属文書I 外国投資家に対する市場アクセス制限分野, 業種	129
A. 外国投資家が市場アクセスできない分野	129
B. 外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野	130
付属文書II 投資優遇分野, 業種の一覧	132
A. 投資優遇特別分野, 業種	132
I. ハイテク技術, 情報技術, 裾野産業	132
II. 農業	133
III. 環境保護, インフラストラクチャ建設	133
IV. 文化, 社会, スポーツ, 医療	133
B. 投資優遇分野, 業種	134
I. 科学技術, 電子工学, 機械, 材料生産, 情報技術	134
II. 農業	135
III. 環境保護, インフラストラクチャ建設	136
IV. 教育, 文化, 社会, スポーツ, 医療	137
V. その他の分野, 業種	137
付属文書III 投資優遇地域の一覧 (略)	138

政府

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

番号：31/2021/NĐ-CP

ハノイ 2021 年 3 月 26 日

投資法の条項の詳細な規定及び施行案内をする議定（政令）¹

2015 年 6 月 19 日の政府組織法に基づき；2019 年 11 月 22 日の政府組織法の条項を修正，補充する法律に基づき；

2020 年 6 月 17 日の投資法に基づき；

2020 年 6 月 17 日の企業法に基づき；

計画投資省大臣の提議に基づき；

政府は投資法の条項の詳細な規定及び施行案内をする議定（政令）を発行する。

第一章 総則

第 1 条 調整範囲及び適用対象

1. この議定（政令）は，経営投資条件：外国投資家に対する市場アクセスの分野，業種及び条件；経営投資の確保；投資優遇，支援；投資手続；外国への投資活動；投資促進；ベトナムにおける経営投資活動及び外国への投資活動に対する国家管理に関する投資法の条項を詳細に規定し，案内する。
2. 投資法第 52 条 1 項 d 号が規定する形式に従った外国への投資活動；石油の領域における外国への投資活動；国会の投資方針承認手続及び政府の議定（政令）が規定する監察，評価。
3. この議定（政令）は，投資家及び権限を有する国家機関；ベトナムにおける経営投資活動及び外国への投資活動に関連する組織，個人に対して適用する。

第 2 条 用語の解釈

この議定（政令）において，以下の用語は以下のように理解される。

¹ 本稿は 2021 年 5 月 19 日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり，個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について，仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

なお，本仮和訳では，原則として *Nghị định* を原文に忠実に「議定」と訳しているが，「政令」と呼ばれることが少なくないので，両方を併記した。

1. 適式な写し²とは、元帳³より作成された写し、権限を有する機関、組織による正本から、又は、住民、企業登記及び投資についての国家データベース上に保有される情報については国家データベースから正しいことが確認される写しである。
2. 原本の書類とは、この条第 7 項が規定する投資手続を実施する書類で、原本、正本又は適式な写しからなる。但し、外国語の資料及び添付されたベトナム語の訳文を除く。
3. 国家投資ポータル⁴とは、国家投資情報システム⁵の一部であり、投資登録証明書及び外国への投資登録証明書の発給、調整；法規範文書、政策、外国投資家のための市場アクセス条件の登載、更新；投資、ベトナムにおける外国投資、外国への投資の促進活動、工業団地・経済区の開発及びの投資活動についての国家管理に関する情報の更新、展開のために使用する。
4. 投資優遇適用機関とは、投資優遇の種類に応じた税務機関、財政機関、関税機関及び権限を有するその他の機関である。
5. 投資に関する国際条約とは、ベトナム社会主義共和国又はその政府が加盟する、ベトナムに対して効力を有する国際条約で、その中に条約加盟国又は領域に属する投資家の投資活動に対するベトナム社会主義共和国又はその政府の権利及び義務が規定されているもので、以下からなる：
 - a) 投資の奨励、保護に関する二国間、多国間協定；
 - b) 自由貿易協定及びその他の領域に経済参入する合意；
 - c) ベトナム社会主義共和国が 2006 年 11 月 7 日に署名した世界貿易機関（WTO）設立協定に加入する議定（政令）；
 - d) 投資活動に関連してベトナム社会主義共和国又はその政府の権利及び義務を規定するその他の国際条約。
6. 適式な書類⁶とは、投資法、この議定（政令）の規定に従った文書を十分に有し、当該各文書の内容が法令の規定に従って十分に申告されている書類である。
7. 投資手続実施書類とは、投資家又は権限を有する国家機関が投資方針承認決定、投資登録証明書、外国への投資登録証明書の発給、調整手続並びに投資法及びこの議定（政令）の規定に従った投資活動実施のために関連するその他の手続の実施のため作成する書類である。

² 「適式な写し」の原文は bản sao hợp lệ である。

³ 「元帳」の原文は sổ gốc である。

⁴ 「国家投資ポータル」の原文は Cổng thông tin quốc gia về đầu tư である。

⁵ 「国家投資情報システム」の原文は Hệ thống thông tin quốc gia về đầu tư である。

⁶ 「適式な書類」の原文は hồ sơ hợp lệ である。

8. 国防、治安に影響するその他の区域とは、国防、治安に関する法令の規定に従って確定される区域で、以下からなる：
 - a) 国防、治安事業がある区域、軍事区域、国防事業の禁止区域、保護区域、安全地帯及び国防事業及び軍事区域の保護に関する法令に従った軍事区域；
 - b) 人民警察が、警備に関する法令に従った警備、防衛の武装責任を負う政治、経済、外交、科学 - 技術、文化、社会に関する重要な目標に近接した区域；
 - c) 国家の治安維持に関連する重要な事業の保護に関する法令に従った国家の治安維持に関連する重要な事業及びその保護のための安全確保区域⁷；
 - d) 国防と経済 - 社会及び経済 - 社会と国防の結合に関する政府の規定に従った経済 - 国防区域；
 - d) 経済 - 社会発展に結合した国防配置の総体計画決裁に関する政府首相の決定に従った軍事的防御、国防に関して価値がある区域；
 - e) 外国組織、外国人が国防、治安維持のために住宅法の規定に従って住宅を所有することが許可されない区域。
9. 企業法とは、2020 年 6 月 17 日、ベトナム社会主義共和国第 14 期国会第 9 会期において採択された番号 59/2020/QH14 の法律である。
10. 2014 年企業法とは、2014 年 11 月 26 日、ベトナム社会主義共和国国会第 13 期国会第 8 会期において採択された番号 68/2014/QH13 の法律である。
11. 投資法とは、2020 年 6 月 17 日、ベトナム社会主義共和国第 14 期国会第 9 会期において採択された番号 61/2020/QH14 の法律である。
12. 2014 年投資法とは、2014 年 11 月 26 日、ベトナム社会主義共和国第 13 期国会第 8 会期において採択された番号 67/2014/QH13 の法律で、番号 90/2015/QH13 の法律、番号 03/2016/QH14 の法律、番号 04/2017/QH14 の法律、番号 28/2018/QH14 の法律及び番号 42/2019/QH14 の法律によって修正、補充された法律である。
13. 市場アクセスに関してベトナムがまだ誓約していない分野、業種とは、投資に関する国際条約に従った分野、業種で、その国際条約が規定する市場アクセスに関する義務、国際的に対処する義務及び内国投資家と外国投資家の対処の区別ができないその他の義務と符合しない方法につきベトナムが誓約しない、まだ誓約していない、又は発行権を留保する分野、業種である。
14. この議定（政令）の第四章が規定する外国における経済組織とは、ベトナムの投資家が投資活動、投資プロジェクトを実施する地の国家、領域の法令

⁷ 「保護のための安全確保区域」の原文は hành lang bảo vệ である。

に従って設立する経済組織で、ベトナムの投資家はその国家、領域の法令の規定に従って持ち分又はその他の資本を持つものである。

15. 投資家の法的資格に関する資料とは、個人を証明する書類又は経済組織の設立、活動を確認する書類の適式な写しで、以下からなる：
 - a) ベトナム国籍を持つ個人については、個人識別番号⁸又は以下の書類の一つの適式な写し：人民証明書、身分証明カード⁹、効力が残っているパスポート、その他個人を証明する書類；
 - b) 組織については、以下の書類の一つの適式な写し：企業登記証明書、設立証明書、設立決定又はそれらに相当する法的価値を有する資料。
16. 農村地帯とは、市に属する坊、区を含まない行政区域である。

第3条 投資プロジェクト実施のための国家の保障

1. 投資プロジェクトの時期、目標、規模、性質ごとの経済 - 社会発展条件及び投資誘因の需要に基づき、国会、政府首相の投資方針承認権限に属する投資プロジェクト及びその他重要なインフラストラクチャ開発投資プロジェクト実施のため、政府首相は省、省同格機関、省、中央直轄市の人民委員会の提議に従って国家の保障形式、内容を検討し、決定する。
2. この条第1項が規定する投資プロジェクト実施のための国家保障は以下の形式に従って適用を検討される：
 - a) 外国為替管理政策、その時期ごとの外貨均衡能力に基づいた外貨均衡の一部援助；
 - b) 政府首相の決定による国家のその他の保障形式。
3. 官民パートナーシップ形式の投資プロジェクトの投資家、企業は、投資法第二章の規定及び官民パートナーシップに従った投資に関する法令の規定に従った投資保障形式の適用を検討される。

第4条 法令が改正された場合の投資優遇の保障

1. 発行された法規範文書が、それが効力を有する前から投資家に適用されている投資優遇を変更する規定を有する場合、投資家は投資法第13条の規定に従って投資優遇実施を保障される。
2. この条第1項に従って保障される投資優遇は以下からなる：
 - a) 投資許可書、経営許可書、投資優遇証明書、投資証明書、投資登録証明書、投資方針決定文書、投資方針承認決定又は権限を有する者、国家機関

⁸ 「個人識別番号」の原文は *Số định danh cá nhân* である。詳細は *Luật căn cước công dân*(59/2014/QH13)の第12条を参照されたい。

⁹ 「身分証明カード」の原文は *thẻ Căn cước công dân* である。

が発給するその他の書類に規定され、法令の規定に従って適用する投資優遇；

- b) この項 a 号が規定する場合に属さないが、法令の規定に従って享受できる投資優遇。
3. 投資法第 13 条 4 項が規定する投資保障方法の適用要請がある場合、投資家は以下の書類の一つを添付した提議文書を投資登録機関に送付する：投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書、投資登録証明書、投資方針決定文書、投資方針承認決定又は権限を有する国家機関、権限を有する者が発給するその他の文書で投資優遇に関する規定を有するもの（もしあれば）。提議文書は以下の内容からなる：
- a) 投資家の名称及び住所；
 - b) 新しい法規範文書が効力を有する時点の前に、法令文書に規定されている投資優遇で、以下からなるもの：優遇の種類、優遇享受条件、優遇の程度（もしあれば）；
 - c) この項 b 号の規定に従って投資家に適用されていた投資優遇を変更する規定を有する、発行された、又は修正、補充された法規範文書の内容；
 - d) 投資法第 13 条 4 項が規定する投資保障の適用に関する投資家の提案。
4. 投資登録機関は、この条第 3 項が規定する適式な書類を受け取った日から 30 日以内に投資家の提案に従った投資保障方法適用を検討して、決定する。

第 5 条 投資手続書類中に使用する言語

- 1. 権限を有する国家機関に送付される投資手続書類、各文書、報告書はベトナム語で記載する。
- 2. 投資手続書類中に外国語の資料がある場合、投資家は外国語の資料にベトナム語訳文を添付しなければならない。
- 3. 投資手続書類中の文書、資料にベトナム語版のものと外国語版のものがある場合、ベトナム語のものを投資手続に使用する。
- 4. 投資家は、訳文又は写しと正本の間に齟齬がある場合、及びベトナム語版の文書と外国語版の文書の間に齟齬がある場合に責任を負う。

第 6 条 書類の受領及び投資活動に関連する手続の解決

- 1. 投資家の書類の受領及び投資活動に関連する手続の解決は以下のように実施される：
 - a) 投資家は、権限を有する国家機関に送付する書類及び各文書の内容の合法性、正確性、誠実性につき責任を負う。

- b) 書類を受領する機関は書類の適式性を検査し、投資法及びこの議定（政令）が規定する書類以外の書類を追加提出することを要請しない責任を負う。
 - c) 書類の修正、補充を要請する場合、書類を受領した機関は投資家に対して書類一つごとに内容全部の修正、補充が必要であることを文書で 1 回通知する。通知は修正、補充の根拠、内容及び期限を明記しなければならない。投資家は、書類受領機関の通知文書に記載されている期限内に書類を修正、補充する責任を負う。投資家が通知された期限内に修正、補充しない場合、計画投資省、投資登録機関は書類解決中止を検討して文書で投資家に通知する；
 - d) 投資家に書類の内容を説明することを要請する場合、計画投資省及び投資登録機関は説明期限を明記した文書で投資家に通知する。投資家が要請に従った説明をしない場合、計画投資省、投資登録機関は書類解決中止に関して投資家に文書で通知を送ることを検討する。
 - d) この項 c 号、d 号が規定する書類の修正、補充又は書類に関連する内容についての投資家の説明の期間及び投資の領域における行政違反処分（もしあれば）の期間は、投資法及びこの議定（政令）の規定する手続解決期間に参入しない。
 - e) 投資方針承認決定、投資承認決定、投資登録証明書、外国への投資登録証明書並びに投資法及びこの議定（政令）が規定する投資についてのその他の行政文書の発給、調整が拒否される場合、計画投資省、投資登録機関は投資家に対して理由を明記した文書で通知する責任を負う。
2. 投資手続実施書類解決の過程において国家機関の間で行う意見聴取は、以下のように実施する：
- a) 投資法及びこの議定（政令）の規定に従って、意見聴取機関は、意見を聴取される機関の職務、任務と符合する意見を有する提議内容及び回答期間を確定しなければならない。
 - b) この項 a 号が規定する期間内に、意見を聴取される機関は回答をする責任を負い、その機関の職務、任務に属する意見の内容に責任を負う。
3. 権限を有する機関、権限を有する者は、投資法及びこの議定（政令）の規定に従った投資活動に関連する承認、審査決定、決裁及びその他の手続解決される内容に責任を負うのみである；他の権限を有する機関、他の権限を有する者が、それ以前に行った承認、審査決定、決裁及びその他の手続解決につき責任を負わない。

4. 計画投資省、投資登録機関及びその他の国家管理機関は投資家の間の紛争を解決せず、投資家と投資活動実施過程で関連を有する組織、個人との紛争を解決する。
5. 投資家は法令の規定に従う責任を負い、投資法、この議定（政令）及び関連を有する法令が規定する手続を実施しない、又は正しく実施しない場合に発生する損害につき責任を負う。

第 7 条 偽造文書の処理

1. 法令の規定に従った権限を有する機関、組織、者が投資手続実施書類中に偽造された内容があることを確定した場合、投資登録機関は以下の手続を実施する：
 - a) 違反行為に関する投資家への文書による通知；
 - b) 最初に発給された投資方針承認決定、投資家承認決定、投資登録証明書、外国への投資登録証明書及び関連を有するその他の文書（以下「文書、書類」という）の破棄、若しくは権限を有する機関、者への破棄検討を求める報告、又は偽造された情報に基づいて記載された文書、書類の破棄；
 - c) 最も新しい適式な書類に基づいた文書、書類の回復、同時に、法令の規定に従った処分、又は法令の規定に従った処分のために権限を有する機関、者への報告。
2. 投資家は法令の規定に従った責任を負い、書類、資料の内容を偽造した行為につき発生した損害全てにつき責任を負う。

第 8 条 投資プロジェクトに関して情報を公開し、提供する責任

1. 投資登録機関、企画・財源及び環境・建設に関する国家管理機関、その他の国家管理機関は十分に公表し、法令の規定に従って企画、投資プロジェクトの一覧を公開する責任を負う。
2. 投資家が企画、投資プロジェクトの一覧及び投資プロジェクトに関連するその他の情報についての提供要請をする場合、この条第 1 項が規定する機関は、その権限に従った情報を投資家からの提議文書を受け取った日から 5 営業日以内に投資家に対して提供する責任を負う。
3. 投資家は、投資プロジェクトの書類作成及びその実施のため、この第 1 項及び第 2 項が規定する情報を使用する権利を有する。

第 9 条 投資家の紛糾解決及び国家と投資家間の紛争予防制度

1. 経営投資活動の過程において、投資家は、法令の適用及び施行に関連する紛糾、建議を、権限を有する国家機関に報告する権利を有する。

2. 権限を有する国家機関は法令の規定に従って投資家の紛糾、建議を解決する責任を負う。
3. 投資家は、不服申し立て、告発に関する法令の規定に従って不服申し立て、告発、提訴する権利を有する；行政決定、行政行為が法令に反し、自らの権利、合法的利益を侵害していると主張する根拠がある場合、行政訴訟法の規定に従って行政訴訟を提訴する権利を有する。
4. 紛糾、建議、不服申し立て、告発、提訴、国際投資紛争発生危険がある場合、紛争処理、予防を協働するため、権限を有する国家機関は文書で遅滞なく計画投資省、司法省、外務書に通知しなければならない。
5. 国際投資紛争が発生する場合、紛争解決の協働は国際投資紛争解決の協働に関する政府首相の決定に従って実施する。
6. 計画投資省はこの条第 1 項が規定する紛糾、建議の報告に関して処理制度の実施、情報更新及び報告を案内する。

第二章 経営投資分野、業種

第 1 節 経営投資禁止分野、業種及び条件付き経営投資分野、業種

第 10 条 経営投資禁止分野、業種

1. 投資家は、投資法第 6 条が規定する分野、業種の経営投資活動を実施することができない。
2. 科学、医学の分析、検査、研究、薬品生産、犯罪捜査、国防、治安維持における、投資法第 6 条 1 項 a 号、b 号、c 号が規定する生産、製品の使用は以下のように実施する。
 - a) 各麻薬物質は、権限を有する国家機関により、麻薬、前駆物質の一覧及び 1961 年麻薬物質についての統一協定、1988 年の非合法的麻薬及び向精神薬の取引防止についての国連協定に関する政府の規定に従って生産、使用を許可される。
 - b) 投資法の規定に従って禁止される化学物質、鉱物は、権限を有する国家機関によって、科学兵器の開発、生産、貯蔵、使用及び破棄についての条約及び国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約の案内文書の検査が必要な科学物質の管理に関する政府の規定に従った生産、使用を許可される。
 - c) 投資法の規定が禁止する野生動植物の標本は、権限を有する国家機関によって、絶滅危惧、貴重、希少な野生動植物の管理に関する政府の規定及

び絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約（CITES）に従って開発を許可される。

3. 投資法第 6 条が規定する経営投資禁止分野、業種に関する規定の修正、補充及び実施状況の評価の精査、提案は、この議定（政令）第 13 条、第 14 条が規定する条件付き経営投資分野、業種に相当する手順、手続に従って実施する。

第 11 条 条件付き経営投資分野、業種及び経営投資条件

1. 投資家は、投資法別表Ⅳが規定する条件に全て適合する時から、条件付き経営投資分野、業種を經營することができ、経営投資活動の過程においてその条件に適合していなければならない。
2. 経営投資条件に適合する投資家は、投資法第 7 条 6 項 a 号、b 号、c 号、d 号が規定する形式に従った各文書（以下「許可書」という）の発給を受ける権利を有し、又は投資法第 7 条 6 項 d 号の条件に適合する場合に経営投資活動を実施することができる。許可書の発給、期限延長、修正、補充を拒否する場合、権限を有する国家機関は拒否理由を明記した文書で投資家に通知しなければならない。

第 12 条 経営投資条件の精査、集約及び公表

1. 計画投資省は、国家企業登記ポータル上に公表するため経営投資条件の精査、集約を主宰し、各省、省同格機関と協働する。
2. 経営投資条件は、以下の内容を含むこの条第 1 項の規定に従って公表される：
 - a) 投資法別表Ⅳが規定する条件付き経営投資分野、業種；
 - b) この項 a 号が規定する分野、業種に対する経営投資条件適用根拠；
 - c) 個人、経済組織がこの議定（政令）第 11 条 2 項の規定に従って経営投資活動を実施するために適合しなければならない条件。
3. 各法律、国会決議、国会常務委員会令、国会常務委員会決議、政府議定（政令）及び投資に関する国際条約の規定に従って経営投資条件が変更される場合、この条第 2 項の規定の内容は以下の手続に従って更新される：
 - a) 法律、国会令、議定（政令）が発行された日又は投資に関する国際条約が署名された日から 5 営業日以内に、省、省同格機関は文書を計画投資省に送付して、国会企業登記ポータル上の経営投資条件更新を提議する；
 - b) 省、省同格機関の提議を受け取った日から 3 営業日以内に、計画投資省は国家企業登記ポータル上で経営投資条件又は経営投資条件変更内容を更新する。

第 13 条 条件付き経営投資分野、業種及び経営投資条件の修正、補充の提案

1. 経済 - 社会発展条件、その時期ごとの国家管理の要請及び投資に関する国際条約に基づき、省、省同格機関は政府に対して条件付き経営投資分野、業種及び経営投資条件の修正、補充の提案を行う。
2. 条件付き経営投資分野、業種及び経営投資条件の修正、補充の提案は、法規範文書発行法の規定に従った法規範文書作成提議書において実施され、その中で以下の内容が記載される。
 - a) 修正、補充する条件付き経営投資分野、業種又は経営投資条件；
 - b) 条件付き経営投資分野、業種の修正、補充の必要性、目的と投資法第 7 条 1 項の規定への適合性の分析；
 - c) 条件付き経営投資分野、業種又は経営投資条件の修正、補充の根拠及び順守しなければならない対象；
 - d) 条件付き経営投資分野、業種又は経営投資条件の合法性、実現可能性及び投資に関する国際条約への適合性の評価；
 - d) 条件付き経営投資分野、業種又は経営投資条件の修正、補充の、国家管理業務及び順守しなければならない対象の経営投資活動に対する作用の評価。

第 14 条 条件付き経営投資分野、業種に関する規定実施状況の精査、評価

1. 毎年、及び管理要請に従って、省、省同格機関は、条件付き経営投資分野、業種に関する規定実施状況及び自らの管理職務の範囲に属する各経営投資条件の精査、評価に責任を負う。
2. 精査、評価の内容は以下からなる：
 - a) 条件付き経営投資分野、業種に関する法令の規定実施状況、及び精査、評価の時点で効力を有する省、省同格機関の管理職務に属する経営投資条件の評価；
 - b) 条件付き経営投資分野、業種及び経営投資条件に関する規定実施の効力、効果；実施過程で発生する紛糾の評価；
 - c) 経済 - 社会条件、技術、分野・領域の管理要請に関する変更、条件付き経営投資分野、業種についての規定実施に影響するその他の条件及び経営投資条件に関する変更の評価（もしあれば）；
 - d) 条件付き経営投資分野及び経営投資条件に関する規定の修正、補充の建議（もしあれば）。
3. 省、省同格機関はこの条第 2 項が規定する内容に従って提案書を計画投資省に送付し、計画投資省がそれを統合して政府首相に報告する。

第 2 節 外国投資家に対する市場アクセス分野、業種及び条件

第 15 条 外国投資家に対する市場アクセス制限分野、業種

1. 外国投資家に対する市場アクセス制限分野、業種及びその分野、業種の市場アクセスに関する条件は、各法律、国会決議、国会常務委員会令、国会常務委員会決議、政府議定（政令）及び投資に関する国際条約に規定される。外国投資家に対する市場アクセス制限分野、業種はこの議定（政令）の付属書類 I で公表される。
2. 外国投資家に対する市場アクセス条件は投資法第 9 条 3 項が規定する形式に従って適用され、この議定（政令）第 18 条の規定に従って登載、更新される。
3. この条第 1 項及び第 2 項が規定する分野、業種に対する市場アクセス条件に加えて、外国投資家、非内国経済組織は、ベトナムで経営投資活動を実施する時に、以下の各条件（もしあれば）に適合しなければならない。
 - a) 土地、労働者；天然資源、鉱産物の使用；
 - b) 公用品、公的サービス又は国家が独占する物品、サービスの生産、調達；
 - c) 住宅、不動産の所有、事業；
 - d) 一定の分野、領域又は地域、地方の開発に対する国家の援助、支援形式の適用；
 - d) 国営企業の株式化のプログラム、計画への参加；
 - e) 非内国経済組織に対する市場アクセスを許可しない、又は制限する規定を有する各法律、国会決議、国会常務委員会令、国会常務委員会決議、政府議定（政令）及び投資に関する国際条約の規定に従ったその他の条件。

第 16 条 市場アクセス制限分野、業種一覧の適用対象

1. 市場アクセス制限分野、業種の一覧は以下に対して適用される：
 - a) 投資法第 3 条 19 項が規定する外国投資家；
 - b) 他の経済組織を設立する投資；他の経済組織への出資、株式購入、持分購入の投資；BCC 契約形式に従った投資をする場合の、投資法第 23 条 1 項 a 号、b 号及び c 号が規定する経済組織。
（この節にて、この項 a 号、b 号が規定する対象は、以下、外国投資家と総称する。但しこの議定（政令）が異なる規定を有する場合を除く。）
2. ベトナムで実施する経営投資活動について、ベトナム公民であり、同時に外国籍を有する投資は、内国投資家又は外国投資家に適用する市場アクセス条件及び投資手続を選択できる。内国投資家に対して適用する市場アクセス条件及び投資手続を選択した場合、ベトナム公民であり同時に外国籍を有す

る投資家は外国投資家に対して規定する権利、義務を実施することができない。

第 17 条 外国投資家に対する市場アクセス条に関する制限適用原則

1. この議定（政令）の付属文書 I が規定する市場アクセス制限分野、業種一覧に属する分野、業種を除き、外国投資家は内国投資家に対して規定する市場アクセスができる。
2. 外国投資家は、この議定（政令）の付属文書 I の A が規定する市場アクセスができない分野、業種に投資をすることができない。
3. この議定（政令）の付属文書 I の B が規定する外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野、業種について、外国投資家はこの議定（政令）第 18 条に従って登載される市場アクセス条件に適合しなければならない。
4. ベトナムがまだ外国投資家に対して市場アクセスについて誓約していない分野、業種に対する市場アクセス条件は、以下のように実施する：
 - a) 各法律、国会決議、国会常務委員会令、国会常務委員会決議、政府議定（政令）（以下「ベトナム法令」と総称する）がそれら分野、業種に対する市場アクセス制限規定を有さない場合、外国投資家は内国投資家に対して規定する市場アクセスをすることができる；
 - b) ベトナム法令がそれら分野、業種に対する外国投資家に対する市場アクセス制限に関する規定を既に有する場合、ベトナム法令の規定を適用する。
5. 発行される各法律、国会決議、国会常務委員会令、国会常務委員会決議、政府議定（政令）（以下「新たに発行される文書」と総称する）が、ベトナムがこの条第 4 項に従った誓約をまだしていない分野、業種に対する外国投資家の市場アクセス条件に関して規定を有する場合、その条件は以下のように適用する：
 - a) 新たに発行される文書が施行効力を有する日の前にこの条第 4 項が規定する市場アクセス条件の適用を受けていた外国投資家は、その条件に従って引き続き投資活動を実施できる。新たに経済組織を設立する、新たな投資プロジェクトを実施する、投資プロジェクトを譲り受ける、他の経済組織への出資、株式購入、持分購入をする、契約形式に従った投資をする、又は目標、分野、業種を調整、補充する場合で、新たに発行される文書の規定に従って外国投資家に対する市場アクセス条件に適合しなければならない場合、その条件に適合しなければならない。この場合、権限を有する国家機関は、従前に承認した分野、業種に対する市場アクセス条件を再検討しない；

- b) 新たに発行される文書が施行効力を有した時点の後に投資活動を実施する外国投資家は、その文書の規定に従った外国投資家に対する市場アクセス条件に適合しなければならない。
6. この議定（政令）の付属文書 I が規定する相互に異なる分野、業種に属する投資活動を実施する外国投資家は、それら分野、業種に対する市場アクセス条件の全てに適合しなければならない。
7. WTO に加盟していない国家、領域に属する外国投資家で、ベトナムにて投資活動を実施する者は、WTO に加盟する国家、領域に属する投資家に対して規定する市場アクセス条件を適用する。但し、ベトナム法令又はベトナムとその国家、領域との間の国際条約が異なる規定を有する場合を除く。
8. ベトナム法令と比較してより有利な市場アクセス条件についての規定を有する投資に関する国際条約の調整対象に属する外国投資家は、その条約に従った市場アクセス条件を適用される。
9. 市場アクセス条件に関して相互に異なる規定を有する投資に関する複数の国際条約の調整対象に属する外国投資家は、経営分野、業種の全てに対して適用される市場アクセス条件を、それら複数の条約の一つに従って選択できる。投資に関する一つの国際条約（その投資家が適用対象となる、新たに署名した条約及び条約が施行効力を有した後に修正、補充された条約を含む）に従って市場アクセス条件を選択した場合、外国投資家は、その条約の規定全てに従って自らの権利、義務を実施する。
10. 投資に関する国際条約の規定に従った外国投資家の所有比率に関する制限は以下のように適用する。
- a) 多数の外国投資家が経済組織に出資し、株式購入、持分購入をして、一つ又は複数の投資に関する国際条約の対象に属する場合、その経済組織における外国投資家全ての所有比率は、特定の分野、業種に対する外国投資家の所有比率について規定を有する国際条約の一つの規定に従った最高の比率を超えることはできない。
- b) 同じ一つの国家、領域に属する外国投資家多数が経済組織に出資し、株式購入、持分購入をする場合、それら投資家全ての所有比率は、それら投資家全てに適用される投資に関する国際条約が規定する所有比率を超えない。
- c) 証券に関する法令の規定に従った大衆会社¹⁰、証券会社、証券投資基金管理会社又は証券投資基金、証券投資会社について、証券に関する法令が

¹⁰ 「大衆会社」の原文は công ty đại chúng である。「公開会社」と訳されることもあるが、日本の公開会社と異なる概念であり得ることに注意されたい。その定義は、証券法（54/2019/QH14）第 32 条 1 項 a 号、b 号が規定している。

外国投資家の所有比率につき異なる規定を有する場合、証券に関する法令の規定に従って実施する。

- d) 多数の経営分野、業種を有する経済組織で投資に関する国際条約が外国投資家の所有比率につき異なる規定を有する場合、その経済組織における外国投資家の所有比率は、最も低い外国投資家の所有比率制限を有する分野、業種についての外国投資家の所有比率に関する制限を超えない。

第 18 条 外国投資家に対する市場アクセス条件の登載，更新

1. 計画投資省は、国家投資情報ポータル上に登載するため、この議定（政令）の付属文書Ⅰに規定する分野、業種における外国投資家に対する市場アクセス条件の精査，集約を主宰し、各省，省同格機関と協働する。
2. この条第 1 項が規定する登載内容は以下からなる：
 - a) この議定（政令）の付属文書Ⅰに規定する外国投資家に対する市場アクセス制限分野，業種；
 - b) この議定（政令）第 15 条 1 項に規定する外国投資家に対する市場アクセス条件適用根拠；
 - c) 投資法第 9 条 3 項に規定する外国投資家に対する市場アクセス条件。
3. 法律，国会決議，国会常務委員会令，国会常務委員会決議，政府議定（政令）及び投資に関する国際条約が外交投資家に対する市場アクセス条件を規定するが，外国投資家に対する市場アクセス制限分野，業種一覧上で更新されておらず，この条第 2 項に従って内容の登載がされていない場合，それら法律，決議，国会令，議定（政令）に従って適用する。この条第 2 項が規定する登載内容の更新はこの議定（政令）第 12 条 3 項の規定に従って実施する。
4. 外国投資家に対する市場アクセス制限分野，業種一覧の精査，集約，登載，修正・補充の提案，実施状況の評価は，この議定（政令）第 12 条，13 条及び 14 条にある条件付き経営投資分野，業種一覧に相当する規定に従って実施する。

第三章 投資優遇及び支援

第 19 条 投資優遇を享受できる対象

投資法第 15 条 2 項が規定する投資優遇を享受できる対象は以下からなる：

1. この議定（政令）の付属文書Ⅱに規定する投資優遇分野，業種又は投資優遇特別分野，業種に属する投資プロジェクト。
2. この議定（政令）の付属文書Ⅲに規定する困難な経済 - 社会条件を有する地域又は特別に困難な経済 - 社会条件を有する地域での投資プロジェクト。

3. 投資資本が 6 兆ドン以上の投資規模を持つ投資プロジェクトは、以下の条件に適合する場合に、投資法第 15 条 2 項 c 号が規定する投資優遇が適用される：
 - a) 投資登録証明書、投資方針承認決定、投資方針承認と同時の投資家承認決定¹¹（投資登録証明書発給を受ける必要がないプロジェクトについて）又は投資家承認決定（投資登録証明書発給を受ける必要がないプロジェクトについて）から 3 年以内に少なくとも 6 兆ドンの支出を実施する；
 - b) 収益を得るようになった年から遅くとも 3 年後に、少なくとも毎年 10 兆ドンの総収益がある、又は労働に関する法令の規定に従った労働者を毎年、平均で常時 3,000 人以上¹²使用する。
4. 投資法第 15 条 2 項 d 号が規定する投資優遇を享受できる投資プロジェクトは以下からなる：
 - a) 住宅に関する法令の規定に従った社会住宅建設投資プロジェクト；
 - b) 農村部で労働に関する法令の規定に従った労働者（短期労働者及び 12 か月未満の労働契約を締結した労働者を除く）を毎年、平均で常時 500 人以上使用する投資プロジェクト；
 - c) 障害者に関する法令及び労働に関する法令の規定に従った障害者を毎年、平均で常時、労働者数の 30%以上使用する投資プロジェクト。
5. 投資法第 15 条 2 項 d 号の規定に従った、ハイテク企業、科学技術企業、科学技術組織；移転奨励技術目録に属する技術移転をするプロジェクト；技術育成の事業、科学技術企業育成の事業；環境保護についての要請に奉仕する技術、設備、製品及び役務を生産し、供給する企業で、科学技術に関する法令の規定に従った条件に適合する企業、組織、事業、投資プロジェクト。
6. 投資法第 15 条 2 項 e 号が規定する投資優遇を享受できる対象は、以下からなる：
 - a) 政府首相の決定に従って設立された創造的刷新センター；
 - b) 創造的スタートアップ投資プロジェクト実施、創造的刷新企業の設立、創造的刷新の促進実施、この条第 7 項に規定する条件に適合するセンターでの研究及び開発を狙って機関、組織、個人が設立した、その他の創造的刷新センター；

¹¹ 「投資方針承認と同時の投資家承認決定」の原文は Quyết định chấp thuận chủ trương đầu tư đồng thời với chấp thuận nhà đầu tư である。

¹² 「毎年、平均で常時 3,000 人以上」の原文は từ 3.000 lao động thường xuyên bình quân hằng năm trở lên である。なお、本議定（政令）の上位法規範文書である投資法（61/2020/QH14）第 15 条（投資優遇の適用形式及び対象）2 項 c 号によれば、投資優遇を受けるための条件の一つとして「3000 人を超える労働者の使用」 sử dụng trên 3.000 lao động と記載されており、この議定（政令）第 19 条 3 項 b 号が定める「毎年、平均で常時 3,000 人以上」とは異なっている。

- c) この条第 8 項が規定する創造的スタートアップ投資プロジェクト；
 - d) 研究開発センターの設立プロジェクト。
7. この条第 6 項 b 号が規定する創造的刷新センターは、以下の条件に適合する場合に投資優遇を享受できる：
- a) 創造的刷新企業の支援、開発、創造的スタートアップ及び創造的刷新の体系との結合について職務上の権限を有する；
 - b) 創造的スタートアップ及び創造的刷新の体系の支援、開発及び結合のための、以下からなる技術インフラストラクチャの項目：試験室、技術の試験生産及び商業化室、見本品生産開発企業への支援；企業に対する製品、物品、原料の設計、実験、測定、分析、鑑定、検定の活動の提供を確保する技術設備のあるインフラストラクチャ；企業を支援する情報工学ストラクチャ及び創造的刷新技術、製品のイベント、展示、上演のための場所を有する；
 - c) センターで活動する企業に対する支援、開発及び結合サービスを提供するため専門管理部門を有する；専門家ネットワークを有し、企業に支援、開発及び結合サービスを提供する。
8. この条第 6 項 c 号が規定する創造的スタートアップ投資プロジェクトは以下のプロジェクトの一つからなる：
- a) 創意工夫、有益な方法、工業デザイン、半導体集積回路の設計、コンピュータソフトウェア、携帯電話のアプリケーション、クラウドコンピューティングから作られた製品の生産；動物の新種、植物の新種、水産物の新種、森林植物の新種の生産；知的所有、著作権に関する法令の規定に従った保護文書を発給されている、又はベトナムが加盟する国際条約によって国際登録が公認されている、又は権限を有する国家機関が公認している進歩的技術；
 - b) 試験生産、見本品及び技術改善プロジェクトから作り出される製品の生産；スタートアップ、創造的刷新スタートアップのコンペを勝ち抜いた、科学技術に関する賞についての法令に規定に従って受賞した製品の生産；
 - c) 創造的刷新センター、研究開発センターで活動する企業のプロジェクト；
 - d) 知的所有に関する法令の規定に従った保護文書が発給されている著作権、著作権と関連する権利から形成される、又はベトナムが加盟する国際条約が規定する国際登録の公認がされている文化産業製品の生産。
9. 投資法第 15 条 2 項 g 号が規定する投資優遇を享受できる中小企業の物品流通チェーンは、中小企業の消費者に向けた中間の生産流通ネットワークであり、以下の条件に適合する：

- a) 参加する企業数の少なくとも 80%が中小企業である；
 - b) 消費者向け配送地点が少なくとも 10 か所ある；
 - c) チェーンの収入の最小で 50%がチェーンに参加する中小企業から作り出される。
10. 投資法第 15 条 2 項 g 号に従って投資優遇を享受できる中小企業育成施設；中小企業支援技術施設；創造的スタートアップ中小企業のための共通作業エリアは、中小企業支援に関する法令の規定に従って設立される施設である。

第 20 条 投資優遇適用原則

1. この議定（政令）第 19 条 3 項が規定する投資プロジェクトは、特別に困難な経済 - 社会条件を有する地域の投資プロジェクトに対する規定によって投資優遇を享受できる。
2. この議定（政令）第 19 条 4 項 b 号，c 号が規定する農村部で 500 人以上を使用する投資プロジェクト及び障害者を使用するプロジェクトは、困難な経済 - 社会条件を有する地域の投資プロジェクトに対する規定によって投資優遇を享受できる。
3. 困難な経済 - 社会条件を有する地域で投資優遇分野，業種に属する投資プロジェクトは、特別に困難な経済 - 社会条件を有する地域の投資プロジェクトに対する規定によって投資優遇を享受できる。
4. この条第 1 項，2 項及び 3 項が規定する投資プロジェクトへの具体的な優遇の程度は、租税，会計及び土地に関する法令の規定に従って適用される。
5. 同時期に相互に異なる投資優遇条件に適合する投資プロジェクトについて、投資家は最も高い優遇の程度を適用することを選択できる。
6. 投資法第 20 条が規定する投資プロジェクトに対する特別投資優遇，特別投資支援は以下のように適用される：
 - a) 企業所得税，土地・水面賃借料，に関する特別優遇が適用される優遇の程度，期間は，企業所得税法及び土地に関する法令の規定に従って実施する。
 - b) 特別投資優遇，特別投資支援は，政府首相が設立を決定する国家創造的刷新センター及び同センターの本部以外の直属事業所に対して適用される；
 - c) 特別投資優遇適用を提案した投資家は，投資法第 20 条 2 項 a 号，b 号が規定する投資分野，業種，投資登録資本額，支出資本額，支払い期限に関する条件及び投資登録証明書，投資方針承認決定又は政府首相の決定に従った権限を有する国家機関との文書による合意に記載されたその他の条件の全てに適合することを誓約しなければならない；

- d) 政府首相は、投資法第 20 条 2 項が規定する投資プロジェクトに対して、ハイテク、技術移転、国内の生産チェーンに参加するベトナム企業に関する各指標に従って特別投資優遇の程度、期間を決定する。
7. 経済組織の消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併、種類の転換（以下「経済組織の再編」という）；投資プロジェクトの消滅分割、存続分割、吸収合併及び譲渡の場合における投資優遇は、以下のように適用される：
- a) 経済組織の再編に基づいて形成される経済組織又は投資プロジェクトの譲渡を受けた投資家は、再編又は譲渡をする前の投資プロジェクトに対して適用されていた投資優遇（もしあれば）全てを、それら投資優遇享受の条件に依然として適合していれば、承継することができる；
- b) 投資優遇享受の条件に適合するプロジェクトの消滅分割、存続分割によって形成される投資プロジェクトは、消滅分割、存続分割前のプロジェクトの残存する優遇享受期間の間、その投資優遇を享受できる；
- c) プロジェクトの新設合併に基づいて形成される投資プロジェクトは、新設合併前のそれぞれのプロジェクトの優遇条件に依然として適合する場合は、それに従って引き続き投資優遇を適用される。新設合併されたプロジェクトが相互に異なる優遇条件に適合する場合、投資家はそれら相互に異なる優遇条件に従って、その残存期間の間、投資優遇を享受できる。
8. 政府の規定に従って設立されている工業団地、輸出加工区が、権限を有する機関によって企画から外れることが決裁され、若しくは異なる使用目的に転換することが承認され、又は工業団地、輸出加工区のインフラストラクチャ建設、経営投資プロジェクトが投資に関する法令の規定に従って活動を終了する場合、工業団地、輸出加工区内の投資プロジェクトは、投資優遇に関する規定を有する投資許可書、経営許可書、投資優遇証明書、投資証明書、投資登録証明書、投資方針決定文書、投資方針承認決定若しくは権限を有する国家機関のその他の文書の規定に従って（それら各文書の一つがある場合）、又は工業団地、輸出加工区に対する投資の時点で効力を有する法令の規定に従って（上記の文書がない場合）、引き続き投資優遇を享受できる。

第 21 条 行政区域が変更になった場合の投資優遇地域の確定

1. 社級行政部門の地域調整により、行政区域の調整に関する国会常務委員会又は政府の決議に従って新しく設立された（投資優遇地域に属している古い行政部門の新設分割、存続分割、更新）行政部門が、相互に異なる経済 - 社会条件を有する地域に属しているが、まだ投資優遇地域と規定されていない場合、以下のように実施する。
- a) 新たに設立された行政部門は、その時点で投資優遇を享受している行政組織の多数に従って投資優遇地域であると確定される；

- b) 特別に困難な経済 - 社会条件及び困難な経済 - 社会条件を有する地域に属する社級行政部門の数が同じである場合、新たに設立された行政部門は特別に困難な経済 - 社会条件を有する地域と確定される；
 - c) 困難な経済 - 社会条件を有する地域に属する社級行政部門及び投資優遇地域に属さない社級行政部門の数が同じである場合、新たに設立された行政部門は困難な経済 - 社会条件を有する地域と確定される；
 - d) 特別に困難な経済 - 社会条件を有する地域に属する社級行政部門及び投資優遇地域に属さない社級行政部門の数が同じである場合、新たに設立された行政部門は特別に困難な経済 - 社会条件を有する地域と確定される。
2. 行政区域の調整の際、社級単位はその行政部門を含む地の県級地域における投資優遇享受の適用を受けるように調整される。

第 22 条 投資優遇の調整

1. 投資優遇を享受している投資プロジェクトで、より高い投資優遇享受の条件に適合している、又は新たな投資優遇形式に従った優遇を追加的に享受できるものは、残りの優遇期間の間、より高い優遇、又は新たな投資形式に従った優遇を享受できる。
2. 投資プロジェクトが投資登録証明書、投資方針承認決定、投資方針承認と同時の投資家承認決定規定する投資優遇条件又は投資家が自ら確定した投資優遇享受条件に適合しない場合、投資家は、投資登録証明書、投資方針承認決定が規定する投資優遇又は投資家が自ら確定した優遇を享受することができない。投資プロジェクトがその他の投資優遇条件に適合する場合、投資家はその条件に従って条件を享受できる。
3. 投資優遇期間の間に、投資プロジェクトが投資優遇条件に適合しない期間がある場合、投資家は投資優遇条件に適合しない期間の投資優遇を享受できない。

第 23 条 投資優遇適用手続

1. 投資方針承認決定、投資登録証明書、投資家承認決定は、投資法第 15 条、第 16 条及びこの議定（政令）第 19 条の規定に従って投資優遇適用の形式、根拠、条件を規定する。
2. 投資方針承認決定、投資登録証明書、投資家承認決定にある投資優遇内容に基づき、投資優遇の種類に応じた投資優遇適用機関において、投資家は投資優遇享受手続を実施する。
3. この議定（政令）第 19 条 5 項が規定する企業、投資プロジェクトに対する投資優遇の適用根拠は以下からなる：
 - a) 科学技術企業に対しては、科学技術企業証明書

- b) ハイテク¹³を使用する農業を行う企業については、ハイテク使用農業企業証明書；
 - c) ハイテクを使用するプロジェクトについては、ハイテク使用プロジェクト証明書；
 - d) 裾野産業¹⁴プロジェクトについては、裾野産業製品生産優遇確認書；
 - d) 移転奨励技術一覧に属する技術移転付きプロジェクトについては、政府首相の規定に従った移転奨励技術移転証明書。
4. この条第 2 項及び第 3 項に属さない投資プロジェクトについては、この議定（政令）第 19 条、関連を有する法令が規定する投資優遇享受対象を根拠にして、自ら投資優遇を確定して優遇の種類ごとに応じた投資優遇適用機関において投資優遇享受手続を実施する。

第 24 条 投資優遇分野、業種一覧及び投資優遇地域一覧の発行、修正、補充

1. その時期ごとにおける経済 - 社会発展条件、投資誘因の需要及び省、省同格機関、省級人民委員会の提議に基づき、計画投資省はこの議定（政令）に従って投資優遇分野、業種一覧及び投資優遇地域一覧の発行、修正、補充を行う。
2. 各省、省同格機関、省級人民評議会、省級人民委員会は、投資法、この議定（政令）、租税、予算、土地に関する法令及び関連を有する法令に反する投資優遇支援政策を発行することはできない。

第四章 投資プロジェクトの実施

第 1 節 投資プロジェクト実施に関する総則

第 25 条 投資家のプロジェクト実施の担保

1. 投資法第 43 条 1 項 a 号、b 号、c 号及び d 号が規定する場合を除き、投資家は国家から土地の交付、賃貸を受け、土地使用目的変更許可を得た投資プロジェクト実施を担保するため、預託をする、又は預託義務に関してベトナムの法令に従って設立された与信機関¹⁵若しくは外国銀行の支店（以下「与信機関」と総称する）の保証を得なければならない。
2. 預託義務の保証の場合、与信機関はこの議定（政令）第 26 条 10 項が規定する場合に投資家が納入しなければならない預託金を納入する責任を負う。

¹³ 「ハイテク」の原文は công nghệ cao である。直訳は高度技術。

¹⁴ 「裾野産業」の原文は công nghiệp hỗ trợ である。完成品の生産に必要な原料等を生産する産業の意味である。

¹⁵ 「与信機関」の原文は tổ chức tín dụng である。

3. 与信機関と投資家との預託義務保証契約は、民事、信用、銀行保証に関する法令及び関連を有する法令に従って締結され、実施される。

第 26 条 投資家の投資手続実施担保の手続

1. この議定（政令）第 25 条 1 項が規定する投資家のプロジェクト実施担保義務は、投資登録機関と投資家との文書による合意に基づいて実施される。投資プロジェクト実施担保合意は以下からなる：
 - a) 投資方針承認決定、投資方針承認と同時の投資家承認決定又は投資登録証明書が規定する投資プロジェクトのプロジェクト名称、目標、場所、規模、投資資本、実施の進捗、活動期間；
 - b) 投資プロジェクト実施担保方法（この議定（政令）第 25 条 1 項に従った預託又は預託義務の保証）；
 - c) この条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に従って確定される投資プロジェクト実施保証金額；
 - d) この条第 5 項、第 6 項及び第 7 項が規定するプロジェクト実施保証時点、期間；
 - d) この条第 9 項が規定する投資プロジェクト実施保証の償還、調整、終了の条件；
 - e) この条第 10 項が規定する場合の処理方法；
 - g) この項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号及び e 号が規定する内容に関連する当事者のその他の権利、義務、責任；
 - h) 投資法、この議定（政令）及び関連を有する法令の規定に反しない当事者間の合意に従ったその他の内容。
2. 投資プロジェクト実施保証の値は、以下の累進の原則に従って投資資本のパーセントで計算される：
 - a) 3000 億ドンまでの資本の部分について、保証の値は 3 パーセント；
 - b) 3000 億ドンを超えて 1 兆ドンまでの資本の部分について、保証の値は 2 パーセント；
 - c) 1 兆ドンを超える資本の部分について、保証の値は 1 パーセント。
3. この条第 2 項が規定する投資プロジェクト実施保証の値の計算根拠として確定されるプロジェクトの投資資本は、国家に納入する土地使用料、土地賃料及び投資プロジェクトに属するが投資家が完成後に国家に管理を引き渡す義務を負う工事の建設費用を含まない。投資プロジェクト実施保証合意の締結の時点で国家に引き渡す工事の建設費用が正確に確定されていない場合、投資登録機関は投資家が作成したプロジェクト提案書の費用予算を根拠に、投資プロジェクト実施保証金額を確定する。

4. 投資法第 15 条 5 項が規定する投資優遇の適用ができないプロジェクトを除き、投資家は以下の場合にプロジェクト実施保証金を減ずることができる：
 - a) この議定（政令）の付属文書Ⅱが規定する投資優遇分野、業種に属する投資プロジェクト；この議定（政令）の付属文書Ⅲが規定する困難な経済 - 社会条件を有する地域での投資プロジェクトについては 25 パーセントを減ずる；
 - b) この議定（政令）の付属文書Ⅱが規定する特別投資優遇分野、業種に属する投資プロジェクト投資プロジェクト；この議定（政令）の付属文書Ⅲが規定する特別に困難な経済 - 社会条件を有する地域での投資プロジェクト；困難な経済 - 社会条件を有する地域で投資優遇分野、業種に属する投資プロジェクトについては 50 パーセントを減ずる。
5. プロジェクト保証実施時点、期間を以下のように規定する：
 - a) 投資家が預託を実施又は預託義務に関する与信機関の保証証書を提出する時点は、投資方針承認と同時の投資家承認決定、投資家承認決定又は競売結果決裁決定の発給を受けた後で、権限を有する機関が決裁した賠償、支援、再定住を実施する前（投資家が賠償、支援、再定住の金額の暫定的支払いをしていない場合）又は土地交付、土地賃貸、土地使用目的変更許可の決定発行時点の前（投資家が賠償、支援、再定住の金額の暫定的支払いをしている、投資家が土地所有権の競売を通じたプロジェクト実施を選択した、又は土地賃貸料の年払いで国家から土地を賃借した場合）である；
 - b) プロジェクト実施保証期間は、この項 a 号が規定する義務実施の時点から預託金が投資家に償還された、国家予算に納入された又は保証の効力が終了した時点までである。
6. 複数の段階からなる投資プロジェクトについて、預託金の納入及び償還又は保証の納入、調整、終了は、プロジェクト実施保証合意の規定に従ってプロジェクト実施の段階ごとに適用される。投資家は、残っている預託金又は保証を、引き続く段階のプロジェクト実施保証のために移転することができるが前の段階で残った預託金の償還を受け、又は保証の効力を終了することは絶対にできず、前の段階の預託金又は保証を引き続く段階と比較した差額を補充する（もしあれば）。
7. 投資家が権限ある国会機関に対して決裁済みの賠償、支援、再定住の金額を前払いする場合、以下のように実施する：
 - a) 前払いした金額がこの条第 2 項が規定するプロジェクト実施保証の金額と同じ又は大きい場合は、投資家は預託金又は与信機関の保証証書をこの条第 5 項 a 号が規定する時点で直ちに提出する必要はない；

- b) 前払いした金額がこの条第 2 項が規定するプロジェクト実施保証の金額より少ない場合、投資家はその差額分の預託金又は与信機関の保証証書をこの条 5 項 a 号が規定する時点に納入しなければならない；
 - c) この項 a 号及び b 号が規定する場合に納入済みの預託又は与信機関の保証証書を有する投資家は、投資方針承認決定、投資方針承認と同時の投資家承認決定又は投資登録証明書に規定された進捗が遅れた際、この条の規定に従って投資登録機関に預託を納入しなければならない。
8. プロジェクト実施保証金は、ベトナム法令に従って設立された、投資家の選択した商業銀行に開設した投資登録機関の口座に納入される；投資家はプロジェクト実施保証の口座開設、維持に関連する費用を負担し、その口座で関連する取引を実施する。複数のプロジェクトを実施する場合で一つの投資登録機関に対してプロジェクト実施保証合意をしなければならない場合、投資家は投資登録機関と、その機関が管理する地域において実施する各プロジェクトについて、プロジェクト実施義務保証金受け入れのため一つの口座を使用することを合意することができる。
9. プロジェクト実施保証の償還、調整、終了は以下のように規定される：
- a) 投資家が権限を有する国家機関から土地交付、土地賃貸、土地使用目的変更許可の決定を発給された場合、及び権限を有する国家機関から建設活動実施のためのその他の許可書又は承認を得た場合（もしあれば）、預託済み金額の 50 パーセントを償還、又は保証金の 50 パーセントを減ずる；
 - b) 投資家が建設工事の検収を完成させた時点で、残りの預託金及び預託金から発生した利息（もしあれば）を償還、又は預託義務保証の効果を終了する；
 - c) プロジェクトの投資資本を減ずる場合、投資家は投資方針調整決定、投資調整登録証明書が規定する投資資本の減少に相当する預託金の償還を受ける；
 - d) プロジェクトの投資資本を増加する調整の場合、投資家は投資方針調整決定、投資調整登録証明書が規定する資本の増加に相当する預託金の補充又は与信機関の預託保証の補充を行う。調整の前に納入済みの預託金の 50 パーセントが償還されている場合、投資家は補充しなければならない預託金の 50 パーセントの金額のみを納入しなければならない。
 - d) 不可抗力、権限を有する国家機関の行政手続実施、又は企画変更の場合にプロジェクトが権限を有する国家機関の要請に従って調整しなければならないという理由で投資プロジェクトが引き続き実施することができない場合、投資家はプロジェクト実施義務保証金の償還又はプロジェクト実施保証義務終了を検討される。

- e) 投資方針承認を受けた内国投資家で、投資登録証明書発給の必要がないものが、議定（政令）が規定する投資方針調整に属さないプロジェクトを調整する場合で、その調整内容がプロジェクト実施保証合意の内容を変更する場合、投資家は投資プロジェクト調整の前に通知文書を投資登録機関に送付する。投資登録機関及び投資家は、投資プロジェクトの調整内容に適合するように投資実施保証合意を調整する。
- 10. 償還されていないプロジェクト実施保証金は、以下の場合に法令の規定に従って国家予算に納入される。
 - a) 投資方針承認文書、投資登録証明書に規定された開発、運用の進捗が遅れたプロジェクトで、権限を有する国家機関による投資法及びこの議定（政令）が規定する進捗調整許可が得られない；
 - b) プロジェクトが、投資法第 48 条 2 項が規定する活動を終了する。但し、投資法第 47 条 2 項 a 号が規定する場合を除く。
- 11. 与信機関に預託義務を保証され、保証終了日が到来したが投資家が保証の効力を延長せず、保証の効力終了について投資登録機関の意見がない場合、引き続き投資家のプロジェクト実施保証預託のため与信機関は保証金を投資登録機関の口座に移転しなければならない。

第 27 条 投資プロジェクトの活動期間

- 1. 投資法第 44 条第 1 項及び第 2 項が規定する投資プロジェクトの活動期間は投資家が最初に投資家承認決定、投資方針承認と同時の投資家承認決定又は投資登録証明書の発給を得た日から計算する。国家から土地の交付、土地賃貸、土地使用目的変更を受ける投資プロジェクトについては、プロジェクトの活動期間は投資家が土地交付決定、土地賃貸決定、土地使用目的変更決定を受けた日から計算する。投資家が土地交付決定、土地賃貸決定、土地使用目的変更決定を受けているが土地引き渡しが遅れている場合は、投資プロジェクト活動期間は土地引き渡しの日から計算する。
- 2. 投資プロジェクト実施過程において、投資家は投資プロジェクト活動期間の増減の調整をすることができる。調整後の投資プロジェクト活動期間は投資法第 44 条 1 項及び 2 項が規定する期間を超えることはできない。
- 3. 投資プロジェクトの活動の目標、規模、場所、要請に基づき、投資方針承認権限を有する機関、投資登録機関は、この条第 1 項及び第 2 項の規定に従って投資プロジェクトの活動期間を検討し、決定し、調整する。
- 4. 投資法第 44 条 4 項 a 号及び b 号が規定する場合を除き、活動期間が終了した後引き続き投資プロジェクト実施の需要を有する投資家は、以下の条件に適合する場合は、投資方針承認権限を有する機関、投資登録機関によってその投資プロジェクト活動期間の検討、延長決定を受ける：

- a) 全国級の企画、地帯の企画、省の企画、都市の企画及び特別行政 - 経済単位の企画（もしあれば）に適合する；都市開発の目標、方向性、住宅開発計画方針に適合する（住宅、都市区建設投資プロジェクトについて）；
 - b) 土地に関する法令の規定に従った土地交付、土地賃貸条件に適合する（土地使用期間延長を提議する場合について）
5. この条第 4 項が規定する投資プロジェクトの活動延長期間はプロジェクト活動の目標、規模、場所、要請に基づいて検討され、投資法第 44 条 1 項及び 2 項が規定する最大の期間を超えない。
6. 投資プロジェクトがこの条第 4 項 b 号が規定する活動延長条件に適合するが同 a 号の条件に適合しない場合、投資方針承認権限を有する機関、投資登録機関は、土地に関する法の規定に従った県級の年次土地使用企画を有する時まで、年ごとに投資プロジェクトの活動期間延長を検討する。投資家は延長の最初の年に対するプロジェクト活動期間延長手続のみを実施する。
7. 活動期間終了後にベトナム国家又はベトナムの当事者に投資家の財産を返還なく移転する誓約がある投資プロジェクトの活動期間の確定はこの議定（政令）第 124 条 3 項の規定に従って実施する。
8. 投資プロジェクトの活動期間の調整又は延長をする場合の国家に対する土地についての財政的義務の確定は土地に関する法令及び関連を有する法令の規定に従って実施する。
9. 投資プロジェクトの活動期間の調整、延長の手続はこの議定（政令）第 55 条の規定に従って実施する。
10. 以下からなる、環境汚染を惹起し、天然資源を濫用する時代遅れの、潜在的危険がある技術¹⁶を使用する投資プロジェクトは投資法第 44 条 4 項 a 号が規定する活動期間の調整、延長ができない：
- a) 安全、省エネルギー及び環境保護に関する国家技術基準¹⁷の規定に適合しない；残存している稼働能力（一定の時間内に生産ラインが製造できる生產品の数量に従って計算する）又は残存している稼働効率が、設計時の稼働能力、又は稼働効率と比較して 85%未満である；原材料、エネルギーの消費量が設計時と比較して 15%を超える活動を行う際に生産ラインを使用するプロジェクト。

プロジェクトの生産ラインに関連する安全、省エネルギー及び環境保護に関する国家技術基準がない場合、安全、省エネルギー及び環境保護に関

¹⁶ 「環境汚染を惹起し、天然資源を濫用する時代遅れの、潜在的危険がある技術」の原文は công nghệ lạc hậu, tiềm ẩn nguy cơ gây ô nhiễm môi trường, thâm dụng tài nguyên である。

¹⁷ 「安全、省エネルギー及び環境保護に関する国家技術基準」の原文は Quy chuẩn kỹ thuật quốc gia về an toàn, tiết kiệm năng lượng, bảo vệ môi trường である。

するベトナムの国家規格又は G7 の一つの国又は大韓民国の国家規格の技術指標¹⁸を適用する；

- b) ベトナムの輸出入リストの 84 類及び 85 類に属する商品コード（HS コード）を有する製品の生産のため、10 年以上を経過した機械、設備を使用する、又は安全、省エネルギー及び環境保護に関する国家技術基準の規定に適合しない活動をする際に機械、設備を使用するプロジェクト。プロジェクトの機械、設備に関連する安全、省エネルギー及び環境保護に関する国家技術基準がない場合、安全、省エネルギー及び環境保護に関するベトナムの国家規格又は G7 の一つの国又は大韓民国の国家規格の技術指標を適用する。

科学技術省は、10 年を経過しているが環境汚染を惹起し、天然資源を濫用する時代遅れの、潜在的危険がある技術に属さない領域における機械、設備の確定を案内する。

11. この条第 10 条が規定する環境汚染を惹起し、天然資源を濫用する時代遅れの、潜在的危険がある技術を使用する投資プロジェクトの確定は以下のよう
に実施する：
- a) 科学技術省が、国会、政府首相の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトの技術を確定することを主宰し、関連を有する機関と協働する；
- b) 省級人民委員会に属する科学技術専門機関が、この項 a 号が規定する場合に属さない投資プロジェクトの技術を確定することを主宰し、関連を有する機関と協働する；
- c) 実施の経費は国家予算から配置される。投資プロジェクトが引き続く活動期間を延長された場合、経費全部を投資家が支払う。
- d) 環境汚染を惹起し、天然資源を濫用する時代遅れの、潜在的危険がある技術を使用する投資プロジェクト確定の書類、手順、手続は政府首相の規定に従って実施する。

第 28 条 投資資本の価値の確定；投資資本の価値の鑑定；機械、設備、生産ラインの鑑定

1. 投資プロジェクトを実施する登録資本は以下に基づいて確定される：

¹⁸ 「安全、省エネルギー及び環境保護に関するベトナムの国家規格又は G7 の一つの国又は大韓民国の国家規格の技術指標」の原文は *chỉ tiêu kỹ thuật của tiêu chuẩn quốc gia của Việt Nam hoặc tiêu chuẩn quốc gia của một trong các nước G7, Hàn Quốc về an toàn, tiết kiệm năng lượng, bảo vệ môi trường* である。

- a) 金銭，機械，設備，知的所有権・工業所有権・技術ノウハウの価値，土地
使用権・民事に関する法令，投資に関する国際条約に従ったその他の財産
の価値；
 - b) 投資プロジェクトを実施する資本；
 - c) 再投資のための利益
2. 投資プロジェクトの実施資本は，プロジェクト実施過程における投資家が出資した資本及び再投資のための利益に基づいて確定される。投資家はその投資実施資本の価値をプロジェクトが開発，運用され始めた後に自ら確定する。
3. 投資法第 45 条 3 項が規定するプロジェクトが開発，運用され始めた後の投資資本の価値，機械，設備，生産ラインの質，量，価値の独立した鑑定は，以下の場合に実施する：
- a) 投資に関する国家管理機関，税務管理機関が，租税及び税務管理に関する法令の規定に従った投資家の投資資本価値に関する税務申告が誠実，正確，十分でないと確定する根拠を有する；
 - b) 投資に関する国家管理機関，科学技術に関する管理機関が，投資プロジェクト実施過程において，投資家に技術移転に関する法令の規定に従った技術の応用，移転に関する違反の兆候があると確定する。
4. この条第 3 項 a 号が規定する場合，税務管理機関は投資家が納入しなければならない租税の金額確定のため鑑定を実施する；投資に関する国家管理機関がプロジェクトの投資資本価値鑑定のための独立的鑑定組織を雇う。
5. この条第 3 項 b 号が規定する場合は以下からなる：
- a) 国会，政府首相の投資方針承認権限に属するプロジェクトについて，科学技術省が機械，設備，生産ラインの質，量，価値の鑑定を主宰し，関連を有する国家機関と協働する；
 - b) この項 a 号が規定する場合に属さないプロジェクトについて，省級人民委員会に属する科学技術に関する専門機関が機械，設備，生産ラインの質，量，価値の鑑定を主宰し，関連を有する国家機関と協働する；
 - c) 機械，設備，生産ラインの質，量，価値の鑑定は，科学技術諮問評議会，機械，設備，生産ラインに関する独立鑑定組織，専門家が参加して実施され，投資プロジェクト実施の過程で使用される。
 - d) 機械，設備，生産ラインの鑑定は政府首相の規定に従って実施される。
6. この条第 4 項及び第 5 項が規定する鑑定実施費用は，国家予算に配分される。鑑定結果として国家への租税義務が増えた場合は，投資家は鑑定費用を負担しなければならない。

第 2 節 投資方針承認及び投資家選択

第 29 条 投資方針承認及び投資家選択

1. 投資法第 30 条、第 31 条及び第 32 条が投資方針承認権限を有する機関を規定する（以下「投資方針承認機関」という）。相互に異なる投資方針承認機関の権限に属する目標、内容を有する投資プロジェクトの場合、より高い権限を有する機関がプロジェクト全部について投資方針を承認する。
2. 投資法第 30 条、第 31 条及び第 32 条が規定する投資方針承認が必要なプロジェクトについて、投資方針承認機関は投資方針承認を検討し、以下のプロジェクトを実施する投資家を選択する形式を決定する：
 - a) 土地及び投資プロジェクト実施が予想される更地化された区域に関する法令が規定する土地使用権競売をしなければならない投資プロジェクト実施のための土地交付、土地賃貸をする場合の土地使用権の競売。この場合、投資方針承認機関は、プロジェクトを実施する投資家を選択するため、土地に関する法令の規定に従った土地使用権の競売実施権限を有する国家機関を割り当てる；
 - b) 入札に関する法令、社会化に関する法令、特別法令の規定に従った投資家選択の入札をする場合に属する投資プロジェクトで、この項 a 号が規定する土地使用権の競売条件に適合しないものについて、投資家選択の入札。投資方針承認機関は、入札に関する法令の規定に従ったプロジェクトを実施する投資家を選択する入札権限を有する国家機関を割り当てる。投資方針承認は、同時に、入札に関する法令の規定に従った投資プロジェクト一覧の決裁決定である；
 - c) 投資法第 29 条 4 項が規定する投資プロジェクト及びこの項 a 号及び b 号が規定する場合に属さない投資プロジェクトについて、投資方針承認機関は投資方針承認と同時に、この条 5 項が規定する土地使用権の競売、投資家選択の入札を経ることなく、プロジェクトを実施する投資家の承認を検討する。
3. 投資法第 29 条 3 項が規定する投資家承認は、以下のように実施する：
 - a) 土地に関する法令の規定に従って土地使用権の競売を実施したが参加登録した投資家が一人だけである、又は少なくとも 2 回競売を実施したが不成立となった；
 - b) 入札に関する法令の規定に従って、プロジェクト一覧に登載したが登録して、能力、経験に関する初期的要請に合致している投資家が一人だけである、又は入札に関する法令の規定に従って、多数の投資家が登録したが能力、経験に関する初期的要請に合致している投資家が一人だけである；

- c) 競売、入札実施権限を有する国家機関は、この項 a 号及び b 号が規定する条件の適合を検討して、この議定（政令）第 30 条 1 項、2 項及び 3 項が規定する投資家承認手続を実施するため投資登録機関及び投資家（もしあれば）に対して文書で通知する責任を負う。
- 4. この条第 2 項 a 号及び b 号の規定に従って選択された投資家は以下のようにプロジェクトを実施する：
 - a) 権限を有する機関は、競売、入札に関する法令の規定に従って競売結果、投資家選択結果の決裁を決定する。競売結果又は投資家選択結果決裁決定は投資方針承認機関、投資登録機関及び投資家に送付される；
 - b) 競落した投資家、落札した投資家は土地、入札に関する法令の規定に従って土地交付、土地賃貸の手続を実施し、投資方針承認決定、競売結果決裁決定又は投資家選択結果選択決定に従って投資プロジェクトを実施する。
- 5. この条 2 項 c 号が規定する投資プロジェクトについて、以下の場合に、投資方針承認機関は投資方針承認と同時に土地使用権の競売、投資家選択入札を経ない投資家承認を検討する。
 - a) 土地使用権を有する投資家が、国家により交付された土地、賃貸された土地、土地使用権を公認された土地又は土地に関する法令の規定に従って土地使用権を認められた土地を現に使用しており、投資方針承認申請文書提出時点で投資家が現に使用している区域が、省級人民評議会が採択した国防、公共利益のため土地回収の必要があるプロジェクト一覧に属さない。但し、現に行っている土地使用がこの議定（政令）第 27 条 6 項が規定する投資プロジェクト活動期間延長の場合を除く；
 - b) 投資家が土地に関する法令の規定に従って非農業生産、経営投資プロジェクト実施のために権限を有する国家機関により農地使用権の譲渡、出資を受け、賃借することの許可を得る；
 - c) 投資家が工業団地、ハイテクパーク内で投資プロジェクトを実施する；
 - d) プロジェクトが、この条第 2 項 a 号及び b 号の規定する場合に属さない；
 - d) プロジェクトが、土地、入札に関する法令、関連を有する法令の規定に従った土地使用権の競売、投資家選択入札の必要がない。
- 6. 投資家承認、投資方針承認の権限、書類、手順、手続は、この議定（政令）第 30 条、第 31 条、第 32 条及び第 33 条の規定に従って実施する。
- 7. この条第 5 項 c 号、d 号及び d 号が規定する投資プロジェクトで 2 人以上の投資家が、投資家の適式な書類の最初の受領の日から 20 日（政府首相の投資方針承認権限に属するプロジェクト）又は 15 日（省級人民委員会の投資方針承認権限に属するプロジェクト）以内に投資プロジェクト実施提議の適式な

書類を同じ時点に提出する場合、計画投資省、投資登録機関は以下の手続を実施する：

- a) 投資家の適式な書類の最初の受領の日から 25 日（政府首相の投資方針承認権限に属するプロジェクト）又は 20 日（省級人民委員会の投資方針承認権限に属するプロジェクト）以内にこの項の規定に従った投資方針承認及び投資家選択承認につき文書で各投資家に通知する。計画投資省、投資登録機関は他の投資家（もしあれば）が、投資家の適式な書類の最初の受領の日から 20 日（政府首相の投資方針承認権限に属するプロジェクト）又は 15 日（省級人民委員会の投資方針承認権限に属するプロジェクト）より後に提出した書類を検討せず、返送する；
- b) この議定（政令）第 32 条又は第 33 条の規定に従って、最初の投資家の投資プロジェクト提案に基づいて、投資方針承認手続を実施する。最初の投資家の投資プロジェクト提案が投資法第 33 条 3 項に規定される条件に適合しない場合、引き続き投資家の投資プロジェクト提案を順番に検討する原則に従って投資方針承認手続を実施する；
- c) 計画投資省又は投資登録機関の提議に基づき、投資方針承認機関は投資方針承認を検討し、適式な書類を選択した複数の投資家の中から投資家を選択するため入札に関する法令適用選択権を有する国家機関を配置する；
- d) 選択された投資家はこの議定（政令）第 30 条 2 項又は 4 項が規定する投資家承認手続を実施する。

第 30 条 投資家承認手続

- 1. この議定（政令）第 29 条 3 項 a 号が規定する競売参加登録した唯一の投資家、又は少なくとも 2 回の競売を実施したが不成立となった後に投資プロジェクト実施を提議した投資家は、以下の手続に従って承認を検討される：
 - a) 投資家は、以下からなる投資方針承認申請書類を 4 部、投資登録機関に提出する：投資方針承認申請文書、投資法第 33 条 1 項 b 号、c 号、e 号、g 号及び h 号が規定する資料；
 - b) 適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に、投資登録機関は投資法第 33 条 4 項 b 号、c 号及び d 号が規定する要請適合に関して関連を有する国家機関の意見聴取書類を送付する。国会、政府首相が投資方針承認をしたプロジェクトについては、投資登録機関は同時に計画投資省の意見を聴取する書類を送付する；
 - c) 投資登録機関の提議を受け取ってから 15 日以内に、意見聴取された機関は自らの国家管理範囲に属する内容につき意見を明らかにして、投資登録機関に送付する；

- d) この項 a 号が規定する適式な書類を受け取った日から 25 日以内に投資登録機関は、投資法第 33 条 4 項 b 号、c 号及び d 号が規定する内容からなる審査報告を作成し、省級人民委員会に提出する；
 - d) 書類及び審査報告を受け取った日から 7 営業日以内に、省級人民委員会は投資方針を承認して投資方針承認決定を計画投資省に送付する（国会、政府首相が投資方針を承認済みのプロジェクトについて）；競売実施機関に送付する；投資登録機関及び投資家に送付する。
2. この議定（政令）第 29 条 3 項 b 号が規定する条件に適合する投資家は以下の手続に従って承認を検討される：
- a) 投資家は、以下からなる投資方針承認申請書類を 4 部、投資登録機関に提出する：投資方針承認申請文書、投資法第 33 条 1 項 b 号、c 号、e 号、g 号及び h 号が規定する資料；
 - b) 適式な書類を受け取ってから 3 営業日以内に、登記登録機関は投資法第 33 条 4 項 b 号、c 号及び d 号が規定する要請に対する適合性に関する関連する国家機関の意見を収集するために能力、経験の初期評価結果報告及びこの項 a 号が規定する書類を送付する。国会、政府首相が投資方針承認をしたプロジェクトについては、投資登録機関は同時に計画投資省の意見を聴取する書類を送付する；
 - c) 投資登録機関の提議を受け取ってから 15 日以内に、意見聴取された機関は自らの国家管理範囲に属する内容につき意見を明らかにして、投資登録機関に送付する；
 - d) この項 a 号が規定する適式な書類を受け取った日から 25 日以内に、投資登録機関は投資法第 33 条 4 項 b 号、c 号及び d 号が規定する内容からなる報告書を作成し、省級人民委員会に提出する；
 - d) 書類及び報告を受け取った日から 7 営業日以内に、省級人民委員会は投資方針を承認して投資方針承認決定を計画投資省（国会、政府首相が投資方針を承認済みのプロジェクトについて）及び投資家に送付する。
3. 省、省同格機関、政府に属する機関が入札を実施した場合、これら機関は能力、経験の初期評価結果報告を作成し、投資家が投資法第 33 条 4 項 b 号、c 号及び d 号が規定する要請に適合する場合に投資家承認をする。投資家承認決定は計画投資省（国会、政府首相が投資方針を承認済みのプロジェクトについて）、投資登録機関及び投資家に送付する。
4. 投資法第 32 条 2 項が規定する経済区で実施する投資プロジェクトについての投資家承認手続は以下のように実施する：

- a) 投資家は、以下からなる投資方針承認申請書類を 4 部、経済区管理委員会に提出する：投資方針承認申請文書、投資法第 33 条 1 項 b 号、c 号、e 号、g 号及び h 号が規定する資料；
- b) 経済区管理委員会はこの条第 1 項 b 号及び第 2 項 b 号の規定に従って関連を有する国家機関の意見を聴取する書類を送付する；
- c) 経済区管理委員会の提議を受け取った日から 15 日以内に、意見聴取された機関は自らの国家管理範囲に属する内容につき意見を明らかにして、経済区管理委員会に送付する；
- d) 経済区管理委員会はこの項 a 号が規定する適式な書類を受け取った日から 25 日以内に投資家承認をする。

第 31 条 投資方針承認申請の書類、作成手続、審査

1. 投資プロジェクト承認申請書類の作成は、投資法第 33 条 1 項及び 2 項並びにこの条第 2 項及び第 3 項の規定に従う。
2. 投資法第 33 条 1 項及び 2 項が規定する投資家選択形式提案説明資料、書面は以下からなる：
 - a) 投資家選択が土地に関する法令の規定に従った土地使用权の競売形式である場合、省級人民評議会が採択した土地回収プロジェクトの一覧の写し；更地化された土地証明書類（もしあれば）、その他の説明書類（もしあれば）の写し；
 - b) 投資家選択が土地使用をするプロジェクトの入札形式である場合、省級人民評議会が採択した土地回収プロジェクトの一覧の写し；まだ更地化されていない土地証明書類（もしあれば）、その他の説明書類（もしあれば）の写し。この場合、プロジェクト実施総費用初期確定の投資プロジェクト提案は、建設に関する法令の規定に従ったプロジェクトの投資総額に基づいて確定され、賠償、支援、再定住の費用を含まない。

投資家選択入札が社会化に関する法令、特別法の規定に従う場合、入札を通じた投資家選択の法的根拠及び適用条件の説明資料は、社会化に関する法令、特別法の規定に従う；
 - c) 投資方針承認と同時に投資法第 29 条 4 項 a 号が規定する土地使用权を有する投資家承認の提案をする場合、省級人民評議会が採択した土地回収プロジェクト一覧に属しないプロジェクト証明資料；土地交付決定、土地賃貸決定、土地使用权賃貸契約書又は土地使用权証明書、住宅所有権及び土地使用权証明書、土地使用权並びに住宅及び土地付着財産所有権証明書の適式な写し；
 - d) 投資方針承認と同時に投資法第 29 条 4 項 b 号が規定する非農業生産、経営投資プロジェクトを実施するため農地の土地使用权の譲渡を受け、出資

を受け、土地賃借権を受ける投資家承認の提案をする場合、投資プロジェクト実施のため土地の譲渡、出資、土地使用権の賃借を受けることを承認する権限のある級の人民委員会の文書の適式な写し、及び投資プロジェクト実施のための場所使用を合意するその他の書類、文書の適式な写し。

3. 建設投資プロジェクトについて、投資プロジェクトの提案は以下からなる：

- a) 住宅、都市区建設投資について、投資法第 33 条 1 項 d 号又は 2 項 b 号が規定する内容；都市開発の目標、方向の適合性、住宅開発のプログラム、計画に関する説明；プロジェクト分割の予定（もしあれば）；同一性を確保する投資分割の初期的方法；住宅製品の初期的構造及び社会住宅開発のための土地保存；プロジェクト範囲の内部及び外部での都市インフラストラクチャ建設、管理投資の初期的方法、その中に経営投資のため投資家が維持する都市インフラストラクチャ、投資家が引き渡しに責任を負う都市インフラストラクチャの初期的提案、又は地方に引き渡す提案。

都市区プロジェクトについて、建設に関する法令が実現可能性の事前研究報告作成を規定する場合、投資家又は権限を有する国家機関は、事前研究報告書を提出又は投資プロジェクト提案に替えて使用し、その中に経営投資のため投資家が維持する都市インフラストラクチャ、投資家が引き渡しに責任を負う都市インフラストラクチャの初期的提案、又は地方に引き渡す提案をする；

- b) この項 a 号が規定する場合に属さない建設プロジェクトについては、投資法第 33 条 1 項 d 号又は 2 項 b 号が規定する内容、プロジェクト分割の予定（もしあれば）。

4. 以下からなる権限を有する国家機関は、投資法第 33 条 1 項及び 2 項が規定する投資プロジェクト方針承認提議書類を作成する：

- a) 省、省同格機関、省級人民委員会は、国会、政府首相の投資方針承認権限に属するプロジェクトについて、投資方針承認提議書を作成する；
- b) 省級人民委員会に属する専門機関；県級人民委員会；工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会は、省級人民委員会の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトについて、投資方針承認提議書類を作成する。

5. 投資方針承認提議書を受け取る機関は以下からなる：

- a) 国会、政府首相の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトについて、計画投資省は投資方針承認提議書を受け取る；
- b) 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区外の省級人民委員会の投資方針承認権限に属する投資プロジェクト；工業団地、輸出加工区、ハ

- イテックパーク、経済区の内部及び外部で同時に実施される投資プロジェクト；管理委員会が設立されていない工業団地、輸出加工区、ハイテックパーク、経済区内のプロジェクト、又は工業団地、輸出加工区、ハイテックパーク、経済区の管理委員会の管理の範囲に属さないプロジェクトについて、計画投資局は投資方針承認提議書を受け取る；
- c) 工業団地、輸出加工区、ハイテックパーク、経済区内で省級人民委員会の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトについて、工業団地、輸出加工区、ハイテックパーク、経済区の管理委員会は投資方針承認提議書を受け取る。
6. 投資方針承認提議の審査内容は以下からなる：
- a) 投資法第 33 条 3 項が規定する審査内容；
- b) 投資法第 29 条 1 項及びこの議定（政令）第 29 条が規定する投資家選択の法的根拠及び形式適用条件。
7. 投資法第 33 条 3 項 a 号が規定する投資プロジェクトの企画との符合性審査は以下のように実施する：
- a) 企画法の規定に従った全国級の企画、地帯の企画、省の企画がまだ決定していない、又はまだ決裁されていない場合、投資プロジェクトとその企画との符合性の評価は、全国級の企画、地帯の企画、省の企画に統合される企画実施に関する企画法第 59 条 1 項 c 号の規定及びそれら規格に統合される企画の一覧を発行する政府の決議と投資プロジェクトの符合性の評価に基づいて実施する；
- b) この項 a 号の規定に従って全国級の企画、地帯の企画、省の企画に統合される企画が、全国級の企画、地帯の企画、省の企画が決定され、又は決裁される前に期限を終了する場合、その企画は全国級の企画、地帯の企画、省の企画が決定され、又は決裁されるまで期限を延長することができる；
- c) 土地企画について、審査内容として投資プロジェクトの詳細企画（もしあれば）、区分企画（もしあれば）との適合性に関する評価がなければならない；詳細企画、区分企画が権限を有する機関にまだ決裁されていない場合、投資プロジェクトと一般企画との適合性を評価する。
8. 以下は、投資方針承認と同時の投資家承認の提議の審査内容である：
- a) 投資法第 33 条 4 項が規定する内容；
- b) 投資法第 29 条 1 項及びこの議定（政令）第 29 条が規定する投資家承認の法的根拠、条件；
- c) 建設、住宅、都市開発、不動産事業に関する法令の規定に従った条件適合性の評価（住宅、都市区建設、不動産事業に関する投資プロジェクトについて）。

9. 投資方針承認提議審査過程における意見聴取及び意見の回答はこの議定（政令）第 6 条 2 項が規定する原則に従って実施する。建設、住宅、土地開発、不動産事業に関する法令が審査意見聴取機関及び審査意見の内容に関して規定を有する場合、その法令の規定に従って実施する。

第 32 条 政府首相の投資方針承認手続

1. 政府の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトは投資法第 31 条が規定する。投資法第 31 条 4 項が規定する政府首相の投資方針承認権限に属するその他の投資プロジェクトは、法律が規定するプロジェクトで投資方針承認、投資決定、投資許可又は他の形式に従った決定をする政府首相に提出しなければならないものである。
2. 投資家又はこの議定（政令）第 31 条 4 項 a 号が規定する権限を有する国家機関は投資法第 33 条 1 項又は 2 項、この議定（政令）第 31 条 2 項及び 3 項が規定する投資方針承認申請書類を 8 部、計画投資省に提出する。
3. この条第 2 項が規定する適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に、計画投資省は各省、関連を有する機関、プロジェクト実施予定の地の省級人民委員会に、この議定（政令）第 31 条 6 項又は 8 項の規定に従った、その機関の国家管理の範囲内での投資プロジェクトの内容に関する意見聴取書類を送付する。

稲作地、保護森林地、特殊用途森林地の使用目的の変更、森林利用目的の変更を提案する投資プロジェクトについて、意見聴取の手順は以下のように実施する：

- a) 稲作地、保護森林地、特殊用途森林地の使用目的を他の目的に変更する提案を有するプロジェクトについて、計画投資省は、権限を有する国家機関が決裁したプロジェクトの土地使用企画；プロジェクト提案の時点で再度割り当てられる土地使用の指標；土地使用の現状（土地の種類、土地使用の対象）；土地回収、損害賠償、支援、再定住の方法の初期的予想（もしあれば）；投資家が国家が交付、賃貸した土地を他の投資プロジェクト実施のため使用する間の土地に関する法令の規定の順守；への適合性に関する天然資源環境省、農業農村開発省、関連を有する各省、機関及びプロジェクト実施予定地の省級人民委員会の審査意見を聴取する；
- b) 森林使用目的を変更する提案を有するプロジェクトについて、計画投資省は農業農村開発省、天然資源環境省、関連する各省、機関及びプロジェクト実施予定地の省級人民委員会の、林業に関する法令の規定に従って森林使用目的を他の目的に変更する方針に関する意見を聴取する。森林使用目的変更方針決定提議書類が林業に関する法令の規定に従って作成、審査された場合、農業農村開発省は他の目的に森林使用目的を変更する方針決

定をする政府首相に提出し（政府首相の権限に属する場合）、同時に、投資方針承認をする政府首相にとりまとめて提出する計画投資省に送付する；他の目的に森林使用目的を変更する方針決定をする同級の人民評議会に提出する省級人民委員会（省級人民評議会の権限に属する場合）に提出し、同時に投資方針承認をする政府首相にとりまとめて提出する計画投資省に送付する。

4. 計画投資省の提議を受け取った日から 15 日以内に、意見聴取された機関は自らの国家管理範囲に属する内容につき審査意見を明らかにして、計画投資省に送付する。

5. この条第 2 項が規定する適式な書類を受け取った日から 40 日以内に、計画投資省は書類を審査し、この議定（政令）第 31 条 6 項又は 8 項が規定する内容からなる審査報告を作成して、投資方針を承認する政府首相に提出する。

2 つ以上の省級人民委員会の投資方針承認権限に同時に属し、土地使用権の競売又は入札形式に従った投資家選択提案がある投資プロジェクトについて、計画投資省は、一つの省、中央直轄市の人民委員会に対して土地使用権の競売、投資家選択の入札の実施を主宰し、関連を有する機関、地方と協働することを提案する、又は一つの省、省同格機関、政府に属する機関を割り当てて、投資家選択の入札を実施することを主宰し、関連を有する機関、地方と協働することを提案する。

6. 計画投資省の審査報告を受け取った日から 7 営業日以内に、政府首相が投資方針を承認する。

7. 政府首相の投資方針承認決定の内容は以下からなる；

- a) プロジェクトを実施する投資家（投資方針承認と同時に投資家承認をする場合）又は投資家選択形式（土地使用権の競売又は入札の形式でプロジェクトを実施する投資家を選択する場合）；
- b) プロジェクトの名称；目標；規模（住宅建設、都市区投資プロジェクトについて、住宅製品の初期的機構及び社会住宅開発用土地の保存、プロジェクト内部及び外部の都市インフラストラクチャ建設、管理投資の初期的方法、都市区プロジェクトについて、投資家が経営投資のために維持する都市インフラストラクチャの初期的部分、投資家が地方に引き渡す都市インフラストラクチャの部分、もしあれば）；プロジェクトの投資資本（プロジェクト実施の初期的総費用、もしあれば）；プロジェクトの活動期間；
- c) 投資プロジェクト実施場所；
- d) 投資プロジェクト実施の進捗；出資及び各資金源の始動の進捗；基礎的県建設の進捗及び活動への工事の組み入れ（もしあれば）；投資分割又は

プロジェクト分割の初期的方法（もしあれば）；それぞれの段階の実施の進捗（複数の段階を有する投資プロジェクトについて）；

- d) 適用される技術（もしあれば）；
 - e) 投資優遇、支援及び適用条件（もしあれば）；
 - g) 投資プロジェクト実施のためのその他の条件（もしあれば）；
 - h) 投資プロジェクト展開中の投資家、関連を有する機関の責任；
 - i) 投資方針承認決定が効力を有する時点。
8. 投資方針承認決定は、計画投資省、投資家又この条 2 項が規定する書類提出権限を有する国家機関、競売を実施する投資プロジェクトを実施する地の省級人民委員会（投資家選択が土地使用権の競売の形式で実施される場合）、入札に関する法令、社会化の法令、特別法の規定に従ったプロジェクト一覧公表のための入札実施機関（投資家選択が入札の形式で実施される場合）、投資登録機関、投資プロジェクト実施に関連を有する各省、機関に送付される。

第 33 条 省級人民委員会の投資方針承認権限、手順、手続

1. 省級人民委員会の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトは投資法第 32 条が規定する。
2. 投資法第 32 条 1 項 a 号が規定する省級人民委員会の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトは以下からなる：
 - a) 土地使用権の競売、投資家選択の入札を経ないで国家からの土地交付、土地賃借を提議する投資プロジェクト；
 - b) 土地に関する法令の規定に従って省級人民委員会の承認文書を有することが必要な、世帯、個人の土地を国家より交付を受け、賃借することを提議する投資プロジェクト；
 - c) 土地使用権、土地付着財産を譲り受ける場合に属さない、国家からの土地交付、土地賃借を提議する投資プロジェクト；
 - d) 土地に関する法令の規定に従って権限を有する国家機関の土地使用目的変更許可書を有さなければならない土地使用目的変更を提議する投資プロジェクト。但し、世帯、個人の土地使用目的変更が土地法の規定に従った省級人民委員会の承認に属さない場合を除く。
3. 投資法第 32 条 1 項 d 号が規定する省級人民委員会の方針承認権限に属する投資プロジェクトは、国家から島嶼部、国境地方、沿岸部地方；この議定（政令）第 2 条 8 項及び第 98 条 2 項 d 号の規定に従って確定される、又はこの議定（政令）第 98 条 2 項 d 号の国防省、公安省の意見に従って確定される国防、治安維持に影響する区域の土地交付、土地賃借、土地使用目的変更許可の提議がある外国投資家、非内国経済組織の投資プロジェクトである。

4. 省級人民委員会の投資方針承認手続は以下のように実施される：
 - a) 投資家又は権限を有する国家機関は、投資法第 33 条 1 項又は 2 項この議定（政令）31 条 2 項及び 3 項が規定する投資方針承認申請書類を 4 部、投資登録機関に送付する；
 - b) この項 a 号が規定する適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に、この議定（政令）第 31 条 6 項又は 8 項の規定に従って、投資登録機関はプロジェクト実施予定地の各局、県級人民委員会及び関連を有する機関のそれら機関の国家管理範囲に属する内容に関する審査意見聴取書類を送付する；
 - c) 投資登録機関の提議を受け取った日から 15 日以内に、意見聴取された機関は自らの国家管理範囲に属する内容につき意見を明らかにして、投資登録機関に送付する；
 - d) この項 a 号が規定する適式な書類を受け取った日から 25 日以内に、投資登録機関は、この議定（政令）第 31 条 6 項又は 8 項が規定する審査内容からなる審査報告を作成し、省級人民委員会に提出する。
5. この議定（政令）第 32 条 7 項が規定する内容を複数含むプロジェクトについては審査書類及び報告を受け取った日から 7 営業日以内に、省級人民委員会は投資方針承認を検討する。
6. 投資方針承認決定は、この議定（政令）4 項 a 号の規定に従った投資家及び権限を有する国家機関、競売を実施した機関（プロジェクトを実施する投資家選択が土地所有権の競売であった場合）、入札に関する法令、社会化の法令、特別法の規定に従ってプロジェクト一覧公表のため入札を実施した機関（投資家選択が入札の形式で実施された場合）、投資登録機関、投資プロジェクト実施に関連を有する局、機関に送付される。
7. 投資法第 32 条 2 項が規定する工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区における投資プロジェクトについては、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会が以下のように投資方針承認手続を実施する：
 - a) 投資家及びこの議定（政令）第 31 条 4 項 b 号が規定する権限を有する国家機関は投資法第 33 条 1 項又は 2 項、この議定（政令）第 31 条 2 項及び 3 項が規定する投資方針承認申請書を 4 部、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会に提出する；
 - b) この項 a 号が規定する適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会は、この議定（政令）第 31 条 6 項又は 8 項が規定するその機関の国家管理の範囲に属する内容に関して関連を有する機関の審査意見調書書類を送付する；

- c) 工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区の管理委員会の提議を受け取った日から 15 日以内に，意見聴取された機関は自らの国家管理範囲に属する内容につき意見を明らかにして，工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区の管理委員会に送付する；
 - d) この項 a 号が規定する適式な書類を受け取った日から 25 日以内に，工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区の管理委員会は，この議定（政令）第 31 条 6 項又は 8 項が規定する内容からなる審査報告の作成及びこの議定（政令）第 32 条 7 項が規定する内容からなる投資方針承認決定をする。
8. 土地所有権の競売が必要な経済区内で実施する投資プロジェクトについて，経済区の管理委員会は土地所有権の競売権限を有する機関，部局を割り当てる省級人民委員会に報告する。

第 3 節 投資登録証明書の発給，調整，回収手続

第 34 条 投資登録証明書発給，調整，回収権限

1. 投資登録証明書の発給，調整，回収権限は投資法第 39 条の規定に従って実施する。
2. 投資家が投資プロジェクトを実施し，投資プロジェクトを実施するための管理事務所を置く又は置く予定の地の計画投資局は，以下の投資プロジェクトについて，投資登録証明書を発給し，調整し，回収する：
 - a) 2 つ以上の省級の行政部門において実施される投資プロジェクト；
 - b) 工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク及び経済区の内部及び外部で実施される投資プロジェクト；
 - c) 工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区において，工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区の管理委員会がまだ設立されていない，又はそれら管理委員会の管理範囲に属さない投資プロジェクト；
3. 工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区の管理委員会は，以下の投資プロジェクトについて，投資登録証明書を発給し，調整し，回収する；
 - a) 工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク及び経済区内の職能区のインフラストラクチャ建設及び経営投資プロジェクト；
 - b) 工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク及び経済区で実施する投資プロジェクト。

第 35 条 投資方針承認が必要なプロジェクトに対する投資登録証明書の発給，調整手続

1. 投資方針承認と同時に投資家承認をする投資プロジェクトで投資登録証明書発給が必要なものについての投資登録証明書の発給、調整、手続は以下のよう
に実施する：
 - a) 投資方針承認決定、投資方針調整承認決定に基づき、投資登録機関は投資
方針承認決定、投資方針調整承認決定を受け取った日から 5 営業日以内
に、投資登録証明書を発給、調整する；
 - b) 2つ以上の省級人民委員会の投資方針承認権限に属する投資プロジェクト
について、投資登録証明書発給のために、計画投資省の提議に基づき、投
資家が投資プロジェクトを実施し、投資プロジェクト実施のための管理事
務所を置く又は置く予定の地の一つの省、中央直轄市の計画投資局を政府
首相が割り当てる。
2. 投資方針承認を受け、投資家が競落、落札している投資プロジェクト；投
資法第 29 条 3 項が規定する投資家承認が必要な投資プロジェクトで投資登録
証明書発給が必要なものについて、投資家は、投資登録証明書の発給を投資
登録機関が申請文書を受け取った日から 5 営業日以内に得るため、投資登録
証明書発給申請書を投資登録機関に送付する。
3. 経済区管理委員会が投資家承認をする場合に属する投資プロジェクトにつ
いて、経済区管理委員会は投資家承認決定と同時に投資登録証明書を発給す
る。
4. 投資登録証明書発給が必要ではない投資プロジェクトについて、投資登録
証明書発給の需要がある場合は、投資家は投資登録証明書発給申請文書、投
資方針承認決定の適式な写し及び投資家承認決定（もしあれば）の適式な写
しを投資登録機関に送付し、投資登録機関が申請文書を受け取った日から 5
営業日以内に投資登録証明書の発給を受ける。

第 36 条 投資方針承認が必要でない投資プロジェクトに対する投資登録証明書 の発給、調整手続

1. 投資家は、投資法第 33 条 1 項が規定する内容からなる投資登録証明書発給
申請書を 1 部、投資登録機関に提出する。投資プロジェクトが 2 つ以上の行
政部門において実施される場合、プロジェクトに対して投資登録証明書の発
給を申請するため、投資家は投資プロジェクトを実施し、管理事務所を置く
又は置く予定の地の一つの省、中央直轄市の計画投資局に書類を提出する。
2. 活動を既に展開している投資プロジェクトについて、投資家はこの条 1 項が
規定する書類を提出するが、その中で、投資プロジェクトの提案は展開開始
時点から投資登録証明書発給申請の時点までの投資プロジェクト実施状況報
告に取って代わられる。

3. 投資登録機関は、プロジェクトが以下の条件に適合する場合、投資家に対して適式な書類を受け取った日から 15 日以内に投資登録証明書を発給する：
 - a) 投資法第 6 条及び投資に関する国際条約が規定する経営投資禁止分野、業種に属さない；
 - b) 投資プロジェクト実施のための土地使用权に関する書類の適式な写し、場所賃貸合意文書の適式な写し又は場所の使用权を確定するその他の文書、資料に基づき確定できる投資プロジェクト実施場所を有する；
 - c) 投資プロジェクトがこの議定（政令）第 31 条 7 項が規定する企画に適合する；
 - d) 地方の実際の条件の根拠として省級人民委員会が規定し、省級人民評議会常務委員会¹⁹が採択した（もしあれば）一定の面積、使用する労働者数（もしあれば）上の投資率に関する条件に適合する；
 - d) 外国投資家について、市場アクセス条件に適合する。
4. 投資方針承認の必要がない投資プロジェクトに対する投資登録証明書調整手続は、この議定（政令）第 47 条の規定に従って実施する。

第 37 条 投資プロジェクトコード

1. 投資プロジェクトコードは一つの数列であり、国家投資情報システムから自動的に作成され、投資登録証明書に記載される。それぞれの投資プロジェクトは唯一のコードの一つを発給され、それはプロジェクト活動の過程で存在し、活動を終了する時に効力を失う。
2. 投資証明書、投資許可書又はその他同等の価値を有する各書類に従って実施される投資プロジェクトに対しては、投資プロジェクトコードは投資プロジェクトに発給済みの投資証明書、投資許可書又はその他同等の書類の番号である。
3. 権限を有する国家機関は、投資プロジェクトに関する情報を管理及び交換するため、投資プロジェクトコードを統一的に使用する。

第 38 条 国家投資情報システム上の投資手続の実施

1. 投資登録証明書の発給、調整手続を実施する前に、投資家はオンラインで投資プロジェクトに関する情報を国家投資情報システム上で申告する。オンラインで書類を申告した日から 15 日以内に、投資家は投資登録証明書発給、調整書類を投資登録機関に提出する。オンライン書類申告の日から 15 日を経過したが投資登録機関が書類を受領しない場合、オンライン申告書類は効力を失う。

¹⁹ 「省級人民評議会常務委員会」の原文は Thường trực Hội đồng nhân dân tỉnh である。

2. 投資登録機関は、国家投資情報システムを使用して受領、処理、投資手続実施結果の返送、書類処理状況の更新、コードの発給を行う。投資プロジェクトコードは投資登録証明書の電子版が国家投資情報システムに記入、保存された時に効力を有する。
3. 国家投資情報システムにアクセスできない場合、投資登録機関は以下の予防過程に従って投資登録証明書を発給する：
 - a) 投資登録機関は投資登録証明書発給、調整の提議を書面で受領し、投資家にコードを発給するよう計画投資省に提議する文書も受領する。投資登録機関の提議文書を受け取ってから 2 営業日以内に、計画投資省はプロジェクトコードを発給し、投資登録機関に通知する。
 - b) 予防過程に従って投資登録証明書が発給された日から 5 営業日以内に、投資登録機関は国家投資情報システムの投資プロジェクトに関する情報を更新する。

第 39 条 オンラインでの投資登録証明書の発給、調整の書類

1. 投資方針承認の必要のない投資プロジェクトについて、投資家は投資登録証明書発給、調整書類をこの議定（政令）第 36 条及び第 47 条が規定する文書で提出するか、又は二つの方式：デジタル署名の使用又は不使用、の一つに従って国家投資情報システム上にてオンラインで提出するかを選択できる。
2. オンラインでの投資登録証明書の発給、調整の書類は、この議定（政令）の規定に従った資料からなり、電子文書の様式で表現され、紙の書類に相当する法的価値を有する。
3. オンラインで提出する書類は以下の条件に適合する時に適式となる：
 - a) 紙の書類に不足がなく、紙の書類に対する規定に従って完全に申告された内容があり、電子文書の様式で表現され、紙の文書の名称に相当する名称が付されている；
 - b) 紙の書類中の情報に従って、システム上に申告された情報に不足がなく、正確である；投資家の電子署名又は紙の書類との対照により確実である。
4. 投資家が投資手続実施を委任する場合、投資登録証明書発給、調整申請書類に委任文書及び受任者の法的書類を添付しなければならない。

第 40 条 国家投資情報システム上のオンラインの投資登録証明書発給、調整の手順、手続

1. 投資家は、以下のようにデジタル署名を使用して投資登録証明書発給、調整の手順、手続を実施する：
 - a) 投資家が国家投資情報システム上にアカウントを登録する；

- b) 投資家が情報を申告し、デジタル署名された電子文書で国家投資情報システムに登載する；
 - c) 書類送付を完成した後、投資家は国家投資システムを通じて書類受領書を受け取る；
 - d) 書類が適式でない、又は明確化が必要な内容がある場合、投資登録機関は通知を投資家に送付して、書類を受け取った日から 5 営業日以内に国家投資システム上で書類を改善させる；
 - d) 書類が適式で条件に適合する場合、投資登録機関は適式な書類を受け取った日から 15 日以内に投資家に対して投資登録証明書を発給、調整する
2. 投資家は、以下のようにデジタル署名を使用せずに投資登録証明書発給、調整の手順、手続を実施する：
- a) 投資家が国家投資情報システム上にアカウントに登録する；
 - b) 投資家が情報を申告し、電子文書で国家投資情報システムに登載する；
 - c) 書類送付を完成した後、投資家は国家投資システムを通じて書類受領書を受け取る；
 - d) 書類が適式でない、又は明確化が必要な内容がある場合、投資登録機関は通知を投資家に送付して、書類を受け取った日から 5 営業日以内に国家投資システム上で書類を改善させる；
 - d) 書類が投資登録証明書発給又は調整条件を不足なく満たした場合、投資登録機関は国家投資方法システム上で投資家に通知する；
 - e) この項 d 号が規定する通知を受け取った後、投資家は印刷した書類受領書と紙の書類を一部、国家投資システム上で提出した書類と対照するため投資登録機関に直接又郵便で提出する。投資登録証明書発給、調整条件に十分に適合していることに関する通知を送付した日から 30 日を経過したが投資登録機関が対照するための投資家の紙の書類を受領しない場合、投資家の電子登録書類は効力を失う；
 - g) 投資登録機関は、対照内容が同一であった場合、適式な書類を受け取った日から 15 日以内（投資家が電子書類と対照するための紙の書類を提出した期間を含まない）に投資登録証明書の発給、調整をする；
 - h) 投資家は紙の書類と国家投資情報システム上で提出した書類との正確性、充分性に責任を負う。紙の書類が国家投資情報システム上で提出した書類と同一でない場合、投資登録機関は投資登録証明書の発給、調整を拒否する権利を有する。

第 41 条 投資登録証明書の再発給及び情報の訂正

1. 投資登録証明書が紛失、破損した場合、投資家は投資証明書再発給申請文書を投資登録機関に提出し、投資登録機関がその文書を受け取った日から 5 営業日以内に再発給を受ける。
2. 投資登録証明書が電子データ形式で国家投資情報システムに保存されており、その内容が投資登録証明書と異なっている場合、登録書類の内容に従って正しく記載された内容を有する投資登録証明書が法的価値を有する。投資登録機関は投資登録証明書上の情報を投資家の提議文書を受け取った日から 3 営業日以内に訂正する。
3. 投資登録証明書上の情報が投資手続実施書類中の登録情報と比較して正確でない場合、投資登録機関は投資登録証明書上の情報を投資家の提議文書を受け取った日から 3 営業日以内に訂正する。

第 42 条 投資登録証明書の再提出登録

投資プロジェクトが発給を受けている投資登録証明書が調整されたため投資登録証明書の発給が必要な場合に属さなくなった場合、投資家は投資登録証明書を投資登録機関に返還し（投資家にその需要がある場合）、引き続き法令の規定に従って投資プロジェクトを実施する。

第 4 節 投資プロジェクトの調整

第 43 条 投資プロジェクト調整の内容、手続

1. 投資プロジェクト実施過程で、投資家は、投資法第 41 条 1 項、2 項及び 3 項が規定する内容からなるプロジェクト調整ができる。
2. 投資方針承認を受けているプロジェクトについて、投資家は以下のように手続を実施する。
 - a) 投資法第 41 条 3 項が規定する投資プロジェクト内容を調整する場合、投資家はこの議定（政令）第 44 条、第 45 条及び第 46 条が規定する投資方針承認決定調整手続を実施する。投資方針調整承認決定に基づき、投資家は投資家承認決定（もしあれば）又は投資登録証明書（もしあれば）調整手続を実施する；
 - b) 投資法第 41 条 3 項が規定する場合に属さない投資プロジェクトの内容調整をする時、投資家は投資方針調整承認手続を実施する必要はない。
3. 投資方針承認が必要でない投資プロジェクト又は投資方針承認を受けているが投資法第 41 条 3 項が規定する場合に属さない投資プロジェクトについて、投資家はこの議定（政令）第 47 条の規定に従って投資登録証明書（もしあれば）調整手続を実施する。

4. 投資方針承認が必要でない投資プロジェクトから投資方針承認が必要な投資プロジェクトへの調整申請がある場合、投資家はこの議定（政令）第四章第 2 節の規定に従って投資プロジェクトをする前に投資方針承認手続を実施しなければならない。この場合、投資方針承認機関は調整内容を検討して投資方針を承認する。

第 44 条 政府首相の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトの調整手続

1. 投資家は以下からなる書類を 8 部、計画投資省に提出する：
 - a) 投資プロジェクト調整申請書類；
 - b) 調整時点までの投資プロジェクト展開状況報告；
 - c) 投資家が組織である場合、投資調整に関する投資家の決定；
 - d) 投資法第 33 条 1 項 b 号、c 号、d 号、d 号、e 号、g 号及び h 号が規定する内容調整の説明及び関連する資料（もしあれば）。
2. 投資プロジェクト調整手続は：
 - a) 適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に、この議定（政令）第 32 条 3 項の規定に従って計画投資省は権限を有する国家機関に書類を送付して投資プロジェクトの調整内容に関して意見を聴取する；
 - b) 適式な書類を受け取った日から 15 日以内に、意見聴取された機関はその機関の国家管理範囲に属する内容につき意見を明らかにする；
 - c) 適式な書類を受け取った日から 35 日以内に、計画投資省は投資プロジェクト調整内容の審査報告を作成して、政府首相に提出する；
 - d) 計画投資省の審査報告を受け取った日から 5 営業日以内に、政府首相は投資方針調整を決定する。投資方針調整承認決定は計画投資省、投資登録機関、投資家、投資プロジェクト実施に関連を有する省、機関、投資家承認機関（もしあれば）に送付する。

第 45 条 省級人民委員会の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトの調整手続

1. 投資家はこの議定（政令）第 44 条 1 項が規定する書類を 4 部、投資登録機関に提出する。
2. 投資調整手続は：
 - a) 適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に、この議定（政令）第 33 条 4 項 b 号の規定に従って投資登録機関は権限を有する国家機関に書類を送付して投資プロジェクトの調整内容に関して意見を聴取する；
 - b) 適式な書類を受け取った日から 15 日以内に、意見聴取された機関はその機関の国家管理範囲に属する内容につき意見を明らかにする；

- c) 適式な書類を受け取った日から 25 日以内に、投資登録機関は投資プロジェクト調整内容の審査報告を作成して、省級人民委員会に提出する；
- d) 投資登録機関の書類及び審査報告を受け取った日から 7 営業日以内に、省級人民委員会は投資方針調整承認決定をする。投資方針調整承認決定は投資登録機関、投資家、投資法第 29 条 3 項が規定する投資家承認をする場合は投資家承認機関、投資プロジェクト実施に関連を有する各局、機関に送付する。

第 46 条 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会の投資方針承認決定権限に属する投資プロジェクトの調整手続

投資法第 32 条 2 項が規定する工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会の投資方針承認決定権限に属する投資プロジェクトの調整手続は以下のように実施する。

1. 投資家はこの議定（政令）第 44 条 1 項が規定する書類を 4 部、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会に提出する。
2. 適式な書類を受け取ってから 3 営業日以内に、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会はこの議定（政令）第 33 条 7 項 b 号が規定する権限を有する国家機関に書類を送付して投資プロジェクトの調整内容に関して意見を聴取する。
3. 適式な書類を受け取った日から 15 日以内に、意見聴取された機関はその機関の国家管理範囲に属する内容につき意見を明らかにする。
4. 適式な書類を受け取った日から 25 日以内に、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会は投資方針調整承認決定をする。投資方針調整承認決定は投資家、投資プロジェクト実施に関連を有する機関に送付する。

第 47 条 投資登録証明書の発給を受けているが投資方針調整承認の必要がない投資プロジェクトの調整手続

1. 投資登録証明書にあるプロジェクト名称、投資家の名称の変更に関連する投資プロジェクトの調整の場合、投資家は、プロジェクト名称、投資家の名称の変更関連する資料を添付した投資プロジェクト調整申請文書を投資登録機関に送付する。投資登録証明書調整申請文書を受け取った日から 3 営業日以内に、投資登録機関は投資家に対して投資登録証明書を調整する。
2. この条 1 項が規定する内容に属さない投資プロジェクト調整の場合、投資家はこの議定（政令）第 44 条 1 項が規定する書類を 1 部、投資登録機関に提出する。適式な書類を受け取った日から 10 日以内に、投資登録機関は投資家に対して投資登録証明書を調整する。

第 48 条 投資家が投資プロジェクトの一部又は全部を譲渡する場合の投資プロジェクトの調整

1. 投資家は、投資法第 46 条 1 項が規定する条件に適合する場合、自らの投資プロジェクトの一部又は全部を他の投資家に譲渡する権利を有する。
2. 譲渡を受けた投資家は譲渡をした投資家の投資プロジェクトを実施する権利、義務を承継する。投資プロジェクトの譲渡が収入を発生させる場合、投資プロジェクトを譲渡した投資家は法令の規定に従って国家に財政的義務を履行する。
3. 不動産事業プロジェクトについて、投資法第 29 条 3 項又は 4 項の規定に従った承認を得た、又は投資登録証明書の発給を受けた投資家は、この条が規定するプロジェクト譲渡の時に投資プロジェクト調整手続を実施し、不動産事業に関する法令の規定に従った原則、条件、当事者の権利及び義務を順守する。
4. この条第 3 項が規定する場合に属さない不動産事業プロジェクトについて、不動産事業プロジェクトの一部又は全部の譲渡の権限、手続、条件、許可のための書類は不動産事業に関する法令の規定に従って実施する。
5. 投資プロジェクト調整申請書類は以下からなる：
 - a) 投資プロジェクト調整申請書；
 - b) 投資プロジェクト譲渡の時点までの投資プロジェクト実施状況報告；
 - c) 投資プロジェクトの一部若しくは全部譲渡に関する契約又は基本契約²⁰；
 - d) 両当事者である投資家の法的資格に関する資料の写し；
 - d) 投資登録証明書；投資方針承認決定；投資家承認決定（もしあれば）の写し
 - e) BCC 契約の写し（BCC 契約の形式に従った投資プロジェクトについて）
 - g) 投資プロジェクトを譲り受ける投資家の以下の資料の一つの写し：投資家の直近 2 年間の財政報告書又は投資家の所有主資本の会計報告書、親会社の財政支援誓約書、金融機関²¹の財政支援誓約書、投資家の財政能力に関する保証、投資家の財政能力の説明資料。
6. 投資方針承認と同時の投資家承認を受けた投資プロジェクトで、投資家が投資プロジェクトの運用開発の前にそのプロジェクト全部を譲渡する、又は投資家に対する条件変更があるプロジェクト全部を譲渡するものについて、プロジェクト調整手続は以下のように実施する：

²⁰ 「基本契約」の原文は *hợp đồng nguyên tắc* である。

²¹ 「金融機関」の原文は *tổ chức tài chính* である。

- a) プロジェクトを譲渡する投資家は、プロジェクトの投資方針承認権限に応じて、計画投資省に対してこの条第 5 項が規定する書類を 8 部提出する、又は投資登録機関に対してこの条第 5 項が規定する書類を 4 部提出する；
 - b) この項 a 号が規定する機関は、投資法第 46 条 1 項の規定に従って投資プロジェクト譲渡条件を検討して、この議定（政令）第 44 条、第 45 条及び第 46 条の規定に従って投資プロジェクト調整を決定する。投資家調整承認決定には譲渡をする投資家、譲り受ける投資家、譲渡するプロジェクトの部分（もしあれば）が記入され、投資登録機関、譲渡をする投資家、譲り受ける投資家に送付する。
7. 投資方針承認を受けた投資プロジェクトでプロジェクト譲渡が投資法第 41 条 3 項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号及び e 号が規定する場合の一つに属する投資方針承認内容の変更になるものについて、譲渡する投資家はこの条第 6 項 a 号及び b 号の規定に従ってプロジェクト調整手続を実施する。但し、この条第 9 項が規定する場合を除く。
8. 投資方針承認を受けた投資プロジェクトでプロジェクト譲渡が投資法第 41 条 3 項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号及び e 号が規定する場合の一つに属する投資方針承認内容の変更にならないものについて、譲渡する投資家は投資方針調整承認手続を実施する必要はないが、以下の規定に従って投資家承認決定調整手続を実施する：
- a) プロジェクトを譲渡する投資家は投資登録機関に対してこの条第 5 項が規定する書類 4 部を提出し、その中の投資プロジェクト調整申請書は投資家調整承認申請書に取って代わられる；
 - b) 適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に、投資登録機関は投資法第 33 条 4 項 b 号、c 号及び d 号が規定する要請適合性に関する意見聴取書類を関連する権限を有する国家機関に送付する；
 - c) 適式な書類を受け取った日から 15 日以内に、意見聴取された機関はその機関の国家管理範囲に属する内容につき意見を明らかにして、投資登録機関に送付する；
 - d) 適式な書類を受け取った日から 25 日以内に、投資登録機関は投資法第 33 条 4 項 b 号、c 号及び d 号が規定する内容からなる審査報告を作成し、省級人民委員会に提出する
 - d) 書類及び審査報告を受け取った日から 7 営業日以内に、省級人民委員会は投資家調整承認決定を発給する；
 - e) 投資家調整承認決定には譲渡をする投資家、譲り受ける投資家、譲渡するプロジェクトの部分（もしあれば）が記入され、投資登録機関、譲渡をする投資家、譲り受ける投資家に送付する。

9. 投資方針承認を受けて開発、運用に入った投資プロジェクトについて、プロジェクト譲渡の時に投資家は投資方針調整承認手続を実施する必要はない。
10. 投資登録証明書の発給を受けたが投資方針承認が必要ではない、又は投資方針承認を受けたが投資法第 41 条 3 項が規定する場合に属さない投資プロジェクトについて、プロジェクト調整手続は以下のように実施する：
 - a) 投資プロジェクトを譲渡する投資家は、投資登録機関に対してこの条第 5 項が規定する書類を 1 部提出する。
 - b) 投資登録機関は投資法第 46 条 1 項が規定する投資プロジェクト譲渡条件を検討し、この議定（政令）第 47 条の規定に従って投資プロジェクトの調整をする。調整された投資登録証明書は、譲渡をする投資家、譲り受ける投資家に送付する。
11. 外国投資家が投資プロジェクトの譲渡を受けて、経済組織を設立して投資プロジェクトを実施する場合の投資プロジェクト調整手続：
 - a) 投資プロジェクトを譲り受ける投資家はこの条第 6 項、第 7 項、第 8 項及び第 10 項が規定する投資プロジェクト調整手続を実施する；
 - b) この項 a 号が規定する手続を完成した後、プロジェクトを譲り受ける外国投資家は経済組織の種類に応じた企業に関する法令の規定に従って経済組織設立手続を実施する。企業登記証明書又はそれに相当する法的価値を有するその他の書類の発給を受けた日から、外国投資家が設立した経済組織は投資法第 22 条 2 項が規定する投資プロジェクトを実施する投資家となる。

第 49 条 投資家が担保財産として投資プロジェクトの譲渡を受けた場合の投資プロジェクトの調整

1. 投資プロジェクトを財産とする担保を受けた与信機関又は組織、個人（以下「担保権者」という）はその投資プロジェクトを譲渡することができる。
2. 投資プロジェクトの譲渡を受けた投資家は、プロジェクト譲渡契約及び関連する法令が規定する条件に従って譲渡をした投資家の投資プロジェクトを実施する権利、義務を承継する。
3. 担保権者又は投資プロジェクトの譲渡を受けた投資家は以下からなる投資プロジェクト調整申請書類を作成する；
 - a) 投資プロジェクト調整申請書類；
 - b) 担保権者と投資プロジェクトを譲渡した投資家との間の投資プロジェクト譲渡契約書；
 - c) 消費貸借契約書、与信契約書又は債務売買契約書（もしあれば）；
 - d) 担保取引契約書又は確認文書（もしあれば）；

- d) 担保権者、機関が民事判決を執行して財産を競売した場合の落札確認文書（もしあれば）；
 - e) 譲渡をした投資家及び譲渡を受けた投資家の法的資格に関する資料の写し；
 - g) 投資登録証明書；投資方針承認決定；投資家承認決定の写し（もしあれば）；
 - h) 譲渡した投資家の以下の資料の一つの写し：投資家の直近 2 年の財政報告書又は投資家の所有主資本の会計報告書，親会社の財政支援誓約書，金融機関の財政支援誓約書，投資家の財政能力に関する保証，投資家の財政能力の説明資料。
 - i) 担保財産の法的状態に関する担保権者の確認文書。
4. 担保財産として投資プロジェクトを譲渡する場合の投資プロジェクト調整手続は以下のとおりである：
- a) 投資法第 41 条 3 項 g 号が規定する場合に属する投資方針承認と同時に投資家承認を受けた投資プロジェクトで投資プロジェクト全部を譲渡するものについて，担保権者又は投資プロジェクトの譲渡を受けた投資家はこの条第 3 項が規定する書類を提出し，この議定（政令）第 44 条，第 45 条及び第 46 条が規定するプロジェクト調整手続を実施する；
 - b) 投資方針承認を受けた投資プロジェクトでプロジェクト譲渡が投資法第 41 条 3 項 a 号，b 号，c 号，d 号，d 号及び e 号が規定する場合の一つに属する投資方針承認内容を変更するものについて，譲渡の時の調整手続はこの議定（政令）第 44 条，第 45 条及び第 46 条の規定に従う。但し，この条第 5 項が規定する場合を除く；
 - c) 投資方針承認を受けた投資プロジェクトでプロジェクト譲渡が投資法第 41 条 3 項 a 号，b 号，c 号，d 号，d 号及び e 号が規定する場合の一つに属する投資方針承認内容を変更しないものについて，投資方針調整承認手続を実施する必要はない。担保権者又は譲渡を受けた投資家はこの議定（政令）第 48 条 8 項 a 号，b 号，c 号，d 号，d 号及び e 号が規定する投資家承認決定調整手続を実施する。
 - d) 投資登録証明書の発給を受けたが投資方針承認が必要でない，又は投資方針承認を受けたが投資法第 41 条 3 項が規定する場合に属さない投資プロジェクトについて，担保権者又は投資プロジェクトの譲渡を受けた投資家は投資登録機関に対してこの条第 3 項が規定する書類を 1 部提出し，この議定（政令）第 47 条が規定するプロジェクト調整手続を実施する。
5. 投資方針承認を受けて開発，運用に入っている投資プロジェクトについて，投資プロジェクト譲渡の時に投資方針調整承認手続を実施する必要はない。

6. 担保権者が投資プロジェクトを得て実施する必要がある場合は、この議定（政令）第 44 条、第 45 条、第 46 条及び第 47 条の規定に従って、担保権者は書類を作成して投資プロジェクト調整手続を実施する；その中で、投資プロジェクト調整申請書は担保取引契約書又は確認文書；与信契約書又は債務確認書；担保権者の担保財産の法的状態に関する確認文書を補充する。
7. 外国投資家、投資法第 23 条 1 項 a 号、b 号及び c 号が規定する経済組織が投資プロジェクトの譲渡を受け、経済組織を設立して投資プロジェクトを実施する場合、この議定（政令）第 44 条、第 45 条、第 46 条及び第 47 条が規定する投資プロジェクト調整手続を実施し、その後に経済組織の種類に応じた企業に関する法令の規定に従って経済組織を設立する。投資プロジェクト譲渡を受けた投資家は投資法第 24 条 2 項が規定する条件に適合しなければならない。
8. 投資法が施行効力を有する前に実施された投資プロジェクトについて、プロジェクト調整の施行、手続はこの議定（政令）第 117 条の規定に従って実施する。

第 50 条 投資プロジェクトの消滅分割、存続分割、吸収合併の場合の投資プロジェクトの調整

1. 投資家は以下の形式に従って投資プロジェクトを調整する権利を有する：
 - a) 投資家が実施している投資プロジェクトを二つ以上²²のプロジェクトにする消滅分割、存続分割（以下「消滅分割、存続分割ができるプロジェクト」という）；
 - b) 投資家の一つ以上の投資プロジェクト（以下「被吸収合併会社」という）をその投資家の一つの投資プロジェクト（以下「吸収合併受入会社」という）にする吸収合併。
2. この条第 1 項が規定する形式に従った投資プロジェクトの消滅分割、存続分割、吸収合併は以下の条件に適合しなければならない：
 - a) 土地に関する保土地の規定に従った土地使用の条件、経営投資条件（もしあれば）及び法令の規定に従ったその他の条件；
 - b) 投資プロジェクトの消滅分割、存続分割、吸収合併を実施する前に投資方針承認決定（もしあれば）又は投資登録証明書にある投資家の条件変更はできない。
3. 投資プロジェクトの消滅分割、存続分割、吸収合併を実施する場合の投資プロジェクト調整手続は以下の規定に従う：

²² 「二つ以上」の原文は hai hoặc một số である。

- a) 投資方針承認を受けたプロジェクトについて、投資家はプロジェクト承認権限に応じて、計画投資省に 8 部又は投資登録機関に 4 部、書類を提出する。

書類は以下からなる：投資プロジェクト調整申請文書；投資プロジェクトの消滅分割，存続分割，吸収合併の時点までの投資プロジェクト辞し状況報告；投資家の投資プロジェクト消滅分割，存続分割，吸収合併に関する決定又はそれに相当する法的価値を有する他の資料；投資家の法的資格に関する資料；投資登録証明書又は投資方針承認決定（もしあれば）の写し；投資家承認決定（もしあれば）の写し；投資法第 33 条 1 項 b 号，c 号，d 号，d 号，e 号，g 号及び h 号が規定する内容調整の説明及び関連する資料（もしあれば）；

- b) この項 a 号が規定する機関はこの条第 2 項が規定する投資プロジェクトの消滅分割，存続分割，吸収合併を検討してこの議定（政令）第 44 条，第 45 条及び第 46 条の規定に従って投資プロジェクト調整手続を実施する。投資方針調整承認決定は投資登録機関及び投資家に送付する；
- c) 投資登録証明書の発給を受けたが投資方針承認が必要ない投資プロジェクト，又は投資方針承認を受けたが投資法第 41 条 3 項が規定する場合に属さない投資プロジェクトについて，投資家はこの項 a 号が規定する書類 1 部を投資登録機関に送付する。投資登録機関はこの条第 2 項が規定する投資プロジェクトの消滅分割，存続分割，吸収合併の条件を検討してこの議定（政令）第 47 条が規定する投資プロジェクト調整手続を実施する。調整された投資登録証明書は投資家に送付する。

第 51 条 消滅分割，存続分割，新設合併，吸収合併，経済組織の種類転換の場合の投資プロジェクトの調整

1. 消滅分割，存続分割，新設合併，吸収合併，経済組織の種類転換に基づいて形成された経済組織（以下「再編」と総称する）は，再編の前の経済組織が再編の前に企業，土地に関する法令及び関連を有する法令に従って実施していた権利，義務を承継してそれらを実施する。
2. 投資家は，企業に関する法令及び関連する法令に従って再編及び投資プロジェクトに関連する財産，権利，義務の処分を決定する。再編及び投資プロジェクトに関連する財産，権利，義務の処分が完成した後，投資家は投資プロジェクト調整申請書類を作成する。書類は以下からなる：
- a) 投資プロジェクト調整申請書類；
- b) 再編後の経済組織の法的資格に関する資料の写し；
- c) 投資プロジェクトに関連する財産，権利，義務の処分に関する内容が含まれた，再編に関する再編前の経済組織の決議又は決定の写し；

- d) 投資法第 33 条 1 項 b 号, c 号, d 号, d 号, e 号, g 号及び h 号が規定する内容調整の説明及び関連する資料（もしあれば）；
 - d) 投資登録証明書, 投資方針承認決定, 投資家承認決定（もしあれば）の写し。
3. 投資方針承認を受けており、再編時の投資プロジェクト調整が投資法第 41 条 3 項の規定する場合の一つに属する方針承認内容を変更する投資プロジェクトについて、投資プロジェクト承認権限に応じて投資家はこの条第 2 項が規定する書類を 8 部, 計画投資省に提出し、この条第 2 項が規定する書類を 4 部, 投資登録機関に提出して、この議定（政令）第 44 条, 第 45 条及び第 46 条が規定する投資プロジェクト調整をする。投資方針調整承認決定は投資家及び投資登録機関に送付する。
4. 投資登録証明書の発給を受けたが投資方針承認が必要ない投資プロジェクト、又は投資方針承認を受けたが投資法第 41 条 3 項が規定する場合に属さない投資プロジェクトについて、投資家はこの条第 2 項が規定する書類 1 部を投資登録機関に送付してこの議定（政令）第 47 条が規定する投資プロジェクト調整をする。調整された投資登録証明書は投資家に送付する。
5. 再編により形成された経済組織が外国投資家又は投資法第 23 条 1 項 a 号, b 号及び c 号が規定する経済組織を社員, 株主として有する場合、投資法第 24 条 2 項が規定する条件に適合し、以下の手続を実施しなければならない：
- a) 再編により形成された経済組織が再編前の経済組織が再編前に実施していた投資プロジェクトの一部又は全部を実施する場合、この条第 3 項及び第 4 項が規定する投資プロジェクト調整手続を実施する；
 - b) 再編により形成された経済組織が再編前の経済組織が再編前に実施していた投資プロジェクトの一部又は全部を承継せず、実施しない場合、外国投資家又は投資法第 23 条 1 項 a 号, b 号及び c 号が規定する経済組織は投資プロジェクトを作り、再編に基づいて形成された経済組織が企業に関する法令の規定に従って再編による企業登記手続を実施する前に、この議定（政令）に従って投資登録証明書発給又は投資方針承認の手続を実施しなければならない。

第 52 条 企業への出資のために投資プロジェクトに属する土地使用权、土地付着財産を使用する場合の投資プロジェクトの調整

1. 土地に関する法令、企業に関する法令及び関連を有する法令に従って、投資家は、投資プロジェクトに属する土地使用权、土地付着財産を使用して経済組織設立のための出資、企業への出資をすることができる。
2. この条第 1 項が規定する出資は、以下の条件に適合しなければならない：

- a) 土地使用者、土地付着財産を有する者の権利、義務；土地使用权、土地付着財産による出資を受ける者の権利、義務に関する土地についての法令が規定する条件；土地使用权、土地付着財産による出資、出資受け入れの条件；
 - b) 住宅建設、不動産事業に関する法令が規定する条件（もしあれば）；
 - c) 投資方針承認決定、投資家承認決定、投資登録証明書、権限を有する機関と投資家の合意（もしあれば）が規定する条件；
 - d) 企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法令、公共財産の管理、使用に関する法令及び関連を有する法令が規定する国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する企業の財産による出資、出資受け入れの条件；
 - d) 外国投資家、投資法第 23 条 1 項 a 号、b 号及び c 号が規定する組織について、投資法第 24 条 2 項及びこの議定（政令）第 15 条、第 16 条及び第 17 条が規定する出資、株式購入、持分購入の条件；
 - e) 法令の規定に従った国家への財産的義務の履行（もしあれば）。
3. 出資をする投資家は、以下からなるプロジェクト調整の書類を作成する：
- a) 投資プロジェクト調整申請文書；
 - b) 出資の時点までのプロジェクト実施状況報告；
 - c) 企業設立の出資又は活動中の企業への定款資本の追加出資のため投資プロジェクトに属する土地使用权、土地付着財産の使用に関する株主、社員の合意；
 - d) 出資をする、出資を受け入れる投資家の法的資格に関する資料の写し；
 - d) 出資をする当事者の投資登録証明書、投資方針承認決定、投資家承認決定（もしあれば）；
 - e) 土地使用权証明書、住宅所有権及び土地使用权証明書、土地使用权並びに住宅及び土地付着財産所有権証明書²³の写し。
4. 企業設立の出資又は活動中の企業への定款資本の追加出資のため投資プロジェクトに属する土地使用权、土地付着財産を使用する手続は以下のとおりである：
- a) 企業設立登記又は企業に関する法令の規定に従った企業への出資をする；

²³ 本項の書きぶりからは「土地使用权証明書、住宅所有権及び土地使用权証明書、土地使用权並びに住宅及び土地付着財産所有権証明書」の 3 種類の写しが必要にも思われる。しかし、仮和訳者の理解の限りでは、これら 3 種類の証明書は同時期に併存しているとは限らないので、これら 3 種類の証明書のうち一つの写しで足ると解すべきに思われる。なお、本議定（政令）第 53 条 3 項 e 号参照。

- b) 出資をする投資家はこの条第3項が規定する書類を提出し、この条第5項及び第6項が規定する投資プロジェクト調整手続を実施する。株主、社員の出資する財産所有権の企業への移転は企業に関する法令及び関連法令に従って実施する。
- 5. 投資方針承認を受けた投資プロジェクトで出資が投資法第41条3項が規定する場合の一つに属する投資方針承認決定の内容を変更するものについて、出資をする投資家はこの条第3項が規定する書類を計画投資省に対して8部提出して、又は投資登録機関に対して4部提出して、この議定（政令）第44条、第45条及び第46条が規定するプロジェクト調整手続を実施する。

投資法第41条3項が規定する場合の一つに属さない土地所有権、土地付着財産の一部を出資する場合、出資する投資家は投資方針調整承認手続を実施する必要はない。
- 6. 投資登録証明書の発給を受けたが投資方針承認が不要ない投資プロジェクト、又は投資方針承認を受けたが投資法第41条3項が規定する場合に属さない投資プロジェクトについて、出資が投資登録証明書の内容を変更する場合、投資家はこの条3項が規定する書類1部を投資登録機関に送付してこの議定（政令）第47条が規定する投資プロジェクト調整をする。
- 7. 投資方針承認を受けた、又は投資登録証明書の発給を受けた投資プロジェクト実施のため経済組織を設立する場合、投資家及びその経済組織はこの条2項が規定する条件に適合しなければならない。投資家が設立した経済組織はその投資家の投資プロジェクトの権利及び義務を承継することができる。経済組織を設立した投資家はこの条第5項又は第6項が規定する投資プロジェクト調整手続を実施する。

第53条 事業協力のため投資プロジェクトに属する土地所有権、土地付着財産を使用する場合の投資プロジェクトの調整

- 1. 投資家は、投資プロジェクトに属する土地所有権、土地付着財産を使用して事業協力をすることができる。
- 2. この条第1項が規定する事業協力は以下の条件に適合しなければならない：
 - a) この議定（政令）第52条2項が規定する条件；
 - b) 関連を有する法令が規定する事業協力条件。
- 3. この条第1項が規定する事業協力をする投資家は、以下からなるプロジェクト調整書類を作成する：
 - a) 投資プロジェクト調整申請文書；
 - b) 事業協力の時点までのプロジェクト実施状況報告；
 - c) 事業協力契約の写し；
 - d) 事業協力に参加する当事者の法的資格に関する資料の写し；

- d) 土地使用権，土地付着財産を使用して事業協力を行う投資家の投資登録証明書，投資方針承認決定，投資家承認決定（もしあれば）の写し；
 - e) 以下の書類の一つの写し：土地使用権証明書，住宅所有権及び土地所有権証明書，土地所有権並びに住宅及び土地付着財産所有権証明書；
 - g) 事業協力に参加する当事者の，以下の資料のうちの一つの写し：直近 2 年間の財政報告書又は投資家の所有主資本の会計報告書，親会社の財政支援誓約書，金融機関の財政支援誓約書，投資家の財政能力に関する保証，投資家の財政能力の説明資料。
4. 投資プロジェクトに属する土地所有権，土地付着財産を使用して事業協力をする手続は以下のとおりである：
- a) 事業協力が投資登録証明書，投資家承認決定の内容又は投資法第 41 条 3 項が規定する場合の一つに属する投資方針承認決定の内容を変更する場合，出資をする投資家はこの条第 3 項が規定する書類を計画投資省に対して 8 部提出して，又は投資登録機関に対して 4 部提出して，この議定（政令）第 44 条，第 45 条，第 46 条及び第 47 条が規定するプロジェクト調整手続を実施する；
 - b) 事業協力が投資登録証明書，投資家承認決定の内容又は投資法第 41 条 3 項が規定する場合の一つに属する投資方針承認決定の内容を変更しない場合，投資プロジェクトに属する土地所有権，土地付着財産を使用して事業協力をする投資家はこの項 a 号が規定する投資プロジェクト調整手続を実施する必要はない。
5. 外国投資家の間で，又は内国投資家と外国投資家の間で締結された事業協力契約について，投資プロジェクトに属する土地所有権，土地付着財産を使用して事業協力をする投資家は，事業協力契約が投資法第 41 条 3 項が規定する場合の一つに属する投資方針承認決定の内容を変更する場合，この議定（政令）第 44 条，第 45 条及び第 46 条が規定する投資プロジェクト調整手続を実施し，この議定（政令）第 47 条が規定する投資登録証明書を調整する。その投資プロジェクトがまだ投資登録証明書の発給を受けていない場合，投資家はこの議定（政令）の規定に従って投資登録証明書発給手続を実施する。

第 54 条 裁判所，仲裁の判決，決定に従った投資プロジェクトの調整

- 1. 効力を有する裁判所，仲裁の判決，決定に従って調整をしなければならない投資プロジェクトについて，投資家はその判決，決定に基づいて投資プロジェクトを調整して引き続き実施する。
- 2. この条第 1 項が規定する調整をしなければならない投資プロジェクトを有する投資家は，以下からなる投資プロジェクト調整書類を作成する：
 - a) 投資プロジェクト調整申請文書；

- b) 投資家の法的資格に関する使用の写し；
 - c) 裁判所，仲裁の法的効力を有する判決，決定；
 - d) 投資登録証明書；投資方針承認決定；投資家承認決定（もしあれば）の写し。
3. 投資方針承認を受けた投資プロジェクトについて，プロジェクト調整手続は以下のように実施する：
- a) 法的効力を有する裁判所，仲裁の判決，決定に従って調整をしなければならない投資プロジェクトを有する投資家はこの条第 2 項が規定する書類 1 部を，投資プロジェクト方針承認権限に応じて計画投資省又は投資登録局に提出する；
 - b) 書類を受け取った日から 7 営業日以内に，計画投資省，投資登録機関は，法的効力を有する裁判所，仲裁の判決，決定に基づき，投資方針承認権限を有する機関に提出し，投資方針承認決定を調整する。計画投資省又は投資登録機関の提議を受け取った日から 5 営業日以内に，投資方針承認機関は投資方針承認決定を調整する。
投資方針調整承認決定に基づき，投資家承認機関は投資家承認決定を調整し（もしあれば），投資登録機関は投資登録証明書を調整する（もしあれば）。投資方針調整承認決定，投資家調整承認決定又は調整された投資登録証明書は，判決，決定を出した裁判所，仲裁機関，執行機関に送付し，投資家に送付する。
4. 投資登録証明書の発給を受けたが投資方針承認が必要ない投資プロジェクト，又は投資方針承認を受けたが投資法第 41 条 3 項が規定する場合に属さない投資プロジェクトについて，投資プロジェクト調整手続は以下の規定に従って実施する：
- a) 法的効力を有する裁判所，仲裁の判決，決定に従って調整をしなければならない投資プロジェクトを有する投資家は，この条第 2 項が規定する書類を 1 部，投資登録機関に提出する；
 - b) 書類を受け取った日から 5 営業日以内に，投資登録機関は，裁判所，仲裁の法的効力を有する判決，決定に基づき，投資登録証明書の調整手続を実施する。調整された投資登録証明書は判決，決定を出した裁判所，仲裁機関，執行機関及び投資家に送付する。
5. 投資家が法的効力を有する裁判所，仲裁の判決，決定に従って投資プロジェクトを調整しない場合，民事判決執行機関，その投資プロジェクトに関連する権益及び義務を有する組織，個人は，投資方針承認権限を有する国家機関又は投資登録機関がこの条第 3 項及び第 4 項が規定する投資プロジェクト調整手続を実施することを提議する権利を有する。

第 55 条 投資プロジェクトの活動期間の調整、延長

1. 投資家は投資法第 41 条 3 項 d 号及びこの議定（政令）第 27 条 2 項の規定に従ってプロジェクト活動期間を調整することができ、この議定（政令）第 44 条、第 45 条、第 46 条及び第 47 条の規定する投資プロジェクト活動期間調整手続を実施する。
2. この議定（政令）第 27 条 4 項が規定する投資プロジェクトの活動期間延長手続は以下のように実施する：
 - a) 投資方針が承認された投資プロジェクトについて、投資家は投資プロジェクト承認権限に応じて計画投資省又は投資登録局に書類を 4 部提出する。
書類は以下からなる：投資プロジェクト活動期間延長申請書類；投資方針承認決定；投資登録証明書；投資家承認決定又は同等の法的価値を有する書類；土地所有権証明書又は同等の法的価値を有する書類；投資家の財政能力を証明する以下の資料の一つ：直近 2 年間の財政報告書又は投資家の所有主資本の会計報告書、親会社の財政支援誓約書、金融機関の財政支援誓約書、投資家の財政能力に関する保証、投資家の財政能力を証明するその他の資料；
 - b) この項 a 号が規定する適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に、計画投資省、投資登録機関は土地を管理する機関及び関連を有する機関に対して、投資法第 44 条 4 項及びこの議定（政令）第 27 条 4 項規定する条件意見聴取のために書類を送付する；
 - c) 適式な書類を受け取った日から 10 日以内に、意見聴取された機関は投資法第 44 条 4 項及びこの議定（政令）第 27 条 4 項が規定する条件適合性に関する意見を明らかにする；
 - d) 適式な書類を受け取った日から 15 日以内に、計画投資省、投資登録機関は、投資法第 44 条 4 項及びこの議定（政令）第 27 条 4 項が規定する投資プロジェクトの活動期間延長条件を検討して審査報告書を作成し、投資方針承認機関に提出する。
 - d) 計画投資省、投資登録機関の報告書を受け取った日から 3 営業日以内に、投資方針承認機関は投資プロジェクトの活動期間延長を決定する。
 - e) 投資登録証明書の発給を受けたが投資方針承認の必要がない投資プロジェクトについて、投資家はこの項 a 号が規定する書類を 4 部、投資登録機関に提出する。投資登録機関はこの項 b 号、c 号、d 号及び d 号が規定する手続を実施して投資プロジェクトの活動期間を延長する。

3. 土地使用をする投資プロジェクトについて、投資プロジェクト活動期間終了前の 6 か月前まで²⁴に、投資家はこの条 2 項が規定する投資プロジェクト活動期間延長の手続を実施する。

第 5 節 投資プロジェクトの活動停止、終了

第 56 条 投資プロジェクトの活動停止の条件、手続

1. 投資プロジェクトは投資法第 47 条 1 項、2 項及び 3 項が規定する場合に活動を停止する。
2. 投資プロジェクトの活動停止の全期間は 12 か月を超えない。投資プロジェクトの活動停止が裁判所の判決、決定、効力を有する²⁵仲裁の判決である、又は投資に関する国家管理機関の決定である場合、投資プロジェクトの活動停止期間は裁判所の判決、決定、仲裁の判決又は投資に関する国家管理機関の決定に従って確定される。それら文書が投資プロジェクトの活動停止期間を確定しない場合、全停止期間はこの項が規定する期間を超えない。
3. 投資プロジェクトの活動停止は以下の手続に従って実施する：
 - a) 投資法第 47 条 1 項の規定に従って投資プロジェクト活動停止を自ら決定する場合、投資家は決定の日から 5 営業日以内に投資登録機関に通知する。投資登録機関はその通知を受け取り、投資プロジェクト活動停止を関連を有する機関に通知する；
 - b) 投資に関する国家管理機関が投資プロジェクトの活動停止を決定する場合、その機関は投資法第 47 条 2 項の場合に権限を有する国家機関の意見に基づいて、投資プロジェクト活動の全部又は一部の停止を決定して、関連機関及び投資家に通知する。投資に関する国家管理機関又は投資法第 47 条 2 項 a 号、b 号、c 号及び d 号が規定する領域に関して権限を有する機関は、投資プロジェクトの活動停止又は活動の一部停止を決定する前の議事録を作成する。裁判所の判決、決定、仲裁の判決に従った投資プロジェクト活動停止について、投資に関する国家管理機関は裁判所の法的効力を有する判決、決定、仲裁の法的効力を有する判決に基づいて投資プロジェクトの活動の全部又は一部の停止を決定する；
 - c) 国防、国家の治安に悪影響を惹起する、又は悪影響を惹起する危険を有する投資プロジェクトについて、省級人民委員会は文書で計画投資省に通

²⁴ 「投資プロジェクト活動期間終了前の 6 か月前まで」の原文は trong thời hạn tối thiểu 06 tháng trước khi hết thời hạn hoạt động của dự án đầu tư である。直訳すれば「投資プロジェクト活動期間終了前の最小で 6 か月の期間に」となる。

²⁵ 「効力を有する」が裁判所の判決、決定を修飾していないことは原文ママである。

知する。通知は以下の内容からなる：プロジェクトを実施する投資家；プロジェクトの目標，場所，内容，プロジェクト実施の過程；国防，国家治安に対するプロジェクトの作用又は危険な影響の評価；投資プロジェクト活動の全部停止又は一部停止に関する建議。省級人民委員会の提議に基づき，計画投資省は国防省，公安省の意見を聴取して，投資プロジェクト活動の全部停止又は一部停止を決定する政府首相に提出する。

第 57 条 投資プロジェクトの活動終了の条件，手続

1. 投資法第 48 条 1 項及び 2 項が規定する場合に投資プロジェクトは活動を終了する。
2. 投資プロジェクトの活動終了は以下の手続に従って実施する：
 - a) 投資法第 48 条 1 項 a 号が規定する投資プロジェクトの活動終了を自ら決定する場合は，投資家は投資プロジェクトの活動終了決定に投資登録証明書（もしあれば）を添付して，その決定の日から 15 日以内に資登録機関に送付する；
 - b) 契約，企業の定款が規定する条件に従って投資プロジェクトが活動を終了する，又は投資法第 48 条 1 項 b 号及び c 号が規定する投資プロジェクトの活動期間が満了する場合，投資家は投資プロジェクト活動終了の日から 15 日以内に投資登録機関に投資プロジェクト活動の終了が記載された資料の写しを添付して通知し，投資登録証明書（もしあれば）を返還する。投資登録機関は投資プロジェクトの活動終了を関連機関に通知する。
 - c) 投資法第 48 条 2 項が規定する投資プロジェクトの活動終了の場合，投資登録機関は投資プロジェクトの活動終了を決定し，同時に投資登録証明書の発給を受けている投資プロジェクトについて，投資登録証明書を回収する。投資登録証明書は投資プロジェクトの活動終了決定が効力を有した日から効力を失う。
3. 投資証明書（同時に経営登記証明書）又は投資許可書に従って活動をする投資プロジェクトについて，投資登録機関は投資プロジェクトの活動終了を決定するが投資証明書（同時に経営登記証明書）又は投資許可書を回収しない。この場合，投資証明書（同時に経営登記証明書），投資許可書にある経営登記内容は引き続き効力を有する。

企業に関する法令の規定に従って企業が経営登記証明書を回収された場合，経営登記機関は投資証明書（同時に経営登記証明書）にある経営登記内容の回収手続を実施する；投資プロジェクトの内容は引き続き効力を有する。
4. 投資家がこの条 2 項 b 号の規定する投資プロジェクトの活動終了手続を実施しない場合，投資登録機関はこの条 2 項 c 号の規定する投資プロジェクトの活動終了手続を実施する。

5. 投資法第 48 条 2 項 a 号, b 号及び d 号が規定する投資プロジェクトの活動終了の場合, 投資登録機関は投資プロジェクトの活動終了決定の前の議事録を作成する。投資法第 48 条 2 項 d 号が規定する投資プロジェクトの活動終了の場合, 投資登録機関は土地回収決定の後に投資プロジェクトの活動終了を決定する。
6. 投資家又は投資登録機関が投資法第 48 条 1 項及び 2 項が規定する投資プロジェクトの活動の一部終了を決定した場合, 投資家は活動が終了していない部分のプロジェクトを引き続き実施することができ, 同時に, この議定 (政令) 第 44 条, 第 45 条, 第 46 条及び第 47 条が規定する投資プロジェクト調整手続を実施する。
7. 投資プロジェクトの活動終了と同時に経済組織の活動も終了する場合, 投資プロジェクトはこの条の規定に従って活動を終了し, 投資家は経済組織の種類に応じた法令の規定に従って経済組織の活動終了手続を実施する。
8. 投資プロジェクトが活動を終了した後, 投資プロジェクトの清算を以下のように実施する:
 - a) 財産清算に関する法令の規定に従って, 投資家は自ら投資プロジェクトを清算する;
 - b) 国家が土地を交付し, 賃貸し, 土地使用権の目的変更を許可する投資プロジェクトについて, 土地使用権及び土地付着財産の処分は土地に関する法令及び関連を有する法令の規定に従って実施する;
 - c) 投資プロジェクトの清算の過程で, 投資家が解散した, 又は破産状態に陥った経済組織である場合は, 投資プロジェクトの清算は経済組織の解散, 破産に関する法令の規定に従って実施する。

第 58 条 投資登録機関が投資家に連絡できない場合の投資プロジェクトの活動終了

1. 投資プロジェクトが活動を停止した場合で, 投資登録機関が投資家又は投資家の合法的代理人に連絡できない場合, 投資登録機関は以下の手続を実施する:
 - a) 活動を停止した投資プロジェクト及び投資家を連絡ができないことに関して記録を残す;
 - b) 投資プロジェクト活動終了を解決するために投資登録機関に連絡を取ることを要請する文書を投資家が登録した住所に送付する。この号の規定に従った文書を送付した日から 30 日以内に投資家が連絡をしない場合, 投資登録機関はこの項 c 号が規定する手続を実施する。
 - c) 投資家に対する連絡支援提議文書を, 投資家が居住する地の社級人民委員会 (投資家が個人である内国投資家である場合), 投資家が国籍を有す

- る国のベトナムに所在する外交機関（外国投資家の場合）に送付し、同時に、投資プロジェクトの活動終了解決のため、投資家に対する投資登録機関への連絡要請通知を国家投資情報ポータル上に 90 日間掲載する。
2. この条第 1 項の措置を実施し、投資プロジェクトが活動を停止した日から 12 か月の期間が経過したが投資家又は投資家の合法的代理人と連絡できない後に、投資登録機関は投資プロジェクトの活動終了を決定する。
 3. 投資登録機関が活動終了を決定した後の投資プロジェクトの財産管理は、居住地から失踪した者の財産管理に関する民事法令の規定に従って実施する。
 4. 自らの職務、権限の範囲内で、権限を有する各国家機関は以下の任務を実施する：
 - a) 投資登録機関は、権限を有する国家機関、関連する権利、利益を有する者の要請がある場合に、この条の規定に従って活動を終了させられた投資プロジェクトの財産管理を監察する者を指定する。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
 - b) 税務機関、税関は、税務管理に関する法令及び関連する法令の規定に従った措置を実施し、投資家の国家に対する租税債務及びその他の財産的義務（もしあれば）の回収責任を負う；
 - c) 土地に関する法令の規定に従って投資プロジェクトが土地回収が必要な場合に属する場合、土地に関する国家管理機関は土地回収、土地付着財産の処分を実施する。
 - d) 労働に関する法令の規定に従って、労働に関する国家機関は職を失った労働者に支援の提案、案内を行い、関連する制度を解決する。
 - d) その他の権限を有する国家機関は、法令の規定に従った職務、権限の範囲内で投資プロジェクトに対する国家管理活動を実施する。
 5. この条が規定する投資プロジェクトに関連する権利、義務に関する投資家と個人、組織の間の要求、紛争は、各当事者間の合意及びベトナム法令の規定に従って裁判所、仲裁で解決される。

第 59 条 民事に関する法令が規定する偽りの民事取引に基づいて投資家が投資活動を実施する場合の投資プロジェクトの活動終了

1. 投資登録機関は、投資家が民事に関する法令の規定に従って確定される偽りの民事取引に基づいて投資活動を実施する場合、裁判所の効力を有する判決、決定又は仲裁の判決を根拠にして、投資プロジェクト活動の全部又は一部の終了を決定する。
2. 投資登録機関、関連を有する機関、組織、個人は、投資プロジェクトの活動の全部終了又は一部終了の根拠とするために、権限を有する裁判所に対し

て、投資家の投資プロジェクト実施過程における偽りの民事取引の無効宣言を提議する権利を有する。

3. 投資プロジェクトの活度終了の手順、手続は、この議定（政令）第 57 条の規定に従って実施する。

第 60 条 裁判所の判決、決定、仲裁の判決に従った投資プロジェクトの活動終了

投資プロジェクトの活動の全部又は一部終了に関する、法的効力を有する裁判所の判決・決定、仲裁の判決に基づき、投資登録機関はこの議定（政令）第 57 条の規定に従って投資プロジェクトの活動終了手続を実施する。

第 6 節 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区における投資活動についての規定

第 61 条 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区のインフラストラクチャ建設及び経営投資

1. 工業団地、輸出加工区のインフラストラクチャ建設及び経営投資の活動は、権限を有する機関の決裁を受けるために工業団地、輸出加工区の建設企画に適合しなければならない。
2. 困難な経済 - 社会条件を有する地域について、地方の具体的な条件に基づき、省級人民委員会は工業団地、輸出加工区内でインフラストラクチャ建設及び経営の投資プロジェクトの投資家として収益を得る事業部局を設立、又は既存の事業部局にそれをまかせる提案を、決定する政府首相に提出する。
3. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区内の職能区のインフラストラクチャ建設及び経営投資プロジェクトを実施する投資家は以下の活動を実施することができる：
 - a) 販売又は賃貸のための工場、事務所、倉庫の建設；
 - b) 技術インフラストラクチャ建設のための土地賃貸、土地転貸；インフラストラクチャ使用、工場・事務所・倉庫の賃貸・売買、及びその他のサービス費用の法令の規定に従った費用、及び工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区の管理委員会への費用の大枠及びインフラストラクチャ使用費用に関する登録に従った費用の査定。費用の大枠及びインフラストラクチャ使用費用の登録は 6 か月ごとの定期的、又は費用の大枠及びインフラストラクチャ使用費用の調整をする場合の実施；
 - c) 各種のインフラストラクチャ使用費用の収受；
 - d) 土地に関する法令及び不動産事業に関する法令の規定に従った、その他の投資家に対する、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区内

の職能区の技術インフラストラクチャが建設済みの土地の使用権の譲渡、賃貸、転貸；

- d) 投資法、この議定（政令）、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区に関する政府の規定及び関連を有す法令の規定に従ったその他の活動。

第 62 条 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区における投資活動の実施

工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区内の投資プロジェクトについて、投資家は以下の活動を実施することができる：

1. 生産、経営活動のために建設された工場、事務所、倉庫の賃借、購入。
2. 道路交通システム、電力供給、給排水、情報連絡、排水・廃棄物処理、その他の公共サービス、便益からなる技術インフラストラクチャ、サービスの有料での使用（「インフラストラクチャ使用料」という）。
3. 土地に関する法令及び不動産事業に関する法令の規定に従った、生産、経営に資する工場、事務所及びその他の建築物の建設のための、技術インフラストラクチャが建設済みの土地の使用権の譲渡及び譲受、賃貸、転貸。
4. 土地に関する法令及び不動産事業に関する法令の規定に従った、生産、経営に資する建設済みの工場、事務所、倉庫及びその他の建築物の賃借、転借。
5. 投資法、この議定（政令）、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区に関する政府の規定及び関連を有す法令の規定に従ったその他の活動。

第五章 外国投資家の経済組織設立及び投資活動の実施

第 63 条 外国投資家の経済組織の設立

1. この議定（政令）第 67 条が規定する場合を除き、以下の手続に従って、外国投資家は経済組織を設立して投資活動を実施する：
 - a) 新たな投資プロジェクトを実施する場合、外国投資家は新たな投資プロジェクトについて投資方針承認、投資登録証明書の発給の手続を実施して、経済組織の種類に応じた法令の規定に従った経済組織設立手続を実施する；
 - b) 投資プロジェクトを譲り受けて経済組織を設立する場合、外国投資家は投資登録証明書発給手続（そのプロジェクトが投資登録証明書発給が不要であった場合）、又は投資登録証明書調整手続（そのプロジェクトが投資登録証明書を既に発給されていた場合）を実施し、経済組織の種類に応じた法令に従った経済組織設立手続を実施する。

2. 経済組織設立の書類、手順、手続は、経済組織の種類に応じた企業に関する法令又はその他の法令の規定に従って実施する。
3. 外国投資家が投資プロジェクト実施のため設立した経済組織の定款資本は、投資プロジェクトの投資資本によることは必ずしも必要でない。外国投資家が設立した経済組織は出資及び他の資金源を受けて、投資登録証明書が規定する進捗に従って投資プロジェクトを実施する。

第 64 条 非内国経済組織の投資プロジェクト及び経営投資活動の実施

1. 投資登録証明書の発給を受けている投資プロジェクトに加えて新たな投資プロジェクトを実施する場合、非内国投資組織は以下の手続を実施する：
 - a) 投資法第 23 条 1 項 a 号、b 号及び c 号が規定する経済組織は、この議定（政令）の規定に従って投資方針承認手続、投資登録証明書発給手続を実施する；
 - b) この項 a 号の規定する場合に属さない経済組織は投資法第 72 条 5 項が規定する報告制度を実施する。報告内容は以下からなる：投資プロジェクトの名称、投資目標、投資規模、投資資本、活動場所・機関、実施の進捗、労働者の需要、投資優遇（もしあれば）。
2. 非内国経済組織は経営登記機関にて企業登記内容を調整できるが、投資プロジェクトを有する必要はない。非内国経済組織の経営投資分野、業種の補充は外国投資家の市場アクセス条件（もしあれば）に符合しなければならない。
3. 非内国経済組織は支店、駐在事務所、経営拠点を本店に加えて設立することができるが、投資プロジェクトを有する必要は必ずしもない。非内国経済組織の支店、駐在事務所、経営拠点設立の書類、手順、手続は企業に関する法令及び経済組織の種類に応じた法令の規定に従って実施する。
4. 証券市場における投資、証券取引の際、外国投資家、非内国経済組織は、投資手続、定款資本所有比率についての証券に関する法令の規定を順守しなければならない。但し、投資に関する国際条約が定款資本所有比率に関する異なった規定を有する場合を除く。

第 65 条 出資、株式購入、持分購入の形式に従った投資活動実施の条件、原則

1. ベトナムで設立された経済組織に出資、株式購入、持分購入をする内国投資家は企業法及び経済組織の種類に応じた法令の規定に従った条件、手続を実施する。
2. 証券市場における出資、株式購入、持分購入は、証券に関する法令の規定に従って実施する。

3. 国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する企業、企業に投資する国家資本の代理人は、経済組織への出資、株式購入、持分購入又は他の組織、個人への出資分、株式、持分の譲渡の形式で投資活動を実施する際、企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法令、公共財産の管理、使用に関する法令及び関連を有する法令が規定する条件、手続を順守する。
4. ベトナムで設立された経済組織に出資、株式購入、持分購入する外国投資家は投資法第 24 条 2 項が規定する、以下からなる条件に適合しなければならない。
 - a) ベトナムで設立された経済組織に出資、株式購入、持分購入する際、投資法第 9 条 3 項及びこの議定（政令）第 15 条、第 16 条及び第 17 条が規定する外交投資家に対する市場アクセスに関する条件；
 - b) 島嶼部、国境地方、沿岸部地方；国防、治安に影響する区域の土地使用権証明書を有している非内国投資家について、国防、治安の確保に関する条件及び土地使用条件。但し、政府の規定に従って設立された工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区で投資プロジェクトを実施する経済組織を除く。
5. 交換、贈与、その他所有権を移転する契約を通じて、又は相続を通じてベトナムで設立された経済組織の株式、持分を受け入れた外国の組織、個人は、この条第 4 項が規定する条件に適合しなければならず、出資、株式購入、持分購入の形式に従って投資をする外国投資家に対する規定に従った手続を実施する。

第 66 条 外国投資家に対する²⁶、出資、株式購入、持分購入の形式に従った投資活動実施手続

1. 投資法第 26 条 2 項が規定する場合を除き、出資、株式購入、持分購入の形式で投資をする外国投資家を有する経済組織は、企業に関する法令及び経済組織の種類に応じた法令の規定に従って、経営投資機関で社員、株主の変更登記手続を実施する。
2. 投資法第 26 条 2 項が規定する場合に属する出資、株式購入、持分購入の投資をする外国投資家を有する経済組織は、出資、株式購入、持分購入の登録書類を 1 部、経済組織が本店を置く地の投資登録機関に提出する。書類は以下からなる：
 - a) 以下の内容からなる出資、株式購入、持分購入登録文書：外国投資家が出資、株式購入、持分購入を予定する経済組織の企業登記に関する情報；経営分野、業種；所有主、社員、発起株主の名簿；外国投資家である所有

²⁶ 「外国投資家に対して適用される～手続」という意味である。

- 主、社員、発起株主の名簿（もしあれば）；出資、株式購入、持分購入の前後の外国投資家の定款資本所有比率；出資、株式購入、持分購入契約の想定取引価値；経済組織の投資プロジェクトに関する情報（もしあれば）；
- b) 出資、株式購入、持分購入をする個人、組織の法的書類及び出資、株式購入、持分購入をする外国投資家を有する経済組織の法的書類の写し；
 - c) 外国投資家と出資、株式購入、持分購入をする外国投資家を有する経済組織の間の、又は外国投資家とその経済組織の株主若しくは社員の間の出資、株式購入、持分購入に関する原則的合意文書；
 - d) 出資、株式購入、持分購入をする外国投資家を有する経済組織の土地使用権証明書の写し（この議定（政令）第 65 条 4 項 b 号が規定する場合）。
3. 投資法第 26 条 2 項 a 号及び b 号が規定する場合、この条第 2 項が規定する適式な書類を受け取った日から 15 日以内に、投資登録機関は投資法第 24 条 2 項、この議定第 65 条 4 項が規定する出資、株式購入、持分購入の条件適合性を検討して投資家に通知する。但し、この条第 4 項が規定する場合を除く。通知文書は外国投資家及び出資、株式購入、持分購入をする外国投資家を有する経済組織に送付する。
4. 出資、株式購入、持分購入をする外国投資家を有する経済組織が島嶼部、国境地方、沿岸部地方；国防、治安に影響する区域の土地使用権証明書を有している場合、投資登録機関は以下の手続を実施する：
- a) この条第 2 項が規定する適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に、投資登録機関は国防省及び公安省のこの議定（政令）第 65 条 4 項 b 号が規定する条件適合性に関する意見を聴取する；
 - b) 投資登録機関の提議文書を受け取った日から 7 営業日以内に、国防省及び公安省は、出資、株式購入、持分購入をする外国投資家を有する経済組織について、国防、治安確保条件適合性に関する意見を明らかにする；要請機関が経過したが意見がない場合は、出資、株式購入、持分購入をする外国投資家を有する経済組織について、国防、治安確保条件適合性に同意したと看做される。
 - c) 適式な書類を受け取った日から 15 日以内に、投資登録機関は投資法第 24 条 2 項、この議定（政令）第 65 条 4 項が規定する出資、株式購入、持分購入条件適合性を検討して、国防省、公安省の意見に基づき、投資家に通知する。通知文書は外国投資家及び出資、株式購入、持分購入をする外国投資家を有する経済組織に送付する。
5. この条第 3 項及び第 4 項の規定に従って、外国投資家が出資、株式購入、持分購入の承認を受けた後、出資、株式購入、持分購入をする外国投資家を有

する経済組織は、企業に関する法令及び経済組織の種類に応じた法令の規定に従って経営登記機関において社員、株主の変更手続を実施する。経済組織の社員、株主としての外国投資家の権利及び義務は、社員、株主変更手続が完了した時に確立する。

第 67 条 創造的スタートアップ中小企業、創造的スタートアップ投資基金の設立、出資、株式購入、持分購入の手続

1. この議定（政令）第 19 条 8 項が規定する投資プロジェクトを実施するため創造的スタートアップ中小企業を設立する、又はこの議定（政令）第 19 条 8 項が規定する投資プロジェクトを実施する創造的スタートアップ中小企業に出資し、その株式を購入し、その持分を購入する場合、外国投資家は企業法が規定する内国投資家に対する規定の手続を実施するが、投資法第 22 条及び第 26 条及びこの議定（政令）第 63 条、第 64 条、第 65 条及び第 66 条が規定する手続を実施する必要はない。
2. 中小企業支援に関する法令の規定に従ったベトナムにおける創造的スタートアップ投資基金の管理だけを目的とする、又はその基金への出資だけを目的とする企業を設立する場合、外国投資家は中小企業法が規定する手続を実施するが、投資法第 22 条及び第 26 条及びこの議定（政令）第 63 条、第 64 条、第 65 条及び第 66 条が規定する手続を実施する必要はない。

第六章 外国への投資活動

第 1 節 総則

第 68 条 外国への投資活動を実施する投資家

1. 企業法及び投資法に従って設立され、活動する企業。
2. 協同組合法に従って設立され、活動する協同組合、協同組合連合会。
3. 与信機関法に従って設立され、活動する与信機関。
4. ベトナムの法令に従って登記された経営世帯。
5. 企業法第 17 条 2 項が規定する場合を除くベトナム国籍を有する個人。
6. ベトナム法令の規定に従って経営投資活動を実施するその他の組織。

第 69 条 外国への投資資本

1. 外国への投資資本源は投資家の金銭及び合法的財産からなり、所有主の資本、外国へ移転するベトナムで借りた資金、外国で投資活動を実施するための外国への投資活動で得られた利益からなる。
2. この条第 1 項が規定する金銭及びその他の合法的財産は以下からなる：

- a) 法令の規定に従って許可された与信機関の口座にある外貨、又は与信機関で購入した外貨；
 - b) ベトナムの外貨管理に関する法令の規定に符合するベトナムドン；
 - c) 機械、設備、消耗品、原材料、燃料、完成品、半完成品；
 - d) 知的所有権、工業所有権、商標権、財産に対する権利の価値；
 - d) この条第 4 項が規定するベトナム及び外国における経済組織において交換可能な株式、持分、投資家のプロジェクト。
3. 外国への投資資本は、投資法第 52 条 1 項 a 号、b 号、c 号及び d 号が規定する形式に従った出資、外国の経済組織への貸付、株式、持分購入の清算、外国への投資実施のために発生した保証義務の履行（もしあれば）に使用される。
4. ベトナムの投資家は外国における経済組織の株式、持分、投資プロジェクト購入の清算、又はそれらの交換に、ベトナムにおけるその投資家の株式、持分、投資プロジェクトを使用することができる。この場合、ベトナムの投資家は先に外国への投資登録証明書発給手続を実施し、その後に、外国投資家が法令の規定に従ってベトナムにおける投資手続を実施する。

第 70 条 ベトナムにおける非内国経済組織の外国への投資

50 パーセントを超えて定款資本を掌握する非内国経済組織について、外国への投資資本源は所有主の資本でなければならない、その中にベトナムでの投資活動を実施するための資本を含むことはできない。外国への投資活動実施のために追加資本を使用する場合は、先にこの議定（政令）に従って外国への投資登録証明書発給手続を実施し、その後に、ベトナムにおける増資手続を実施して十分な定款資本を出資してから外国への投資資本に移転する。

第 71 条 国営企業の外国への投資

- 1. 国営企業の外国への投資プロジェクトについて、投資決定の条件、権限、規定、手続、投資の終了は、企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法令及び関連を有するその他の法令の規定に従って実施する。
- 2. 所有者代表機関は、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法令及び関連を有するその他の法令の規定に従った権限及び任務に符合する内部規定、規則に従って、外国への投資方針、外国への投資終了方針を決定する。
- 3. 所有者代表機関の責任：
 - a) 権限に従った外国への投資決定、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法令及び関連を有する投資活動の効果に関する責任を負うこと；

- b) 外国への投資活動の検査、監察；外国への投資に関する法令の規定の実施における紛糾の解決；
- c) 国営企業、管理権限に属する又は自らが所有者代表を務める企業における国家投資持分についての外国への投資のための国家資本源の管理及び監察；外国への投資活動をする企業における国家投資資本の使用効果の評価；
- d) 投資法第 73 条の規定に従った自らの管理範囲に属する外国への投資に関連する計画投資省への報告制度の実施。

第 72 条 外国への条件付き投資分野、業種についての条件

- 1. 投資法第 54 条 1 項 a 号、b 号及び c 号が規定する銀行、保険、証券の分野、業種について、投資家は銀行、保険、証券の領域における法令が規定する条件に適合しなければならず、権限を有する機関より文書で承認される。
- 2. 投資法第 54 条 1 項 d 号が規定するマスメディア、放送、放映の分野、業種について、投資家はベトナムにおけるマスメディア、放送、放映の活動許可書発給を受けた組織であり、情報通信省の文書による同意を得ているものである。
- 3. 投資法第 54 条 1 項 d 号が規定する不動産事業の分野、業種について、投資家は企業法に従って設立された企業である。

第 73 条 外国における投資プロジェクト実施場所の確定資料

- 1. 以下の投資プロジェクトは投資プロジェクト活動実施場所の確定資料を有さなくてはならない：
 - a) 政府首相又は国会の外国への投資方針承認が必要なプロジェクト；
 - b) エネルギーのプロジェクト；
 - c) 畜産、栽培、植林および水産養殖のプロジェクト；
 - d) 鉱産物の調査、探査、開発及び加工のプロジェクト；
 - d) 工場、生産・加工・製造施設の建設プロジェクト；
 - e) 大規模建築物、インフラストラクチャの建設投資；不動産仲介、不動産取引、不動産コンサルティング、不動産管理の投資プロジェクト。
- 2. 投資実施場所確定資料は以下の書類の一つであり、その中に場所を確定する内容がある：
 - a) 被投資国、領域の投資許可書又は同等の価値を有する文書；
 - b) 被投資国、領域にある権限を有する機関、組織の土地交付、土地賃貸決定；
 - c) 場所に関する契約に関連する当事者の権限を証明する資料を添付した入札、請負契約；土地交付、賃貸契約；投資、事業協力契約；

- d) 土地交付，土地賃貸，経営拠点の賃借，土地使用権又は土地付着財産の譲渡に関する原則的合意書；場所についての合意において関連当事者の権限を証明する資料を添付した経営投資協力の合意書。

第 74 条 外国への投資実施の確定資料

1. 投資法第 52 条 1 項 b 号が規定する外国における契約形式に従った外国への投資活動について，投資家は，外国のパートナーの法的資格に関する資料を添付した投資に関する外国のパートナーとの合意書，契約書又は同等の価値を有するその他の資料を提出する。
2. 外国における経済組織の管理に参加するためその組織に出資し，株式を購入し，持分を購入する形式に従った外国への投資について，投資家は，その投資家が出資し，株式購入し，持分を購入した外国における経済組織の法的資格に関する資料を添付した合意書，契約書又は出資，株式購入，持分購入を確定するその他の使資料を提出する。
3. 投資法第 52 条 1 項 d 号が規定する被投資国の法令が規定するその他の各投資形式に従った外国への投資について，投資家は被投資国，領域の法令の規定に従ったその投資形式実施を確定する資料を提出する。

第 2 節 外国への投資方針承認が必要なプロジェクトについての外国への投資 登録証明書発給，調整の手続

第 75 条 外国への投資方針承認が必要なプロジェクトに対する外国への投資登録証明書発給の書類

1. 投資法第 57 条 1 項が規定する資料。
2. 投資法第 57 条 1 項 d 号が規定する資料について，投資家が外貨を自ら調達する誓約文書を提出する場合，投資家の外貨口座残高を確認する与信機関の文書を添付し提出する。
3. 投資法第 60 条 5 項が規定する投資家の納税義務の履行を確認する税務機関の文書。
4. この議定（政令）第 73 条が規定する場合について，外国への投資プロジェクト実施場所の確定資料。
5. この議定（政令）第 74 条が規定する場合について，外国への投資実施の確定資料。
6. 以下の内容からなる，外国における経済組織への貸付に関する報告書：外国への投資プロジェクトが投資プロジェクト実施のために外国の経済組織に貸し付ける内容を有する場合の，借主の名称；総貸付額；貸付の目的；貸付の条件；支払い計画；債務回収計画；財産担保措置及び担保財産処分方式

(もしあれば) ; 貸付実施のための外貨調達方法 ; 借主の財政的能力の評価 ; 貸付額についてのリスクの程度及び予想されるリスク防止方法。

7. 投資プロジェクト実施のために投資家が外国の経済組織に保証する内容を有する場合に発生する、外国への投資プロジェクトの保証義務履行を確定する資料。
8. 関連を有するその他の資料。

第 76 条 外国への投資方針承認が必要なプロジェクトに対する外国への投資登録証明書発給の手順、手続

1. 国会の外国への投資方針承認が必要なプロジェクトについての手順、手続は、投資法第 57 条の規定及び国家の重要なプロジェクトを審査する手順、手続に関する政府の個別規定に従って実施する。
2. 政府首相の外国への投資方針承認が必要なプロジェクトについての手順、手続は、以下のように実施する :
 - a) 投資家は、国家投資情報システムに外国への投資登録証明書発給申請書類の情報を申告し、引き続く 15 日以内に書類 8 部（その内の 1 部は原本の書類である）を計画投資省に提出する。計画投資省は規定に従って書類の項目と数量が十分である場合に受領する ;
 - b) 書類を受け取った日から 3 営業日以内に、計画投資省はベトナム国家銀行、財政省、外務省、労働傷病兵社会省、分野を管理する省及び投資家が本部を置く、又は常住登録をする地の省、中央直轄市の人民委員会の意見を聴取する書類を送付する ;
 - c) 意見聴取文書と書類を受け取った日から 15 日以内に、意見を聴取された機関は自らの国家管理の範囲に属する内容、又は割り当てられた内容について意見を明らかにして計画投資省に文書で送付する ;
 - d) 書類を受け取った日から 30 日以内に、計画投資省は審査を行い、投資法第 57 条 3 項が規定する内容からなる審査報告を作成して、外国への投資方針承認を検討する政府首相に提出する ;
 - d) 書類審査の過程で、明確にする必要がある内容がある場合には、計画投資省は文書で投資家に通知する。説明、補充の後も外国への投資方針承認を検討する政府首相に提出するための条件が十分でない場合、計画投資省は外国への投資登録証明書発給拒否に関して、文書で投資家に通知する ;
 - e) 計画投資省の審査報告を受け取った日から 10 日以内に、政府首相は投資法第 57 条 8 項が規定する内容に従って、外国への投資方針承認決定を出す ;
 - g) 国営企業の外国への投資プロジェクトについて、政府首相の外国への投資方針承認決定が出た後に、企業における経営、生産に投資する国家資本

の管理、使用に関する法令、公共財産の管理、使用に関する法令が規定する権限を有する機関、組織は外国への投資を決定する；

- h) この項 e 号が規定する政府首相の外国への投資方針承認決定及びこの項 g 号が規定する外国への投資決定を受け取った日から 5 営業日以内に、計画投資省は外国への投資登録証明書を投資家に発給し、その中にこの議定（政令）第 37 条が規定する投資プロジェクトコードを記載し、同時に写しをベトナム国家銀行、財政省、外務省、労働傷病兵社会省、分野を管理する省及び投資家が本部を置く、又は常住登録をする地の省、中央直轄市の人民委員会、納税義務確認の地の税務機関、投資家の所有者代表機関（もしあれば）に送付する；
- i) 政府首相が外国への投資方針を承認しない場合、政府首相の意見提示文書を受け取った日から 3 営業日以内に、計画投資省は外国への投資登録証明書発給を拒否する理由を明記した文書を投資家に送付する。

第 77 条 外国への投資方針承認が必要なプロジェクトに対する外国への投資登録証明書調整の書類、手順、手続

1. 外国への投資登録証明書調整の書類は以下の資料からなる：
 - a) 投資法第 63 条 3 項が規定する資料；
 - b) 調整内容に関連する投資法第 57 条 1 項 c 号、d 号、d 号、e 号及び g 号並びにこの議定（政令）第 75 条 2 項、4 項、5 項、6 項及び 7 項が規定する資料；
 - c) 関連を有するその他の資料。
2. 国会の外国への投資方針承認権限又は外国への投資方針調整承認権限に属するプロジェクトに対する外国への投資登録証明書調整の手順、手続は、投資法第 57 条の規定及び国家の重要なプロジェクトの審査の手順、手続に関する政府首相の個別規定に従って実施する。
3. 政府首相の外国への投資方針承認権限又は外国への投資方針調整承認権限に属するプロジェクトに対する外国への投資登録証明書調整の手順、手続は、以下のように実施する：
 - a) 投資家は、国家投資情報システムに外国への投資登録証明書調整申請書類の情報を申告し、引き続く 15 日以内に書類 8 部（その内の 1 部は原本の書類である）を計画投資省に提出する。計画投資省は規定に従って書類の項目と数量が十分である場合に受領する；
 - b) 書類を受け取った日から 3 営業日以内に、計画投資省はベトナム国家銀行、財政省、外務省、労働傷病兵社会省、分野を管理する省及び投資家が本部を置く、又は常住登録をする地の省、中央直轄市の人民委員会の意見を地聴取する書類を送付する；

- c) 意見聴取文書と書類を受け取った日から 15 日以内に、意見を聴取された機関は自らの国家管理の範囲に属する内容、又は割り当てられた内容について意見を明らかにして計画投資省に文書で送付する；
- d) 書類を受け取った日から 30 日以内に、計画投資省は審査を行い、投資家が投資法第 57 条 3 項の規定に相当する調整申請をする内容からなる審査報告を作成して、外国への投資方針承認又は外国への投資方針調整承認を検討する政府首相に提出する；
- d) 書類審査の過程で、明確にする必要がある内容がある場合には、計画投資省は文書で投資家に通知する。説明、補充の後も外国への投資方針承認又は外国への投資方針調整承認を検討する政府首相に提出するための条件が十分でない場合、計画投資省は外国への投資登録証明書発給拒否に関して、文書で投資家に通知する；
- e) 計画投資省の審査報告を受け取った日から 10 日以内に、政府首相は投資法第 57 条 8 項が規定する内容に従って、外国への投資方針承認又は外国への投資方針調整承認をする；
- g) 国営企業の外国への投資プロジェクトについて、政府首相の外国への投資方針承認決定又は外国への投資方針調整承認決定が出た後に、企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法令、公共財産の管理、使用に関する法令が規定する権限を有する機関、組織は外国への投資活動調整を決定する；
- h) この項 e 号が規定する政府首相の外国への投資方針承認決定又は外国への投資方針調整承認決定及びこの項 g 号が規定する外国への投資活動調整決定を受け取った日から 5 営業日以内に、計画投資省は外国への投資登録証明書を調整し、その中にこの議定（政令）第 37 条が規定する投資プロジェクトコードを記載し、同時に写しをベトナム国家銀行、財政省、外務省、労働傷病兵社会省、分野を管理する省及び投資家が本部を置く、又は常住登録をする地の省、中央直轄市の人民委員会、納税義務確認の地の税務機関、投資家の所有者代表機関（もしあれば）に送付する；
- i) 政府首相が外国への投資方針を承認しない、又は外国への投資方針調整を承認しない場合、政府首相の意見提示文書を受け取った日から 3 営業日以内に、計画投資省は外国への投資登録証明書調整を拒否する理由を明記した文書を投資家に送付する。

第 3 節 外国への投資方針承認が必要でないプロジェクトに対する外国への投資登録証明書発給、調整の手続

第 78 条 外国への投資方針承認が必要でないプロジェクトに対する外国への投資登録証明書発給の書類、手順、手続

1. 外国への投資登録証明書発給書類は、以下の資料からなる：
 - a) 投資法第 61 条 2 項が規定する資料；
 - b) 投資法第 61 条 2 項 d 号が規定する資料について、投資家が外貨を自ら調達する誓約文書を提出する場合、投資家の外貨口座残高を確認する与信機関の文書を添付し提出する；
 - c) 投資法第 60 条 5 項が規定する投資家の納税義務の履行を確認する税務機関の文書；
 - d) この議定（政令）第 73 条が規定する場合について、外国への投資プロジェクト実施場所の確定資料；
 - d) この議定（政令）第 74 条が規定する場合について、外国への投資実施の確定資料。
2. 外国への投資登録証明書発給の手順、手続：
 - a) 投資家は、国家投資情報システムに外国への投資登録証明書申請書類の情報を申告し、引き続く 15 日以内に書類 3 部（その内の 1 部は原本の書類である）を計画投資省に提出する。計画投資省は規定に従って書類の項目と数量が十分である場合に受領する；
 - b) 計画投資省は書類の適式性を審査する。書類が適式でない、又は内容の明確化が必要な場合、計画投資省は書類を受け取った日から 5 営業日以内に投資家に文書で通知する；
 - c) 200 億ドン以上に相当する外貨が外国に移転される場合、計画投資省は投資法第 61 条 3 項の規定に従って文書でベトナム国家銀行の意見を聴取する。意見聴取文書を受け取った日から 7 営業日以内に、ベトナム国家銀行は外国への投資登録証明書が発給される前に外国に移転される資本の状況；法令の規定に従った投資家の移転条件適合性；貸付、外国の経済組織の借入、外国の経済組織への保証についての問題及び関連するその他の問題に関して文書で計画投資省に回答する；
 - d) 外国への投資プロジェクトが、投資活動実施のために投資家が外国の経済組織に貸し付けることを内容とする場合、外国への投資登録証明書発給の後に、投資家は外国為替に関する法令の規定に従って外国への貸付の承認を得るための手続を実施しなければならない；

- d) 外国への投資プロジェクトが、マスメディア、放送、放映の分野、業種を含む場合、この議定（政令）第 72 条 2 項の規定に従って計画投資省は情報通信省の意見を文書で聴取する。意見聴取の文書を受け取った日から 7 営業日以内に、情報通信省は計画投資省に文書で回答する；
- e) 適式な書類を受け取った日から 15 日以内に、計画投資省は外国への投資登録証明書を発給し、その中にこの議定（政令）第 37 条の規定に従った投資プロジェクトコードを記入し、同時に写しをベトナム国家銀行、財政省、外務省、労働傷病兵社会省、分野を管理する省及び投資家が本部を置く、又は常住登録をする地の省、中央直轄市の人民委員会、納税義務確認の地の税務機関、投資家の所有者代表機関（もしあれば）に送付する；
- g) 書類が適式でない、又は外国への投資登録証明書発給条件に適合しない場合、計画投資省は外国への投資登録証明書発給を拒否する理由を明記した文書を投資家に送付する。

第 79 条 外国への投資方針承認が必要でないプロジェクトに対する外国への投資登録証明書調整の書類、手順、手続

1. 外国への投資登録証明書調整の書類は以下の資料からなる：
 - a) 投資法第 63 条 3 項が規定する資料；
 - b) 調整内容に関連する投資法第 61 条 2 項 d 号及び d 号並びにこの議定（政令）第 78 条 1 項 b 号、d 号及び d 号が規定する資料；
 - c) 外国への投資プロジェクトが投資プロジェクトを実施するために投資家が外国の経済組織に保証する内容を有する場合、発生する保証債務実施を確定する資料。
2. 外国への投資登録証明書調整の手順、手続：
 - a) 投資家は、国家投資情報システムに外国への投資登録証明書調整申請書類の情報を申告し、引き続く 15 日以内に書類 3 部（その内の 1 部は原本の書類である）を計画投資省に提出する。計画投資省は規定に従って書類の項目と数量が十分である場合に受領する；
 - b) 計画投資省は書類の適式性を審査する。書類が適式でない、又は内容の明確化が必要な場合、計画投資省は書類を受け取った日から 5 営業日以内に投資家に文書で通知する；
 - c) 200 億ドン以上に相当する外貨が外国に移転される場合、計画投資省は投資法第 61 条 3 項の規定に従って文書でベトナム国家銀行の意見を聴取する。意見聴取文書を受け取った日から 7 営業日以内に、ベトナム国家銀行は外国に移転される資本の状況；法令の規定に従った投資家の移転条件適合性；貸付、外国の経済組織の借入、外国の経済組織への保証についての問題及び関連するその他の問題に関して文書で計画投資省に回答する；

- d) 外国への投資プロジェクトが、投資活動実施のために投資家が外国の経済組織に貸し付けること、又は保証することを内容とする場合、投資家は外国為替に関する法令の規定に従って外国への貸付又は発生する保証債務の履行の承認を得るための手続を実施しなければならない；
 - d) 外国への投資プロジェクトが、マスメディア、放送、放映の分野、業種を含む場合、この議定（政令）第 72 条 2 項の規定に従って計画投資省は情報通信省の意見を文書で聴取する。意見聴取の文書を受け取った日から 7 営業日以内に、情報通信省は計画投資省に文書で回答する
 - e) 適式な書類を受け取った日から 15 日以内に、計画投資省は外国への投資登録証明書を調整し、同時に写しをベトナム国家銀行、財政省、外務省、労働傷病兵社会省、分野を管理する省及び投資家が本部を置く、又は常住登録をする地の省、中央直轄市の人民委員会、納税義務確認の地の税務機関、投資家の所有者代表機関（もしあれば）に送付する；
 - g) 書類が適式でない、又は条件に適合しない場合、計画投資省は外国への投資登録証明書調整を拒否する理由を明記した文書を投資家に送付する。
3. 国家投資情報システム上で外国への投資プロジェクト情報更新の手順、手続：
- a) 外国への投資プロジェクトが、投資法第 63 条 2 項が規定する外国への投資登録証明書調整の必要がない内容の変更をした時点から 1 か月以内に、投資家は国家投資情報システム上に発給を受けたアカウントにアクセスし、その変更内容を更新しなければならない；
 - b) 投資家がこの項 a 号の規定に従って国家投資情報システム上に更新をした外国への投資登録証明書に記載された内容について、投資家が外国への投資登録証明書調整手続を実施する時に、計画投資省は調整した外国への投資登録証明書上に記載する。

第 80 条 オンラインでの外国への投資登録証明書の発給、調整

1. 200 億ドン未満の外国への投資資本を有し、外国への条件付き投資分野、業種に属さない外国への投資登録証明書発給、調整の申請書類について、投資家はこの議定（政令）第 78 条又は第 79 条が規定する紙の書類を提出するか、以下の 2 つの形式：デジタル署名の使用又は不使用、の一つによりオンラインで国家投資情報システムに提出するかを選択できる。
2. 投資プロジェクトコード、外国への投資登録証明書発給、調整の手続はこの議定（政令）第 37 条、第 38 条、第 39 条及び第 40 条の規定に従って実施する。

第 81 条 外国への投資登録証明書の再発給及びその情報の訂正の手続

外国への投資登録証明書の再発給及びその情報の訂正の手続は、この議定（政令）第 41 条の規定に従って実施する。

第 4 節 投資プロジェクトの展開

第 82 条 外国への投資資本の移転

1. 投資家は、投資法第 66 条の規定に従って外国での投資活動実施のために外国へ投資資本を移転することができる。
2. 投資家は、以下からなる投資を形成する活動の費用のため、外国への投資登録証明書の発給を受ける前に外貨、物品、機械、設備を外国に移転することができる：
 - a) 市場及び投資機会の研究；
 - b) 実地調査；
 - c) 資料研究；
 - d) 投資プロジェクト選択に関連する資料、情報の収集及び購入；
 - d) 投資プロジェクトを評価、審査するための諮問専門家の選択及び雇用を含めた統合、評価、審査；
 - e) 科学的セミナー、会議の開催；
 - g) 投資プロジェクト形成に関連する外国での連絡事務所の設立及び活動；
 - h) 国際入札、供託、基金又はその他の財政保証形式への参加、入札参加条件、投資プロジェクト実施条件に関連する入札実施者、投資を受け入れる国家、領域の要請に従った費用の支払い；
 - i) 会社の売買、吸収合併、供託、基金又はその他の財政保証形式への参加、会社の売り主の要請又は投資を受け入れる国家、領域の法令の規定に従った費用の支払い；
 - k) 契約交渉；
 - l) 外国における投資プロジェクト経営を支援する財産の購入又は賃借
3. この条第 2 項の規定に従った外貨、物品、機械、設備の外国への移転は外国為替、輸出、税関、技術に関する法令の規定に従って実施する。
4. この条第 2 項の規定に従った外貨移転の限度は外国への投資資本総額の 5 パーセントを超えず、外国への投資資本総額において 30 万アメリカドルを超えない。但し、政府がその他の規定を有する場合を除く。
5. この条が規定する活動実施のための外国への外貨移転について、ベトナム国家銀行は外国為替管理に関する詳細を案内する。
6. 外国への投資プロジェクト実施のための機械、設備及び物品による資本の外国への移転及び外国からベトナムへの復帰は、税関に関する法令の規定に

従った税関手続を実施しなければならない。財政省はこの条が規定する活動を実施するための外国への機械、設備及び物品の移転の詳細を案内する。

第 83 条 外国への投資報告制度の実施

1. 外国への投資登録証明書が発給された後に、投資家は規定に従った定期の報告制度実施のため国家投資情報システムにアクセスするアカウントを発給される。
2. 投資家投資法第 73 条 3 項、4 項及び 5 項の規定に従った外国への投資プロジェクトの活動状況について報告を送付し、同時に自らのアカウントを管理し、情報を完全に、期限通りに、正確に国家投資情報システムで更新する責任を負う。
3. 国家投資情報システム上で報告された情報と紙の書類で通知された情報が相互に異なる場合、国家投資情報システム上の情報に従って根拠とする。
4. 投資家が規定に従った報告制度を実施しない場合の処分方法：
 - a) 違反が初回の場合は、計画投資省が文書で注意する；
 - b) 計画投資の領域における行政処罰に関する法令の規定に従って行政違反処罰をする；
 - c) 国家投資情報システム、計画投資省の電子情報ポータル及びその他のマスメディアで違反を公開する。

第 84 条 財政的義務

1. 投資家は、租税に関する法令の規定に従って、ベトナム国家に対する、外国への投資プロジェクトに関連する財政的義務を完全に実施する責任を負う。
2. 国営企業である投資家は、租税に関する法令、企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法令の規定に従って、ベトナム国家に対する、外国への投資プロジェクトに関連する財政的義務を完全に実施する責任を負う。
3. 投資活動実施のため外国へ移転及び外国からベトナムへの復帰する物品、機械、設備の資本の部分に対する輸出税、輸入税の免除は、輸出税、輸入税に関する法令の規定に従って実施する。

第 85 条 外国の投資プロジェクトへのベトナム労働者の派遣

1. 投資家は、ベトナム及び被投資国の国家、領域の労働に関する法令に従って、外国にある自らの投資プロジェクトにベトナム労働者を派遣できるのみである。
2. 契約により外国に派遣されるベトナム労働者に関する法令及び関連を有するその他の法令の規定に従って、投資家は、外国にある投資プロジェクトに

ベトナム労働者を派遣する手続；外国におけるベトナム労働者の合法的權益の保障；外国にある投資プロジェクトへのベトナム労働者派遣に生じる問題の解決に責任を負うことを完全に実施しなければならない。

第 86 条 外国への投資活動の終結

1. 投資活動が終結した後すぐに、投資家は被投資国、領域の法令の規定に従って投資プロジェクトを整理しなければならない。
2. 投資プロジェクトの整理完了に関連する、税の決算報告又は被投資国、領域の法令の規定に基づく同等の法的価値を有する文書を有した日から 6 か月以内に、投資家は投資プロジェクトの整理から得た金額全部を国内に移転しなければならない。
3. この条第 2 項が規定する期限を延長する必要がある場合、期限が終了する遅くとも 15 日前に、投資家は理由を明記した申請文書を計画投資省に送付し同省が検討して決定する。実施できる期限延長は 1 回を超えず、6 か月を超えない。投資家の申請文書を受け取った日から 15 日以内に、計画投資省は投資プロジェクトの整理から得た金額全部の国内への移転期限延長に関して文書で投資家に回答する。
4. 外国における投資プロジェクトの整理を完了して、投資プロジェクトの整理から得た金額全部の国内への移転（もしあれば）の日から 60 日以内に、投資家はこの議定（政令）第 87 条の規定に従った外国への投資登録証明書の効力終了手続を行う。

第 87 条 外国への投資登録証明書の効力終了の書類、手順、手続

1. 投資家は、以下の資料からなる外国への投資登録証明書の効力終了申請書を 2 部（その内 1 部は原本の書類である）提出する：
 - a) 外国への投資登録証明書の効力終了申請書；
 - b) 発給された外国への投資登録証明書の原本；
 - c) 投資法第 59 条の規定に相応する外国への投資プロジェクト終了決定；
 - d) この議定（政令）第 86 条の規定に従った、投資家がプロジェクト終結、整理及びそれから得た金額、財産全部の国内への移転を完成したことを証明する資料；
 - d) 投資家の法的資格に関する資料。
2. 計画投資省は書類の適式性を審査する。書類が適式でない、又は明確にする必要がある内容がある場合、書類を完全なものにするため、計画投資省は文書で投資家に通知する。

3. 計画投資省はベトナム国家銀行に投資家の外国為替取引状況；投資家の外国為替に関する法令の規定する承認，違反及び権限に属する違反処分（もしあれば）に関する意見聴取文書を送付する。
4. 適式な書類を受け取った日から 15 日以内に，計画投資省は外国への投資登録証明書の効力終了決定及び回収決定を発出して投資家に送付し，同時に写しをベトナム国家銀行，財政省，外務省，労働傷病兵社会省，分野を管理する省及び投資家が本部を置く，又は常住登録をする地の省，中央直轄市の人民委員会，納税義務確認の地の税務機関，投資家の所有者代表機関（もしあれば）に送付する。
5. 投資法第 64 条 1 項 d 号の規定に従って外国への投資プロジェクトが終了する場合，外国での投資資本全部の外国投資家への移転をして，プロジェクトを終了する前に，投資家はベトナム国家銀行に通知をしなければならない。
6. 投資法第 64 条 1 項 d 号の規定に従って外国への投資プロジェクトが終了する場合で，投資家が外国への投資登録証明書の効力終了手続を実施しない場合，計画投資省は，投資法及びこの議定（政令）に基づき，外国への投資登録証明書の効力終了を実施して投資家及関連の国家管理機関に送付する。外国への投資登録証明書の効力が終了した後，投資家が引き続き外国への投資プロジェクトの実施を希望する場合は，投資法及びこの議定（政令）の規定に従った外国への投資登録証明書発給手続を実施しなければならない。
7. 外国への投資方針承認が必要なプロジェクトについて，投資家，外国への投資に関して決定する機関は投資プロジェクトを終了して外国への投資方針承認権限を有する機関，担当者に報告する。

第七章 投資促進

第 88 条 投資促進活動の内容

1. 投資の潜在力，市場，傾向及びパートナーの研究；
2. 投資のイメージ構築，宣伝，PR，政策・潜在力・機会及び結合の紹介；
3. 投資活動に対する支援，案内，利便性の創出；
4. 投資促進活動のための情報システム及び資料基盤の構築；
5. 投資を誘引するプロジェクト一覧の作成；
6. 投資促進活動のための印刷物や資料の作成；
7. 投資促進に関する訓練，能力開発；
8. 投資促進に関する国内外の協力。

第 89 条 投資促進の方式

1. 投資促進活動は以下の形式に従って実施する：

- a) 情報を収集し、取りまとめをして、各提案、報告、資料の作成を研究する；投資促進活動に役立つ情報システム及び資料データベースを構築する；投資促進に関する電子情報ページを構築する；
 - b) 国内外において視察、研究グループ；特別のテーマ又は具体的なパートナーに従った投資促進協力グループを組織する；
 - c) 国内外での投資促進フォーラム、会議、セミナー、セミナーを実施する；
 - d) 機関、組織、企業、投資家間の対話を実施する；
 - d) 投資家と国家機関、投資家と投資家、投資家と組織、個人をひき合わせる；
 - e) 国内外のまずメディアを通じた投資環境、投資に関する政策、法令の宣伝、PR；
 - g) 投資手続及び投資に関連する行政手続を実施する投資家に情報、案内を提供する；
 - h) 投資家の提案、建議を取りまとめ、経営投資活動実施過程での困難、紛糾を解決する。
2. 投資促進活動は、各活動の内容と要請に応じて、1つ又は複数の投資促進方法を使用することができる。

第 90 条 投資促進活動の調整配分的方式

1. 投資促進活動の調整配分的方式は：
- a) 効果を担保し、国内、国際、領域、地方の背景及び一定の時点の具体的な条件に符合する投資促進活動を配置、調整する；
 - b) 展開の要請及び実施に適合する内容、時間、期間、進捗、促進グループの構成と投資促進活動経費とのバランスをとる。
2. 計画投資省は、政府が投資促進活動の調整配分を統一することを援助する起点となる機関である。計画投資省の責任は以下のとおりである：
- a) 投資促進計画及び国家投資促進プログラム投資促進計画に符合する年次促進プログラムを作成する各省、省同格機関、省級人民委員会に案内する；
 - b) 国家投資促進プログラムの作成、実施を調整する；
 - c) 各省、省同格機関、省級人民委員会の投資促進プログラムを案内、調整する。
3. 各省、省同格機関、省級人民委員会は以下につき責任を負う：
- a) 自らの部局の投資促進プログラム実施を調整する；
 - b) 国家投資促進プログラムを調整する計画投資省に建議する；

- c) 決裁された投資促進活動の実施状況の精査及び国家投資促進情報システム上での情報更新を常時行う。

第 91 条 投資促進機関

1. 計画投資省は全国の範囲内での投資促進活動実施に関する国家管理を行う政府を支援する機関である。
2. 各省、起点²⁷となる部門は、職務及び権限に属する分野、領域に従った投資促進活動を実施する。
3. 計画投資局は起点として投資職員業務に関する国家管理を行う省級人民委員会を支援する。
4. 具体的な需要及び条件に応じて、省級人民委員会は投資促進の機関又は自らの組織機構内の部局を設立し、物的基盤、勤務条件、活動の編成及び経費を配置する責任を負う。省級人民委員会に直属する投資促進機関を設立する場合、法令の規定に従って検討して決定する政府に提出する前に、内務省及び計画投資省の意見を統一しなければならない。
5. 外国における投資促進の起点は以下のとおりである：
 - a) 外国における投資促進の起点は外国におけるベトナム代表機関に直属し、その管理に服する；
 - b) 地域ごとの具体的な要請に従って、代表機関で配置された投資促進に関する人事の数量に関して計画投資省は外務省と意見を統一する。一つの地域で投資促進の幹部 2 人以上の編成を有する場合、外国におけるベトナム代表機関に直属する投資促進部門を設立する；
 - c) ベトナムにおける投資促進の起点は計画投資省の専門的指導に服し、外国におけるベトナム代表機関の指導に服する。

第 92 条 国家投資促進プログラム

1. 国家投資促進プログラムは、各省、省級人民委員会が国家予算により実施する、国家級の、地域横断、分野横断的な規模の投資促進活動の集合である。
2. 国家投資促進プログラムの作成は以下のとおりである：
 - a) 国家投資促進プログラムは年次で作成される。計画投資省は、主宰機関の提案のとりまとめに基づいた国家投資促進プログラム作成の起点である；
 - b) 5 月 30 日より前に、主宰機関は翌年の国家投資促進プログラム実施提案を文書で、及び国家投資促進情報システム上で、計画投資省に送付する。

²⁷ 「起点」の原文は đầu mối である。

この期限後に送付した提案は引き続く年の国家投資促進プログラムに統合される；

- c) 6 月 30 日より前に、計画投資省は調整、補充（もしあれば）要請を文書で、国家投資促進情報システム上で、主宰機関に通知する；
 - d) 7 月 15 日より前に、主宰機関は調整、補充（もしあれば）要請を実施し、文書で、及び国家投資促進情報システム上で、計画投資省に送付する；
 - d) 8 月 30 日より前に、計画投資省は国家予算の見積もりに関する意見を得るため翌年の国家投資促進プログラムの案を財政省に送付する；
 - e) 財政相が予算の見積もりを通知してから 20 日以内に、計画投資省は翌年の国家投資促進プログラムを決裁して、文書で、及び国家投資促進情報システム上で、主宰機関に送付する；
 - g) 決裁された国家投資促進プログラムに基づき、計画投資省に属する投資促進に関する国家管理機関は、投資促進活動実施を主宰機関に割り当てる契約を締結する：締結済みの契約に従った支援経費を前払いし、清算し、決算する。
3. 国家投資促進プログラムの調整は以下のとおりである：
- a) 決裁された国家投資促進プログラムの活動の調整の要請がある場合、主宰機関は理由及び調整方法を建議する提議を文書で、及び国家投資促進情報システム上で、計画投資省に送付する；
 - b) 主宰機関の提議を受け取った日から 15 日以内に、計画投資省は決裁済みの国家投資促進プログラムの活動の調整を検討し、決定する；文書で、及び国家投資促進情報システム上で、関連機関に通知する。
4. 計画投資省は、国家投資促進プログラムの作成、調整の書式体系を規定する。

第 93 条 各省、省同格機関、省級人民委員会の投資促進プログラム

1. 投資促進プログラムの案内は以下のとおりである：
- a) 計画投資省は、全国の範囲で投資促進の傾向を作るために経済 - 社会の発展の時期それぞれにおける投資促進計画を作成する；
 - b) 具体的な要請及び条件に基づき、計画投資省は各省、省同格機関、省級人民委員会に年次の投資促進プログラムを案内する。
2. 投資促進プログラムの作成は以下のとおりである：
- a) 5 月 30 日より前に、各省、省同格機関、省級人民委員会は翌年の国家投資促進プログラム案を文書で、及び国家投資促進情報システム上で、計画投資省に送付する。この期限後に送付した提案は引き続く年の国家投資促進プログラムに統合される；

- b) 7 月 30 日より前に、計画投資省は、文書で、及び国家投資促進情報システム上で、各省、省同格機関、省級人民委員会の翌年の国家投資促進プログラムに関する意見を得る。
- c) 8 月 30 日より前に、計画投資省との統一意見に基づき、各省、省同格機関、省級人民委員会は翌年の国家投資促進プログラムを決裁し、文書で、及び国家投資促進情報システム上で、計画投資省に送付する。
- 3. 国家投資促進プログラム実施状況及び具体的条件に基づき、計画投資省と意見を統一した後、各省、省同格機関、省級人民委員会は国家投資促進プログラム調整を決定する；文書で、及び国家投資促進情報システム上で、計画投資省に通知する。
- 4. 計画投資省は、各省、省同格機関、省級人民委員会の国家投資促進プログラムの作成、調整の書式体系を規定する。

第 94 条 国家の高度対外活動における投資促進

- 1. 投資促進活動を含んだ国家の高度対外活動²⁸について、主宰機関は計画投資省、外務省及び投資促進方法作成に関連する機関と協働する責任を負う。
- 2. 主宰機関は、計画投資省、外務省及び国家の高度対外活動起点となる機関と統一した方法に従って投資促進活動を実施する責任を負う。
- 3. 国家の高度対外活動の枠組みにおける投資促進活動に参加する各省、省級人民委員会、機関、個人は以下の責任を負う：
 - a) 主宰機関、計画投資省、外務省及び公安省又は国家の高度対外活動起点となる機関の規定、内規、要請、案内を順守する；
 - b) 正しい対象、構成に参加する代表者を選出し、その選出に全面的に責任を負う。

第 95 条 投資促進と商業、観光、経済外交の協働

- 1. 商業、観光、経済外交又はそれら各活動と投資促進を混合する活動の実施を主宰する各省、省同格機関、省級人民委員会は、計画投資省と協働し、方針作成過程における投資促進の内容と実施組織に関して意見を統一しなければならない。
- 2. 協働の内容は以下からなる：
 - a) 投資促進に関連する内容を有する促進活動と商業、観光、経済外交との混合を実施する計画を、7 日前²⁹に文書で、及び国家投資促進情報システムを通じて、計画投資省に通知する。

²⁸ 「国家の高度対外活動」の原文は hoạt động đối ngoại cấp cao nhà nước である。

²⁹ 何について「7 日前」か、明記されていない。

- b) 促進活動と商業、観光、経済外交との混合における都市促進内容に関して計画投資省と意見を統一する。

第 96 条 国家予算を使用しない投資促進活動

1. 国家予算を使用しない投資促進活動は、この議定（政令）第 97 条 1 項 b 号、c 号及び d 号が規定する経費源によりベトナム又は外国において機関、組織、個人が実施するものである。
2. 外国で投資促進活動を実施する機関、組織、企業及び個人は、外国の法令及びベトナムの法令の規定を順守しなければならない。
3. 投資促進活動を実施する機関、組織、企業及び個人は、計画投資省に対して、その実施の少なくとも 15 日前に通知をして、その完成後遅くとも 15 日後に結果を通知する。投資促進活動実施の前後の通知は、文書及び国家投資促進情報システム上のものである

第 97 条 投資促進活動の経費

1. 投資促進活動の経費は以下の資金源から配置される：
 - a) 国家予算；
 - b) 参加する組織、企業の提供する資金；
 - c) 国内外の組織、個人の財政支援；
 - d) 法令の規定に従ったその他の経費源。
2. 各省、省同格機関の投資促進活動に対する国家経費予算の作成とその配分は以下のように実施する：
 - a) 各省、省同格機関は計画投資省と各省、省同格機関、政府に属する機関の年次予算計画について意見を統一した後に投資促進活動に対する経費予算を取りまとめて、財政省に送付する；
 - b) 投資促進活動に対する国家予算の均衡及び計画投資省との意見統一に基づき、財政省は投資促進活動実施のための各省、省同格機関、政府に属する機関の年次予算の決裁を検討し、配置する；
 - c) 各省、省同格機関は、財政省から交付された予算に基づき、投資促進活動を実施する直属機関に詳細な予算を配分する。
3. 省級人民委員会の投資促進活動について、計画投資省の投資促進活動との統一に関する文書での意見に基づき、省級人民委員会は、地方予算の均衡可能性を根拠にして投資促進活動を実施する部局への任務割り当て、経費配分を行う。投資促進活動経費は地方の年次予算に配置される。
4. 国家指導者の業務プログラムに従った臨時発生する投資促進活動について、政府は計画投資省、予算作成主宰機関との統一意見に基づき、経費を提案して、国家予算法の規定に従って検討、決定をする財政省に提出する。

5. 国家投資促進プログラムについて、計画投資省は年次予算の経費予算計画作成を主宰し、財政省と協働する。

第八章 投資に関する国家管理

第 1 節 各省、省同格機関、省級人民委員会及び関連機関の任務、権限

第 98 条 ベトナムでの投資活動に対する国家管理

1. 計画投資省は、ベトナムでの投資に関して政府の統一的な国家管理の支援をする；投資法第 69 条 2 項が規定する投資活動に対する国家管理の任務、権限及びこの議定（政令）に従ったその他の任務、権限を実施し、政府、政府首相と割り振る。
2. 省、省同格機関は、投資法第 69 条 3 項が規定する投資に関する国家管理の任務、権限及び以下の任務、権限を実施する：
 - a) 財政省は関連を有する国家管理機関と協働し、投資プロジェクトの財政に関連する問題について審査して意見を表明する；国会、政府首相の投資方針承認権限に属する投資プロジェクト及びその他のインフラストラクチャ開発プロジェクトについて、政府を保証する；
 - b) 天然資源環境省は、投資活動に関連する天然資源及び環境に関する規定実施を案内並びに検査すること；投資プロジェクトの土地に関連する問題及び環境保護に関連する問題に関して審査して意見を表明することを主宰し、関連を有する国家管理機関と協働する；
 - c) 科学技術省は、科学、技術の領域における投資活動に関する規定を作成し、実施の発行、案内及び検査権限を有する機関に提出すること；国会、政府首相の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトの科学技術に関連する問題を審査し、意見を表明することを主宰し、関連を有する国家管理機関と協働する；
 - d) 建設省は、建設についての国家管理に関連する投資活動に関する規定を作成し、発行、案内及び検査の権限を有する機関に提出すること；投資プロジェクトの建設に関する国家管理に関連する問題を審査し、意見を表明することを主宰し、関連を有する国家管理機関と協働する；
 - d) 国防省、公安省は、職務、権限に従って、投資法、この議定（政令）及び国防、治安に関する法令が規定する国防、治安に影響を与える区域確定文書を作成、発行又は発行権限のある機関に提出する；この議定（政令）の規定に従った国防、治安の保障要請への適合性に関して意見を表明する；

- e) ベトナム国家銀行は、投資活動に関連する与信及び外国為替管理についての規定を作成することを主宰し、関連を有する国家管理機関と協働する；国会、政府首相の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトの与信及び外国為替管理に関連する問題に関して意見を表明する；
 - g) その他の各省、省同格機関は、投資法第 69 条 3 項の規定に従った任務、権限並びにこの議定（政令）及び関連を有する法令が規定する任務、権限を実施する。
3. 省級人民委員会の任務、権限は以下のとおりである：
- a) 投資資本源誘引計画の作成；地方における投資を誘引するプロジェクト一覧の作成及び公表；
 - b) 職務、権限に従った、地方における投資活動実施過程での紛糾の管理、監察、案内、解決；
 - c) 投資登録証明書発給及び地方での投資活動の管理における投資登録機関の任務実施の指導、案内、監察、検査；
 - d) 投資登録機関、経営登記機関及び投資活動実施中に投資家に有利な条件を創出するための手続を実施する土地、環境、建設に関する国家管理機関の指導；
 - d) 投資法第 69 条 4 項が規定する任務、権限並びにこの議定（政令）及び関連を有する法令が規定するその他の任務、権限。

第 99 条 外国への投資活動に対する国家管理

1. 計画投資省は、投資法第 69 条 2 項が規定する投資活動に対する国家管理の任務、権限及びこの議定（政令）に従ったその他の任務、権限を実施する。
2. 財政省の任務、権限は以下のとおりである：
 - a) 国会、政府首相の権限に属する外国への年方針承認申請書に対する、財政、租税の問題について意見参加する；政府首相の要請又は計画投資省の提議がある場合、管理領域に従って国営企業の外国への投資における紛糾に対して意見参加する；
 - b) ベトナム国家予算について、投資家の財政的義務履行を注視する；法令の規定に従って国営企業の外国への投資効果を取りまとめ、評価する；
 - c) 投資家のベトナム国家に対する財政的義務履行状況に関する報告制度を実施する；投資法第 73 条の規定に従って、外国へ投資をする企業における国家投資資本の使用効果及び外国への投資活動に対する国家管理状況を取りまとめ、評価する；
3. ベトナム国家銀行の任務、権限は以下のとおりである：

- a) 外国への投資，外国為替の管理，外国への投資活動への関連のための貸付に関する法令の規定，制度，政策を権限に従って発行，又は発行権限を有する機関に提出する；
 - b) 外国への投資プロジェクトに関連するベトナムから外国へ，及び外国からベトナムへの送金について，権限に従って検査，監察する；
 - c) 外国への貸付をする経済組織，非居住者への保証をする経済組織の承認の案内，手順，手続の規定の作成，発行権限を有する機関への提出につき，各省，機関の協働の起点となる；
 - d) 投資法第 73 条が規定する外国への投資プロジェクトに関連するベトナムから外国への（外国への投資登録証明書発給を受ける前後），外国からベトナムへの外貨移転状況に関する報告制度を実施する。
4. 外務省の任務，権限は以下のとおりである：
- a) 法令の規定，外国におけるベトナム代表機関の支援制度の権限に従った作成，発行又は発行権限を有する機関への提出，及び被投資国，領域におけるベトナム投資家の合法的権益保護を主宰し，計画投資省及び関連を有する省，機関と協働する；
 - b) 政府首相の要請又は計画投資省の提議がある場合の，外国への投資プロジェクト書類に対する意見参加；
 - c) 被投資国，領域におけるベトナム投資家の投資活動への注視又は支援に関連する起点となる機関と協働する外国におけるベトナム代表機関を指導する；要請がある時，管理領域におけるベトナムの投資家の活動に関連する情報の解明において，計画投資省及び権限を有する機関を支援する；
 - d) 投資法第 73 条が規定する被投資国，領域におけるベトナムの投資活動について，外国におけるベトナム代表機関の支援状況に関する報告制度を実施する。
5. 商工省の任務，権限は以下のとおりである：
- a) 外国への投資活動に関連する商業，工業及びエネルギーに関する法令の規定，制度，政策の権限に従った作成，発行又は発行権限を有する機関への提出を主宰し，計画投資省及び関連を有する省，機関と協働する；
 - b) 外国への投資活動に関連する商業，工業及びエネルギーの活動について，権限に従った検査，監察をする；
 - c) 投資法第 73 条が規定する商業，工業及びエネルギーの領域における外国への投資状況に関する報告制度を実施する。
6. 労働傷病兵社会省の任務，権限は以下のとおりである：

- a) 外国への投資活動に関連するベトナム労働者の管理、使用に関する法令の規定、制度、政策の権限に従った作成、発行又は発行権限を有する機関への提出をする；
 - b) 政府首相又は計画投資省の提議がある場合、外国への投資活動に関する労働の領域に属する問題に関して意見参加する；
 - c) 外国における投資プロジェクトで勤務するベトナム労働者の派遣について、権限に従った検査、監察をする；
 - d) 投資法第 73 条が規定する外国における投資プロジェクトで勤務するベトナム労働者派遣の状況に関する報告制度を実施する。
7. その他の省、省同格機関の任務、権限は以下のとおりである：
- a) 投資法第 69 条 3 項が規定する任務、権限並びにこの議定（政令）及び関連を有する法令が規定する任務、権限；
 - b) 政府首相の要請又は計画投資省の提議がある場合、外国への投資活動に関連して割り当てられる国家管理領域に属する問題に関して意見参加する；
 - c) 外国への投資活動に関連して割り当てられる国家管理領域に属する問題について、権限に従った検査、監察をする；
 - d) 投資法第 73 条が規定する自らの管理範囲に属する外国への投資に関連する報告制度の実施。
8. 外国におけるベトナム代表機関の任務、権限：
- a) 外国におけるベトナム代表機関は、経営投資活動及び被投資国、領域の法令の規定の施行におけるベトナム投資家の情報を把握し、ベトナム投資家を支援する；外国におけるベトナム投資家の権利、利益を保護する；外国におけるベトナム社会主義共和国代表機関法の規定と適合するその国の投資プロジェクト実施過程において、ベトナム投資家に対する困難を解決する；要請がある時、管理地域のベトナム投資家の経営投資活動に関連する情報解明において、計画投資省、権限を有する機関を支援する；
 - b) 規定に従って、管理地域におけるベトナムの投資活動について、年次の定期の、又は要請がある時の臨時の、外国におけるベトナム代表機関の支援状況の報告を作成して、取りまとめて計画投資省に報告するために外務省に送付する。

第 100 条 投資促進機関の任務、権限

1. 計画投資省の任務、権限は以下のとおりである：
- a) 投資促進の方向性、プログラム、計画作成を主宰し、各省、省同格機関、省級人民委員会と協働する；各省、省同格機関、省級人民委員会の年次投

- 資促進プログラム作成を案内する；国家投資促進プログラムを取りまとめ、作成し、実施する；
- b) 投資促進活動に関する情報、報告制度実施を案内する；
 - c) この項 a 号が規定する投資促進プログラムに属する投資促進活動を実施する；
 - d) 投資促進状況を注視し、取りまとめ、評価し、投資促進活動の効果を監察、検査する；
 - d) 外務省、内務省と協働して、外国における投資促進の起点を置く政府首相に提出する；外国における投資促進の起点について、投資促進に関する国家管理をする；
 - e) 投資促進業務を強化し、トレーニングを実施する；
 - g) 投資促進活動の状況及び傾向に関して政府首相に定期的に報告する。
2. 財政省の任務、権限は以下のとおりである：
- a) 投資促進活動について、国家予算からの経費使用の値及び財政管理規制に関する案内を主宰し、計画投資省と協働する；
 - b) 国家投資促進プログラム、各省、省同格機関、省級人民委員会の投資促進プログラムの投資促進経費計画の作成を、各省、省同格機関、省級人民委員会と協働する；
 - c) 外国における投資促進部門の投資促進活動に対する国家予算の配置を主宰し、外務省、計画投資省と協働する；
 - d) 投資促進活動実施のための国家予算からの経費の配置及び使用に関連する困難、紛糾の解決を主宰し、計画投資省、各省、省同格機関、省級人民委員会と協働する；
 - d) 投資促進活動に対する予算の作成、経費の配分、使用及び決算の作成を案内する；
 - e) 投資促進に関する国家情報システム登録費用の受領及び使用を主宰し、計画投資省と協働する。
3. 外務省の任務、権限は以下のとおりである：
- a) 投資促進プログラム、活動の実施、対外パートナーとの投資促進契約の締結につき、計画投資省、各省、省同格機関、省級人民委員会と協働する；
 - b) 計画投資省の通知に従って確認された外国における投資促進活動の支援及び参加；新たな投資促進活動が生じた場合は、外国におけるベトナム代表機関は実施の前に計画投資省に通知し、統一する責任を負う；
 - c) 外国における投資促進の起点の活動の管理を主宰し、外国におけるベトナム代表機関に案内する；

- d) 外国における投資促進の起点の設立及び編成を決定する政府首相への提出を主宰し、計画投資省、内務省と協働する；
 - d) 計画投資省の提議に基づき外交職を任命し、外国における投資促進の起点の幹部を選任する；
 - e) 外国における投資促進の起点に符合する物的施設、交通費、勤務条件、活動経費を配置する。
4. 各省、省同格機関、省級人民委員会の任務、権限は以下のとおりである：
- a) 年次の投資促進プログラム、計画作成；国家投資促進プログラムに入れる活動の提案を主宰し、計画投資省、各省、関連する機関と協働する；
 - b) 権限に従った投資促進活動を実施する；
 - c) 投資促進活動において、各省、省同格機関、省級人民委員会と協働する。

第 2 節 投資活動、投資促進及び国家投資情報システム運用の報告制度

第 101 条 投資に関する国家機関の報告の内容及び時期

1. 投資登録機関は、省級人民委員会に対して、以下の内容を報告する：
 - a) 報告する四半期の後の四半期の最初の月の 15 日の前に行う四半期報告書の内容は以下からなる：書類の受領、投資登録証明書の発給、調整及び回収の状況、並びに投資プロジェクトの活動状況の評価；
 - b) 報告する年の後の年の 4 月 10 日の前に行う年次報告書の内容は以下からなる：年間の投資、翌年の投資資本誘因及び支出計画、関心を払う投資家を有している投資プロジェクトの一覧の評価。
2. 四半期、年次の定期に、省級人民委員会は管理範囲に属する投資登録機関の報告を取りまとめて、投資登録機関の報告期限終了日から 5 営業日後にこの条第 1 項が規定する内容に従って計画投資省に報告する。
3. 国家管理機関は、以下の規定に従って、計画投資省に情報を提供する：
 - a) 財政省：保険企業、証券会社について、四半期の定期に、投資登録証明書又は同等の法的価値を有するその他の文書の発給、調整、回収の状況に関する情報を提供する；年次の定期に、非内国経済組織の輸出入の状況、財政状況、国家予算に組み入れた金額の指標を報告するため全国の範囲の非内国経済組織の財政総合報告をする。四半期報告の時期は報告する四半期の後の最初の月の 12 日の前で、年次報告の時期は報告する年の後の年の 5 月 31 日の前である；
 - b) 商工省：四半期の定期に、ベトナムにおける石油探査及び開発の領域における外国投資プロジェクトの活動の発給、調整、終了及び結果の状況に関する報告をする。報告時期は報告する四半期の後の最初の月の 15 日の前である。

- c) 司法省：四半期の定期に、法律会社及びその支店の発給、調整、終了及び結果の状況に関する報告をする。報告時期は報告する四半期の後の最初の月の 15 日の前である。
 - d) ベトナム国家銀行：四半期の定期に、ベトナムにおける外国金融機関及び与信機関の商業的現状についての活動の発給、調整、終了及び結果の状況に関する報告をする。報告時期は報告する四半期の後の最初の月の 15 日の前である。
 - d) 労働傷病兵社会省：年次の定期に、非内国経済組織における外国人労働者の登録、許可書の発給の状況に関して報告をする。報告時期は報告する年の後の年の 4 月 15 日の前である；
 - e) 科学技術省：年次の定期に、非内国経済組織の技術移転の状況に関して報告をする。報告時期は報告する年の後の年の 4 月 15 日の前である；
 - g) 省級人民委員会：年次の定期に、計画投資省及び天然資源環境省に対して、非内国経済組織に関する土地交付、賃借及び使用の状況に関して報告をする。報告時期は報告する年の後の年の 4 月 15 日の前である；
4. 計画投資省は、年次の定期に、投資法第 72 条 2 項 d 号の規定に従った全国の範囲の投資状況について政府首相に取りまとめて報告する。

第 102 条 投資プロジェクトを実施する経済組織の報告内容及び時期

1. 投資プロジェクトを実施する経済組織は投資登録機関及び地方における統計に関する国家管理機関に報告する。
2. 報告は、報告する四半期の後の最初の月の 10 日の前に実施し、以下の内容からなる：実施する投資資本、純利益、輸出入、労働者、租税及び国家予算への金額及び土地・水面の使用状況。
3. 年次報告は、報告する年の後の年の 3 月 31 日の前に実施し、四半期報告の指標並びに利益、労働者の収入、各支出及び科学研究及び技術発展への投資、環境の処理及び保護、使用する技術のオリジナルに関する指標からなる。

第 103 条 投資促進の報告内容及び時期

1. 各省、省級人民委員会は、国家投資促進プログラム；分野、地方の投資促進プログラムに属する投資促進活動実施の進捗を注視し、実施結果、その完成の程度、経費を取りまとめて、翌年 1 月 31 日の前に、年次報告する責任を負う。
2. 計画投資省は、翌年の第 2 四半期中に、全国の範囲の年次投資促進に関して取りまとめて政府首相に報告する責任を負う。

第 104 条 報告の形式

1. 投資プロジェクトに関する報告は：
 - a) 投資プロジェクトを実施する経済組織は、国家投資情報システムを通じてオンラインで各報告を送付する；
 - b) 投資登録機関は文書及び国家投資情報システムを通じたオンラインで報告を送付する。
2. 投資促進に関する報告は：
 - a) 各省、省級人民委員会は、計画投資省に対して文書及び国家投資促進情報システムを通じたオンラインで報告を送付する；
 - b) 各投資促進活動主宰機関は、国家投資促進情報システムを通じたオンラインで報告を送付する。
3. 計画投資省は、この議定（政令）の規定に従った報告制度実施について、書式の体系を規定し、督促し、検査する。

第 105 条 国家投資情報システムの管理、運用の協働制度

1. 計画投資省は、国家投資情報システムの管理、運用及び使用開発を主宰し、国家投資情報システムの構築及び運用に関連を有する国家管理機関と協働する。
2. 各省、機関、省級人民委員会は、その分野、地方の管理範囲に属する投資活動に関する情報の国家投資情報システム上での更新、提供；投資法、この議定（政令）及び関連を有するその他の規定に従って国家投資情報システムの開発、使用、につき責任を負う。
3. この議定（政令）の規定に従って、投資登録機関は、国家投資情報システムを使用して投資登録証明書の受領、発給、調整、回収に関連する義務を履行する；投資プロジェクト実施状況を注視し、監察し、評価する；投資報告制度を実施し、国家投資情報システムを使用した投資プロジェクト実施を経済組織に案内する責任を負う。
4. 国家投資情報システム及び国家企業登記情報システムの管理運用機関は、この議定（政令）第 63 条及び第 66 条を実施する際の非内国経済組織の企業登記状況、外国投資家の出資、株式購入、持分購入の状況、外国投資家に対して適用する投資条件、条件付き経営投資分野、業種の一覧、規定に従った経営投資条件を注視する責任を負う。
5. 国家投資促進情報システム管理運用機関は、全国の範囲での投資促進状況に関する情報を取りまとめる；投資の促進、結合活動を実施する機関、組織に情報を開発、提供し、支援をする責任を負う。
6. 投資プロジェクトを実施する経済組織は、国家投資情報システムにアクセスできるアカウント発給され、規定に従った定期報告制度を実施する。

7. 計画投資省は、国家投資情報システムの管理、運用、開発及び使用の詳細を案内する。

第九章 施行条項

第 1 節 経営投資に関連する議定（政令）の条項の修正、補充

第 106 条 2014 年 5 月 15 日の土地、水面の賃料収受に関する政府議定（政令）46/2014/ND-CP の条項の修正、補充

2014 年 5 月 15 日の土地、水面の使用料収受に関する政府の議定（政令）46/2014/ND-CP（議定（政令）135/2016/ND-CP，議定（政令）35/2017/ND-CP 及び議定（政令）123/2017/ND-CP により修正，補充されたもの³⁰）の条項の修正，補充は，以下のとおりである：

1. 第 19 条 4 項を以下のように補充する（議定（政令）35/2017/ND-CP により廃止された第 4 項に取って代わる）：

“4. 投資法第 20 条 2 項が規定する投資プロジェクトについて，政府首相はこの議定（政令）第 19 条 3 項 d 号が規定する土地，水面の賃料免除適用期間と比較して 1.5 を超えない土地，水面の賃料を免除する期間を決定するが，その期間は投資プロジェクトの期間を超えない。”

2. 第 20 条 2 項を以下のように補充する（議定（政令）35/2017/ND-CP により廃止された第 2 項に取って代わる）：

“2. 投資法第 20 条 2 項が規定する投資プロジェクトについて，政府首相はこの条第 1 項 a 号が規定する土地賃料減額の値と比較して 1.5 を超えない土地賃料減額の値を決定する。”

第 107 条 2020 年 4 月 27 日のゴルフ場建設，経営投資に関する政府議定（政令）52/2020/ND-CP の条項の修正，補充

1. 第 10 条を以下のように修正，補充する：

“第 10 条 ゴルフ場プロジェクトの，投資方針承認，投資登録証明書発給，投資家承認の手順，手続

1. ゴルフ場建設，経営投資プロジェクトの投資方針承認，投資登録証明書発給，投資家承認の権限，書類，手順，手続は，投資に関する法令及びこの議定（政令）の規定に従って実施する。
2. ゴルフ場建設，経営投資プロジェクトの提案は投資に関する法令及びこの議定（政令）の規定に従った内容からなり，その中に，この議定

³⁰この（）内の議定（政令）の名称は省略した。

- (政令) 第 3 条, 第 5 条, 第 6 条, 第 7 条及び第 8 条が規定する原則, 条件への適合性に関する説明を有する。
3. ゴルフ場建設, 経営投資プロジェクトの投資方針承認申請審査内容, 調整審査内容は投資に関する法令及びこの議定 (政令) の規定に従って実施し, その中に, この議定 (政令) 第 3 条, 第 5 条, 第 6 条, 第 7 条及び第 8 条が規定する原則, 条件への適合性に関する評価を有する。”
2. 第 13 条 2 項, 第 14 条 3 項及び 4 項を廃止する。
3. 第 16 条 4 項を以下のように修正する。
- “4. 投資に関する法令が規定する権限に属するゴルフ場プロジェクトについて, 投資方針承認; 投資方針決裁の状況及び地方におけるゴルフ場プロジェクト実施状況の取りまとめ, 評価”

第 108 条 2020 年 2 月 28 日の投資家選択に関する入札法の条項の詳細を規定する政府議定 (政令) 25/2020/ND-CP の条項の修正, 補充

1. 第 1 条 1 項 b 号を以下のように修正する:
- “b) 都市区建設; 商業住宅, 事務所, 商業, サービス工事からなる民用工事建設がある投資プロジェクト”
2. 第 4 項 4 項を以下のように修正する:
- “4. プロジェクト実施の初期的費用総額が 800,000,000,000 (8 兆) ドン以上 (損害賠償, 支援, 再定住, 土地使用料, 土地賃料を含まない) のプロジェクトについて, この条第 1 項 c 号が規定する情報の登載に加えて, 土地使用をする投資プロジェクトの情報を英語及びベトナム語で省級人民委員会の当為情報ウェブページに登載しなければならない (もしあれば) 。
- この項の規定は, 投資に関する法令の規定に従った外国投資家に対する市場アクセスがまだできない分野, 業種に属するプロジェクトには適用しない。”
3. 第 10 条 2 項 a 号を以下のように修正する:
- “a) 投資に関する法令の規定に従った外国投資家に対する市場アクセスがまだできない分野, 業種に属するプロジェクト”
4. 第 11 条を以下のように修正, 補充する:
- “第 11 条 土地を使用する投資プロジェクトの確定条件**
- 土地を使用する投資プロジェクトは以下の条件に適合する場合, この魏議定 (政令) の規定に従って投資家を選択しなければならない:

1. この議定（政令）第 1 条 1 項 b 号が規定するプロジェクトに属するが、工事³¹建設のための公共投資資本を使用しない。建設に関する法令の規定に従って分類される都市区、商業住宅；勤務する事務所；商業、サービス工事の建設プロジェクト。多数の機能を有するプロジェクトである場合、土地を使用する投資プロジェクトはプロジェクトの主要な工事又法令の規定に従った主要なプロジェクトが多数ある場合は最高級の主要な工事に基づいて確定される。
 2. 法令の規定に従って決裁された土地回収が必要なプロジェクトのリストに属し、国家が管理、使用している都市区に属するが、省級人民委員会又は経済区管理委員会から投資家に対する土地交付、土地賃借が承認される。
 3. 住宅に関する法令の規定に従った土地発展プログラム、企画；都市発展に関する法令の規定に従った土地開発プログラム（もしあれば）に属する。
 4. 経済 - 社会発展プログラム、計画、法令の規定に従った 1/2000 の比率又は 1/500 の比率（もしあれば）を有する建設企画又は 1/2000 の比率又は 1/5000 の比率を有する都市区企画に符合する。
 5. 土地に関する法令の規定に従った土地使用権競売実施の条件を満たしていない。
 6. 入札法第 22 条 4 項 b 号及び第 26 条の規定する場合に属さない。”
5. 第 12 条を以下のように修正、補充する：

“第 12 条 土地を使用する投資プロジェクトの一覧

1. この議定（政令）第 11 条が規定するプロジェクトは土地を使用するプロジェクト一覧に統合され、具体的には以下のようなものである：
 - a) 投資に関する法令の規定に従った投資方針承認が必要なプロジェクトについて、投資方針承認決定は同時に土地を使用するプロジェクトの一覧の決裁を決定する文書である。

投資に関する法令の規定に従ったプロジェクトの投資方針承認決定に基づき、計画投資局は関連を有する機関と協働して、投資家の能力、経験、プロジェクト一覧の公表前の省級人民委員会への決裁報告に関する初期的要請を確定する。経済区で実施するプロジェクトについて、プロジェクト一覧の公表の前に、経済区管理委員会は投資家の能力、経験に関する初期的要請を確定して決裁する。

³¹ 「工事」の原文は công trình である。

- b) 投資に関する法令の規定に従った投資方針承認が必要でないプロジェクトについて、土地を使用するプロジェクトの一覧の作成、決裁はこの条第 2 項及び第 3 項の規定に従って実施する。
2. 投資に関する法令の規定に従った投資方針承認が必要でないプロジェクトについて、土地を使用するプロジェクトの一覧の作成は、以下のとおりである：
- a) 投資プロジェクトが、省級人民委員会に属する専門機関、省級人民委員会、県級人民委員会が設立した直属機関による場合は、以下のとおりである：
- 省級人民委員会に属する専門機関、省級人民委員会、県級人民委員会が設立した直属機関が土地を使用する投資プロジェクト提案を作成して、それを取りまとめる計画投資局に送付する。提案の内容は以下からなる：プロジェクトの名称；投資目標；投資規模；プロジェクト実施の初期的総費用、投資資本；資本調達方法；投資期間、進捗；プロジェクト実施地域における土地使用の現状に関する情報、土地使用の需要の予想（もしあれば）；土地使用目的；決裁された企画の指標；プロジェクト一覧に登載する言語；プロジェクトの経済 - 社会的効果の分析、国防、治安の保障、プロジェクト発展及び投資家の能力、経験に関する初期的要請。
- b) 投資家の提案によるプロジェクトの場合は、以下のとおりである：
- 省級人民委員会が決裁した土地を使用する投資プロジェクト一覧に加えて、投資家は土地を使用する投資プロジェクト実施を提案することができる。投資家はプロジェクト提案書類を作成して、それを取りまとめる計画投資局へ送付する。提案書類は以下の内容からなる：
- 土地を使用する投資プロジェクト実施申請書類。それにはプロジェクト提案が承認されない場合の費用、リスクを引き受ける誓約を含む；
 - 以下からなる投資プロジェクト提案内容：投資目標；投資規模；プロジェクト実施の初期的総費用、投資資本；資本調達方法；投資期間、進捗；プロジェクトの経済 - 社会的効果の分析、国防、治安の保障、プロジェクト発展；
 - 以下からなる土地使用の需要の条件の提案：プロジェクト実施場所における土地使用の現状に関する情報（もしあれば）；土地使用目的；決裁された企画の指標；
 - 投資家の法的資格、能力、経験に関する書類；
 - 投資提案書類説明のため必要なその他の資料（もしあれば）。

3. 土地を使用する投資プロジェクト一覧の決裁は以下のとおりである：
 - a) この条第 2 項 a 号又は b 号が規定するプロジェクト提案を受け取った日から 30 日以内に、計画投資局は関連する機関と協働して、土地を使用する投資プロジェクト一覧を取りまとめる；この議定（政令）第 11 条が規定する土地を使用する投資プロジェクト確定条件適合性を評価する；投資家の能力、経験に関する初期的要請を確定し、省級人民委員会委員長に報告する。必要な場合には、実施期限は実際の要請に従って延長され得る。
 - b) 計画投資局の報告を受け取った日から 10 日以内に、省級人民委員会委員長は土地を使用する投資プロジェクトの一覧を検討し、決裁する。その中には投資家の能力、経験に関する初期的要請が含まれている。
4. プロジェクト一覧は以下のように公表する：
 - a) 投資に関する法令の規定に従った投資方針承認決定又は決裁を受けた土地を使用する投資プロジェクトの一覧に基づいて、計画投資局又は経済区管理委員会（経済区で実施するプロジェクトについて）は、この議定（政令）第 4 条 1 項 c 号、4 項及び第 5 条 2 項に従ってプロジェクト一覧を公表する。
 - b) 情報公表内容は以下のとおりである：
 - プロジェクトの名称；投資目標；投資規模；プロジェクト実施の初期的総費用、投資資本；資本調達方法；投資期間、進捗；
 - プロジェクト実施場所における土地使用の現状に関する情報、プロジェクト実施地の面積；土地使用目的；決裁された企画の指標；
 - 投資家の能力、経験に関する初期的要請；
 - 投資家のプロジェクト実施登録書類提出期間；
 - 国家入札システム上にプロジェクト実施登録書類を提出した投資家
 - その他の情報（もし必要があれば）。”
6. 第 13 条を以下のように修正，補充する：

“第 13 条 投資家の能力，経験の準備，提出及び初期的評価

 1. 投資家は、この議定（政令）第 12 条 4 項 b 号が規定する公表内容に基づいて、プロジェクト実施登録書類を準備し、国家入札システム上に提出する責任を負う。投資家のプロジェクト実施登録書類は以下からなる：プロジェクト実施登録文書；投資家の法的資格，能力，経験に関する書類；関連を有するその他の資料（もしあれば）。
 2. プロジェクト実施登録機関の終了後，計画投資局又は経済区管理委員会（経済区で実施するプロジェクトについて）は，国家入札システム上

にプロジェクト実施登録書類を提出した投資家の能力、経験の初期的評価を行う。

3. 能力、経験の初期的評価の結果に基づき、この条 2 項が規定する機関は、省級人民委員会委員長、経済区管理委員会委員長（経済区で実施するプロジェクトについて）に提出し、それら委員長がこの条第 4 項、第 5 項及び第 6 項が規定する場合の実施を決定する。
4. 2 人以上の投資家が能力、経験の初期的要請に適合する場合は、以下のとおりである：
 - a) 省級人民委員会委員長はこの議定（政令）第 10 条 1 項又は 2 項の規定に従って入札形式を適用する決定を発出し、省級人民委員会に属する専門機関、省級人民委員会、県級人民委員会の直属機関を、入札を呼びかける担当とする。
 - b) 経済区内で実施するプロジェクトについては、経済区管理委員会委員長がこの議定（政令）第 10 条 1 項又は 2 項の規定に従って入札形式を適用する決定を発出し、経済区管理委員会に直属する部局を、入札を呼びかける担当とする。
5. 一人の登録済みの投資家だけが能力、経験に関する初期的要請に適合する場合、又は登録済み投資家は多数であるが一人の投資家だけが能力、経験に関する初期的要請に適合する場合、投資に関する法令の規定に従って投資家承認手続を実施する。
6. この条第 4 項及び第 5 項の規定する、権限を有する機関の決定、承認に基づき、計画投資局又は経済区管理委員会（経済区で実施するプロジェクトについて）は要請に適合する投資家一覧を国家入札システム上に掲載し、又は能力、経験に関する初期的要請に適合する投資家がない場合はプロジェクト一覧公表手続終了を通知する。”
7. 第 16 条を以下のように修正、補充する：
 - a) 第 1 項を以下のように修正、補充する：

“1. この議定（政令）第 1 条 1 項 c 号が規定するプロジェクトを実施する投資家選択は、以下のように実施する：

 - a) プロジェクト一覧（能力、経験に関する初期的要請を含む）は決裁されて、国家入札システム上で広く公開されなければならない、それはプロジェクト実施登録書類提出をする投資家の人数確定の基礎となる。
 - b) 2 人以上の投資家が能力、経験の初期的要請に適合する場合、入札の規定を広く適用し、それは以下からなる：
 - 投資家選択の準備；

- 投資家選択の実施；
 - 技術に関する提案書類の評価；技術に関する要請に適合する投資家一覧の審査，決裁；
 - 財政 - 商業に関する提案書類の評価；
 - 投資家選択結果の提出，審査，決裁及び公開；
 - 契約の交渉，完全化及び締結
- c) 一人の登録済みの投資家だけが能力，経験に関する初期的要請に適合する場合，又は登録済み投資家は多数であるが一人の投資家だけが能力，経験に関する初期的要請に適合する場合，投資に関する法令の規定に従って投資家承認手続を実施する。
- d) 能力，経験に関する初期的要請に適合する投資家がない場合，プロジェクト一覧公表手続終了を実施する。”
- b) 第 3 項を以下のように修正，補充する：
- “この議定（政令）第 1 条 1 項 c 号が規定するプロジェクトについて，特別法の規定に基づき，省，省同格機関，政府に属する機関は，プロジェクト一覧の作成，決裁及び公表；入札書類，提案書類及びその他の内容（もしあれば），競争目標，公平，明白の保障，内容を含んだ経済効果の評価の方法及び指標に関する規定を発行する，又は規定を発行する政府首相に提出する。”
8. 第 59 条 1 項を以下のように修正，補充する：
- “1. 契約締結原則
- a) 落札価値（入札書類の中で落札した投資家が国家予算に納入提案した金額）は契約締結価値である。
 - b) 落札した投資家が入札書類中に提案したプロジェクト実施費用，損害賠償，支援，再定住の費用は契約書に記載される；企画，政策，法令の変更がそれら費用に影響を与える場合は，投資，建設，土地，企画，住宅，不動産事業及び関連を有するその他の法令の規定に従って実施する。
 - c) 土地に関する法令の規定に従って確定されて納入しなければならない土地使用料，土地賃借料と落札した投資家が提案した国家予算への納入金額は，契約における土地交付，土地賃貸の時点における市場価値である。”
9. 第 60 条を以下のように修正する：
- 「投資家」という語句を「落札した投資家又は落札した投資家がプロジェクトを実施するために設立したプロジェクト企業」に変更し，「落札した投

資家」を「落札した投資家又は落札した投資家がプロジェクトを実施するために設立したプロジェクト企業」に変更する。

第 109 条 2016 年 7 月 1 日の条件付き経営投資分野、業種について治安、秩序に関して規定する政府議定（政令）96/2016/ND-CP の条項の修正、補充

1. 第 3 条 10 項、第 6 条 7 項、第 10 条及び第 34 条を廃止する。
2. 第 19 条 3 項 c 号及び第 24 条 2 項 a 号における「債権回収サービス事業」という語句を廃止する。

第 110 条 2018 年 5 月 22 日の工業団地及び経済区の管理に関して規定する政府議定（政令）82/2018/ND-CP の条項の修正、補充

2018 年 5 月 22 日の工業団地及び経済区の管理に関して規定する政府議定（政令）82/2018/ND-CP の第 66 条 2 項及び 3 項を廃止する。

第 111 条 2013 年 1 月 14 日の都市発展投資管理に関する政府議定（政令）11/2013/ND-CP の条項の修正、補充

1. 第 29 条を以下のように修正、補充する：

“第 29 条 都市区建設投資プロジェクトに対する投資方針承認申請の審査意見の聴取

1. 都市区建設投資プロジェクトの投資方針承認は投資に関する法令の規定に従って実施する。
2. 都市区建設投資プロジェクトの投資方針承認のための審査過程において、政府首相の投資方針承認権限に属するプロジェクトについて、計画投資省はこの条第 3 項及び第 4 項が規定する内容に関する建設省の審査意見を聴取する：省級人民委員会の投資方針承認権限に属するプロジェクトについて、投資登録機関はこの条第 3 項及び第 4 項が規定する内容に関する建設局の審査意見を聴取する。
3. 住宅付きの都市区建設投資プロジェクトについて、審査意見聴取の内容は以下からなる：
 - a) 住宅に関する法令の規定に従った住宅建設投資についてと同じ審査意見聴取の内容；
 - b) 権限を有する機関が決裁した都市発展プログラム（もしあれば）における投資プロジェクトの都市発展の目標、方向性との適合性の評価。都市発展プログラムがまだ決裁されていない場合は、共通企画又は決裁された省の企画における都市発展の目標、方向性との適合性の評価。

- c) 投資時期の初期的立案，投資の構成の分岐予想（もしあれば），建設投資の初期的立案，プロジェクトの範囲内外の土地インフラストラクチャ管理の同時進行性の検討。
- 4. 住宅なしの都市区建設投資プロジェクトについて，審査意見聴取の内容は以下からなる：
 - a) 投資プロジェクトと詳細企画（もしあれば），区分企画（もしあれば）との適合性の評価。詳細企画，区分企画がまだ権限を有する機関から決裁されていない場合は投資プロジェクトと共通企画との適合性の評価。
 - b) この条第 3 項 b 号及び c 号が規定する内容。”
- 2. 以下の条項を廃止する：第 20 条，第 21 条，第 22 条，第 23 条，第 24 条，第 25 条，第 26 条，第 27 条，第 28 条，第 30 条，第 33 条，第 41 条 8 項及び 9 項，第 51 条。

第 112 条 2003 年 8 月 28 日のハイテクパークの規制を発行する政府議定（政令）99/2003/ND-CP の条項の修正，補充

- 1. 第 9 条 1 項 e 号を以下のように補充する：

“e) バリューチェーンによる重点工業分野の高度工業製品開発を狙ったハイテクパークの科学儀技術の戦略，計画，プログラムの実施。”
- 2. 第 10 条 1 項を以下のように修正，補充する：

“1. ハイテクパークの企業は法令の規定に従って設立され，ハイテクパーク内で活動するもので，以下からなる：インフラストラクチャ開発企業，ハイテク企業，ハイテクサービス企業，ハイテクパーク開発会社，民生サービス企業及び輸出加工企業。”
- 3. 第 15a 条を以下のように補充する：

“第 15a 条 ハイテクパーク内の輸出加工企業

 - 1. ハイテクパーク内の輸出加工企業は，ハイテクパークに属する輸出加工区内で設立されて活動する企業，又は輸出のためにハイテク製品を専ら生産する企業である。
 - 2. この議定（政令）が規定する投資優遇，支援に加えて，ハイテクパーク内の輸出加工企業は，工業団地，経済区に関する法令の規定に従った工業団地，経済区内で活動する輸出加工企業に対する個別の規定の適用を受ける。

ハイテクパークに属するハイテク工業団地にて活動する企業が，議定（政令）が施行効力を有する投資法の規定の詳細を規定し，案内する前に，税関の検査，監察，非関税区に適用する規定，輸出入税に関する法令の規定についての条件に適合する場合は，工業団地，経済区に関する

法令の規定に従って、企業がそれら条件に適用する日から工業団地、経済区内で活動する輸出加工企業に対するものと同じ規定が適用される。”

4. 第 35 条 2 項を以下のように修正、補充する：

“2. 投資の誘因、投資及び建設の管理

- a) 投資誘因、促進計画を作成し、実施する；
- b) 投資法及び施行案内をする文書の規定に従って、投資登録証明書、投資方針承認決定を発給、調整、回収し、投資登録機関のその他の権限を実施する；
- c) 入札に関する法令及び関連を有するその他の法令の条項の適用を選択して、ハイテクパークの管理委員会が発行した投資家選択規則に従って投資プロジェクトを実施する投資家を選択する。選択された投資家は 2021 年³²の投資法の詳細を規定して施行を案内する議定（政令）第 29 条 7 項 d 号の規定に従って投資家承認手続を実施し、土地に関する法令の規定に従ってハイテクパーク管理委員会から土地の交付、土地の賃借を受け、投資方針承認決定、投資家承認決定の規定に従ってプロジェクトを展開する。
- d) ハイテクパークの主幹機関の委任を受けて国家予算を使用する投資物について、グループ B 及び C の投資プロジェクトを決定する；
- d) ハイテクパーク内の建設工事、技術インフラストラクチャ建設を実施し、開発する；
- e) 建設投資及びハイテクパーク発展に関連する領域に関して国内外の組織、企業、個人と協力する；
- g) ハイテクパーク内のプロジェクトの投資登録証明書、投資方針承認決定に規定された内容の実施を検査、監察、評価する。”

第 113 条 2020 年 8 月 21 日の国家創造的刷新センターに対する優遇制度、政策を規定する政府議定（政令）94/2020/ND-CP の条項の修正、補充

第 8 条を以下のように修正、補充する：

“第 8 条 支援、援助、寄付³³の受領

- 1. 法令に常時規定されていない任務を実施するため、センターは返還不要の政府開発援助（ODA）を受け取ることができる。
- 2. センターは、外国の機関、組織、個人からベトナムへの返還不要の支援額を受け取る当事者である。

³² 原文ママ。2020 年が正しいと思われる。

³³ 「支援、援助、寄付」の原文は hỗ trợ, viện trợ, tài trợ, tặng cho である。

センターに対する返還不要の支援額は、センターの合法的収入制度に従って管理され、国家予算の収入ではない。

センターに対する返還不要の支援額の受領、管理及び使用の手順、手続は、外国の機関、組織、個人からベトナムへの正式な発展支援に属さない返還不要の支援額の管理及び使用に関する法令の規定に従って実施する。計画投資省はセンターの返還不要の支援額の受領を決定する。

3. センターは、センターの物的設備建設投資、通常の手払い、管理、運営活動及び業務支援に充てるため、この条第 2 項が規定する返還不要の支援額及び国内の組織、個人の援助額、寄付（それらの利息を含む）を使用することができる。
4. 議定（政令）が効力を有する 2020 年投資法を施行案内する時点で、センターは受領手続を行っている返還不要の支援額は、この議定（政令）の制度が適用される。”

第 2 節 接続規定

第 114 条 投資法が施行効力を有する前に提出された適式な書類の処理

1. 投資法第 77 条 11 項が規定する適式な書類は以下からなる：
 - a) 2015 年 11 月 12 日の投資法の条項の詳細を規定して施行案内する政府議定（政令）118/2015/NĐ-CP（以下「議定（政令）118/2015/NĐ-CP」という）第 2 条 11 項が規定する書類で、計画投資省、投資登録機関が議定（政令）118/2015/NĐ-CP の第 6 条 1 項の規定に従って受け取ったもの。
 - b) 2015 年 9 月 25 日の外国への投資に関して規定する政府議定（政令）83/2015/NĐ-CP 第 3 条 3 項が規定する書類。
2. この条第 1 項が規定する受領済みの適式な書類で行政手続解決期限が 2021 年 1 月 1 日より前であるが、まだ解決していないものは、引き続き、2014 年投資法の規定に従って解決される。但し、この議定（政令）第 115 条が規定する場合を除く。投資家が投資法及びこの議定（政令）に従った投資手続実施を提議する場合、投資法及びこの議定（政令）に従って解決する。
3. 2014 年投資法の規定に従った政府首相の投資方針決定及び投資方針調整決定手続実施のための、この条第 1 項及び第 2 項が規定する場合に属する適式な書類を有する投資プロジェクトで、投資法が規定する省級人民委員会の投資方針承認が必要なものは、以下のように解決する：
 - a) プロジェクトが、2014 年投資法第 34 条 5 項が規定する審査を受けていない場合、投資登録機関は投資家に対して、投資法及びこの議定（政令）が規定する省級人民委員会の投資方針承認が必要なプロジェクトに対する手続実施を案内する文書を送付する；

- b) プロジェクトが、2014 年投資法第 34 条 5 項が規定する審査を受けているところであるが、投資方針又は投資方針調整を決定する政府首相に提出する審査報告書がまだ作成されていない場合、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って投資方針承認と同時の投資家承認、又は投資方針調整承認手続を実施するため、計画投資省はプロジェクト審査意見を省級人民委員会に送付する；
 - c) 計画投資省が 投資方針又は投資方針調整を決定する政府首相に提出する審査報告書を作成済みの場合、2014 年投資法の規定に従って政府首相は投資方針又は投資方針調整を決定するか、又は投資法及びこの議定（政令）の規定に従って投資方針又は投資方針調整を承認する省級人民委員会に対して引き渡す。
4. この条第 1 項の規定に従って受領された適式な書類で、2021 年 1 月 1 日より後に行政手続解決期限がくるものは、引き続き投資法及びこの議定（政令）の規定に従って解決される。計画投資省、投資登録機関は通知文書を投資家に送付し、投資法及びこの議定（政令）の規定に適合するように不足する文書（もしあれば）の補充又は提出済み書類の調整を要請する。この場合の投資手続解決期限は投資家が完全に調整、補充をした日から計算される。
5. 2014 年投資法及び議定（政令）118/2015/ND-CP に規定に従って審査意見聴取手続を実施済みのプロジェクトについては、計画投資省、投資登録機関は引き続き投資家が提出済みの書類及び以前に権限を有していた機関の審査意見を使用して、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って、審査、投資方針承認、投資方針調整の報告を作成する。計画投資省、投資登録機関は、必要がある場合には投資家に対する書類調整、補充の要請、権限を有する機関の投資プロジェクトの調整、補充の内容に関する意見聴取を決定する。

第 115 条 投資法が施行効力を有する日の前に適式な書類を提出した住宅プロジェクト、投資家選択入札をするプロジェクトに対する適式な書類の処理

1. 新たな都市、都市区に属する工事建設プロジェクト、商業住宅プロジェクト、商業サービスプロジェクト、多目的複合プロジェクトで、2014 年投資法の規定に従った投資方針決定手続実施のために適式な書類を 2020 年 4 月 20 日の前に提出したが、2021 年 1 月 1 日までに投資方針決定が出ていないものについて、以下のように実施する：
- a) 権限を有する機関が、2015 年 3 月 17 日の投資家選択に関する入札法に規定の施行詳細を規定する政府議定（政令）30/2015/ND-CP 第 10 条 1 項 b 号の規定に従った入札を適用しないことを確定する場合、引き続き 2014 年投資法の規定に従って投資方針承認手続を実施する。権限を有する国家機関

- はこの議定（政令）に従って入札を適用しないプロジェクト確定に関して責任を負う；
- b) 権限を有する国家機関が入札を適用しなければならないと確定したプロジェクトで、議定（政令）30/2015/ND-CP 第 10 条 1 項が規定するプロジェクト一覧の決裁がされていないものは、投資法及びこの議定（政令）に従って実施する。
2. 商業住宅プロジェクト、商業プロジェクト、サービスプロジェクト、多目的プロジェクト、多目的複合プロジェクトで経済目的を有し、2014 年投資法の規定に従った投資方針決定手続実施のために適式な書類を 2020 年 4 月 20 日から 2021 年 1 月 1 日までに提出したが、まだ投資方針決定が出ていないものについて、以下のように実施する。
- a) 権限を有する機関が 2020 年 2 月 28 日の投資家選択に関する入札法に規定の施行詳細を規定する政府議定（政令）25/2020/ND-CP 第 11 条が規定する条件に適合していないと確定する場合、2014 年投資法の規定に従って、引き続き投資方針承認手続を実施する。権限を有する国家機関はこの議定（政令）に従って入札を適用しないプロジェクト確定に関して責任を負う；
- b) 権限を有する機関が議定（政令）25/2020/ND-CP 第 11 条が規定する条件に適合することを確定したが、議定（政令）25/2020/ND-CP 第 12 条 3 項が規定するプロジェクト一覧がまだ決裁されていないプロジェクトは、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って手続を実施する。
3. 特別法、社会化に関する法令の規定に従って入札を実施しなければならない投資プロジェクトで、2014 年投資法の規定に従って投資方針決定手続を実施するために 2014 年 4 月 20 日から 2021 年 1 月 1 日までに書類を提出したが、まだ投資方針決定が出ていないものは、以下のように実施する：
- a) 権限を有する国家機関が特別法、社会化に関する法令の規定に従った入札が必要な場合に属さないことを確定した場合、プロジェクトは 2014 年投資法の規定に従って引き続き投資方針承認手続を実施する。権限を有する国家機関はこの議定（政令）に従って入札を適用しないプロジェクト確定に関して責任を負う；
- b) 権限を有する国家機関が特別法、社会化に関する法令の規定に従った入札が必要な場合に属することを確定したが、議定（政令）25/2020/ND-CP 第 16 条 1 項が規定するプロジェクト一覧をまだ公表していない場合、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って実施する。
4. 2021 年 1 月 1 日より前に住宅、都市及び建設に関する法令の規定に従って書類を提出した住宅、都市区建設プロジェクトは、以下のように実施する：

- a) 投資家確定の時点で効力を有する法令の規定に従って投資家を確定したプロジェクトで 2014 年住宅法の規定に従って投資方針承認申請書類を提出したが 2021 年 1 月 1 日までに解決されていないものは、2014 年住宅法の規定に従って引き続き実施し、投資法の規定に従った投資方針承認手続を実施する必要はない。
 - b) 投資家確定がまだされていないプロジェクトで 2014 年住宅法の規定に従って投資方針承認申請書類を提出したが 2021 年 1 月 1 日までに解決されていないものは、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って実施する。
 - c) 住宅、都市及び建設に関する法令の規定に従って投資プロジェクト調整書類を提出したプロジェクトで、2021 年 1 月 1 日までに解決されていないものは、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って投資プロジェクト調整手続を実施する。
 - d) この項 b 号及び c 号が規定するプロジェクトで、住宅、都市及び建設に関する法令の規定に従って関連を有する機関の意見聴取手続を実施した場合、計画投資省、投資登録機関は投資法及びこの議定（政令）の規定に従って、引き続きそれ以前に投資家が提出した書類及び権限を有する機関の意見を使用して、投資方針審査、承認又は投資方針調整承認の報告を作成する。必要がある場合、計画投資省、投資登録機関は投資家に書類の調整、補充を要請することを決定し、権限を有する機関の投資プロジェクトの調整、補充内容に関する意見を聴取することを決定する。
5. 不動産事業に関する法令の規定に従った不動産プロジェクトの全部又は一部の譲渡手続書類を 2021 年 1 月 1 日より前に提出した、投資法に従って譲渡手続を実施しなければならない対象に属する投資家は、不動産事業に関する法令の規定に従った手続適用又は投資法及びこの議定（政令）の規定に従った手続により、引き続き選択される。投資家は、調整手続のため法令文書適用選択に関する書類を受領する機関に通知を送付する。投資法及びこの議定（政令）の規定に従った手続を選択する場合、投資家は投資法及びこの議定（政令）の規定に符合させるため提出済み書類で不足している書類（もしあれば）を又は内容を調整、補充する書類を追加提出する。

第 116 条 投資法が施行効力を有する前に開始済みの投資プロジェクトの実施

1. 投資家は、投資法が施行効力を有する前に権限を有する国家機関が発給した投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書、投資登録証明書又は同等の法的価値を有する書類に従って引き続き投資プロジェクトを実施し、投資法及びこの議定（政令）の規定に従った投資方針承認手続を実施する必要はない。但し、この議定（政令）第 117 条 1 項及び 3 項の規定に従った投資プロジェクト調整の場合を除く。

2. 投資法が施行効力を有する前に権限を有する国家機関が発給した投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書、投資登録証明書、外国への投資許可書、外国への投資証明書又は同等の法的価値を有する書類は、投資登録証明書と同じ法的価値を有する。
3. この条 1 項が規定する同等の法的価値を有する書類は、投資、土地、建設、住宅、都市、入札、企業に関する法令の規定に従った、投資許可、投資承認のための権限を有する国家機関の、それら文書発行、決定の時点で効力を有する文書、決定である。
4. 投資法第 47 条 2 項 d 号は、投資家が投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書、投資登録証明書、又は投資法が施行効力を有する前の投資方針決定、投資方針承認、又は投資、住宅、建設に関する法令の規定に従った投資承認の内容を実施しない投資家に対して適用する。

第 117 条 投資法が施行効力を有する前に開始済みの投資プロジェクトの調整

1. 投資法第 77 条 2 項 b 号、c 号及び d 号が規定する投資プロジェクトは投資方針承認又は投資方針調整手続を実施する必要はない。但し、以下の場合を除く：
 - a) 内容、目標を変更し、変更された内容、目標が投資法第 30 条、第 31 条及び第 32 条が規定する投資方針承認が必要なものである；
 - b) 投資プロジェクトの規模を拡大して、資法第 30 条、第 31 条及び第 32 条が規定する投資方針承認が必要になる；
 - c) 投資を調整して、以下の内容の一つを補充する：国家に競売、入札を経ないで土地交付、土地賃借を申請する、土地使用权又は土地付着財産の譲渡を受ける；国家に土地使用权の目的変更を申請する。但し、土地交付、土地賃借、土地に関する法令の規定に従った省級人民委員会の承認文書が必要な場合に属さない、世帯、個人の土地使用目的変更を求める場合を除く。
2. この条第 1 項 a 号、b 号及び c 号の規定する内容を調整する場合、投資家は投資プロジェクト調整の前に、この議定（政令）第四章第 2 節の規定に従った投資方針承認手続を実施する。この場合、投資方針承認権限を有する国家機関は投資方針承認のため調整内容を検討する。
3. 投資法第 77 条 2 項 a 号が規定する投資プロジェクトを調整し、調整内容が投資法第 41 条 3 項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号、e 号及び g 号が規定する場合の一つに属する場合、投資家は以下の規定に従った投資方針調整手続を実施する：

- a) 投資法の規定に従った投資方針承認権限を有する機関は投資プロジェクトの投資方針決定文書、投資方針承認文書、又は投資承認文書の調整権限を有する機関である。但し、この項 b 号及び c 号が規定する場合を除く；
 - b) 投資プロジェクトの調整につき、投資法が施行効力を有する前は法令の規定に従って政府首相の投資方針決定、投資方針承認又は投資承認を受ける必要はなかったが、今は投資法の規定に従った投資方針承認が必要である場合で、投資法第 31 条が規定する投資方針承認が必要となる土地使用面積の拡大、内容、目標の補充をする場合には、政府首相は投資方針調整を承認する。この号が規定する政府首相の投資方針調整承認が必要な内容に加えて、省級人民委員会又は工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会は、投資法第 41 条 3 項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号、e 号及び g 号が規定するその他の内容を調整する場合、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って投資方針調整を承認する；
 - c) 2014 年投資法の規定に従った政府首相の投資方針決定権限に属する 5 兆ドルを超える投資資本を有するプロジェクトを調整する場合で、議定（政令）118/2015/ND-CP 第 31 条 9 項又は第 32 条 3 項の規定に従って省級人民委員会、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会から投資方針承認を受けている場合、政府首相は投資法第 31 条が規定する投資方針承認が必要となる土地使用面積の拡大、内容、目標の補充をする場合には投資方針調整を承認する。この号が規定する政府首相の投資方針調整承認が必要な内容に加えて、省級人民委員会又は工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会は、投資法第 41 条 3 項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号、e 号及び g 号が規定するその他の内容を調整する場合、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って投資方針調整を承認する；
 - d) 投資家は、この項の規定する内容を調整する場合、この議定（政令）第四章第 4 節の規定に従って投資方針調整手続を実施する。但し、この条第 4 項 d 号が規定する場合を除く。
4. 投資法が施行効力を有する前に、投資、住宅、土地及び建築に関する法令の規定に従って権限を有する国家機関から投資方針決定、投資方針承認、投資承認を受けた投資プロジェクトは、以下の規定に従って進捗を調整する：
- a) 投資法が施行効力を有する前に実施の進捗を調整した投資プロジェクトは、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って引き続き投資プロジェクト実施進捗の調整を受けるが 2021 年 1 月 1 日から 24 か月を超えて調整することはできず（発給されている投資方針決定文書、投資承認文書、投資登録証明書にある最後の投資プロジェクト実施の進捗の終了時点が 2021 年

- 1 月 1 日の前の場合) , 又は投資プロジェクト実施の進捗の終了の時点から 24 か月を超えることはできない (発給されている投資方針決定文書, 投資承認文書, 投資登録証明書にある最後の投資プロジェクト実施の進捗の終了時点が 2021 年 1 月 1 日の後の場合) 。但し, 投資法第 41 条 4 項 a 号, b 号, c 号, d 号, d 号及び e 号が規定する場合を除く ;
- b) 投資法が施行効力を有する前にまだ実施の進捗を調整していない投資プロジェクトは, 投資法及びこの議定 (政令) の規定に従って引き続き投資プロジェクト実施進捗の調整を受けるが 2021 年 1 月 1 日から 24 か月を超えて調整することはできず (発給されている投資方針決定文書, 投資承認文書, 投資登録証明書にある最後の投資プロジェクト実施の進捗の終了時点が 2021 年 1 月 1 日の前の場合) , 又は投資プロジェクト実施の進捗の終了の時点から 24 か月を超えることはできない (発給されている投資方針決定文書, 投資承認文書, 投資登録証明書にある最後の投資プロジェクト実施の進捗の終了時点が 2021 年 1 月 1 日の後の場合) 。但し, 投資法第 41 条 4 項 a 号, b 号, c 号, d 号, d 号及び e 号が規定する場合を除く ;
- c) 投資方針決定, 投資方針承認, 投資承認文書がプロジェクト実施の進捗, プロジェクト実施の各段階の進捗を確定しない場合, 投資家は投資方針調整, 投資承認をしてプロジェクト実施進捗, プロジェクト実施の各段階の進捗を確定することができる。この条 3 項の規定に従った投資プロジェクト調整権限及び投資方針調整の手順, 手続はこの議定 (政令) 第四章第 4 節の規定に従って実施する。
- d) 投資法第 41 条 4 項 a 号, b 号, c 号及び d 号が規定する場合の一つに属する実施の進捗を調整する投資プロジェクトについて, 12 か月を超えてプロジェクト実施進捗を延長する場合, 投資家は投資方針調整承認手続を実施する必要はない。投資登録証明書の発給を受けているプロジェクトについて, 投資登録機関はこの議定 (政令) 第 47 条の規定に従った投資登録証明書調整手続を実施する。
5. 投資法が施行効力を有する前に発給された投資許可書, 投資優遇証明書, 投資証明書, 投資登録証明書又は同等の法的価値を有する書類の内容を変更するこの条第 1 項及び第 3 項が規定する場合に属さない投資プロジェクトの調整の場合, 投資家は投資登録証明書の発給を受けるため投資登録機関においてこの議定 (政令) 第 47 条の規定に従った投資登録証明書調整手続に相当する手続を実施する。投資登録証明書には調整される投資プロジェクトの内容を規定し, 投資許可書, 投資証明書, 投資優遇証明書, 投資登録証明書又は同等の法的価値を有する書類の規定に従って現在効力を有している調整されない投資プロジェクトの内容全ても記入する。

6. この条第 5 項が規定する投資許可書、投資証明書又は同等の法的価値を有する書類が同時に経営登記内容を規定する場合、投資許可書、投資証明書又は同等の法的価値を有する書類の投資プロジェクト内容をこの条第 5 項が規定する原則に従って置き換えるために投資登録機関は投資登録証明書を投資家に発給する。投資許可書、投資証明書又は同等の法的価値を有する書類における経営登記内容は引き続き効力を有する。

第 118 条 投資法の規定に従った外国への条件付き経営投資分野、業種の一覧に属する投資プロジェクトの実施

投資法が施行効力を有する前に、外国への投資許可書、投資証明書、外国への投資登録証明書の発給を受けている外国への投資プロジェクトで、今は投資法第 54 条 1 項が規定する外国への条件付き経営投資分野、業種に属するものを有している投資家は、ベトナムの投資家変更調整又は外国への投資資本の増資調整をする場合、この議定（政令）第 72 条の規定に従った条件に適合しなければならない。

第 119 条 投資法が施行効力を有する前に設立された非内国経済組織の投資活動の実施

1. 投資法第 23 条第 1 項 a 号、b 号及び c 号が規定する経済組織は、その他の経済組織の設立又は出資、株式購入、持分購入の形式での投資又はそれら経済組織との BCC 契約の形式での投資が投資法が効力を有する前に実施される場合、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って外国人投資家についての規定に従った条件に適合し、投資手続を実施する必要はない。
2. 投資法が施行効力を有した日以降に、それ以前に設立された経済組織で投資法第 23 条 1 項 a 号、b 号及び c 号が規定する場合の一つに属するものは、投資法が施行効力を有する日の前に実施した投資プロジェクトの調整；経営投資分野の変更；補充；その他の経済組織の設立；その他の経済組織へ出資、株式購入、持分購入の形式での投資；BCC 契約の形式での投資をする場合、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って外国人投資家についての規定に従った条件に適合し、投資手続を実施しなければならない。
3. この条第 2 項が規定する投資プロジェクトの調整の場合、経済組織は投資法及びこの議定（政令）の規定に従って投資方針承認又は投資方針調整、投資登録証明書発給又は投資登録証明書調整の手続を実施する。投資登録機関は調整内容について投資条件の適合性を検討するだけで、プロジェクトが現に実施をしている内容は再検討しない。

第 120 条 投資法が施行効力を有する前の土地使用権競売による投資家選択手続の実施

1. 権限を有する国家機関に決裁された土地使用権競売の案があったが、土地に関する法令の規定に従って 2021 年 1 月 1 日の前に実施していないプロジェクト、又は土地に関する法令の規定に従って土地使用権競売を現に行っているが 2021 年 1 月 1 日の前に落札結果が出ていないプロジェクトは引き続き競売を実施し、この条第 2 項及び第 3 項の規定に従った手続を引き続き実施する。
2. 投資法第 30 条及び第 31 条の規定に従った国会、政府首相の投資方針に属するプロジェクトについて、この条第 1 項の規定に従って落札した投資家は、国会、政府首相の投資方針に属するプロジェクトに対する投資方針承認手続及び投資家承認に相当する手続を、この議定（政令）の規定に従って実施する
3. 投資法第 30 条及び第 31 条の規定に従った国会、政府首相の投資方針に属さないプロジェクトについて、投資家は投資登録証明書発給手続（もしあれば）を実施するが、投資法及びこの議定（政令）の規定に従った投資方針承認手続を実施する必要はない。

第 121 条 投資法が施行効力を有する前の入札による投資家選択手続の実施

1. 入札に関する法令の規定に従って、投資家選択に関する決裁された投資一覧に属するが 2021 年 1 月 1 日の前に国家入札システム上に登載されていないプロジェクトは、以下のように実施する：
 - a) 投資法が規定する投資方針承認が必要なプロジェクトについて、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って、投資方針承認手続及びその他の手続を実施する；
 - b) 投資法が規定する投資方針承認が必要でないプロジェクトについて、入札に関する法令の規定に従って、プロジェクト一覧の公表を実施する。
2. 入札に関する法令の規定に従って、投資一覧に属し、国家入札システム上に登載されているプロジェクトは、以下のように実施する：
 - a) 議定（政令）25/2020/ND-CP 第 1 項 1 項 b 号が規定するプロジェクトで、能力、経験に関する初期的評価結果が 2021 年 1 月 1 日より前に出ていないものは、引き続き議定（政令）25/2020/ND-CP の規定に従って評価し、この条第 3 項又は第 4 項が規定する手続を実施する。
 - b) 議定（政令）25/2020/ND-CP 第 1 項 1 項 c 号が規定するプロジェクトで、投資家の人数が 2021 年 1 月 1 日より前に確定していないものは、引き続き議定（政令）25/2020/ND-CP の規定に従って確定し、この条第 3 項又は第 4 項が規定する手続を実施する。

- c) 議定（政令）25/2020/ND-CP 第 1 項 1 項 b 号及び c 号が規定するプロジェクトで、2021 年 1 月 1 日より前に、能力、経験に関する初期的評価結果が出た又は投資家の人数が確定したものは、この条第 3 項又は第 4 項が規定する手続を実施する。
- 3. 議定（政令）25/2020/ND-CP 第 13 条 3 項 b 号が規定する能力、経験に関する初期的要請に適合する投資家が一人である、又は議定（政令）25/2020/ND-CP 第 16 条 1 項 c 号が規定する投資家が一人である場合、以下のように実施する：
 - a) 投資法が規定する投資方針承認が必要なプロジェクトについて、この議定（政令）第 31 条、第 32 条及び第 33 条の規定に従って、投資家は投資方針承認手続及び投資家承認手続に相当する手続を実施する。
 - b) 投資法が規定する投資方針承認が必要でないプロジェクトについて、投資家はこの議定（政令）第 30 条 2 項が規定する投資家承認手続を実施する。
- 4. 議定（政令）25/2020/ND-CP 第 13 条 3 項 a 号が規定する能力、経験に関する初期的要請に適合する投資家が二人以上である、又は議定（政令）25/2020/ND-CP 第 16 条 1 項 b 号が規定する投資家が二人以上である場合、以下のように実施する：
 - a) 投資法が規定する政府首相の投資方針承認権限に属するプロジェクトについて、入札に関する法令の規定に従った投資家選択の前に、投資法及びこの議定（政令）の規定に従った投資方針承認手続を実施する；
 - b) 投資法が規定する省級人民委員会の投資方針承認権限に属するプロジェクトについて、入札に関する法令の規定に従った投資家選択を実施するが投資法及びこの議定（政令）の規定に従った投資方針承認手続を実施する必要はない；
 - c) 投資法が規定する投資方針承認が必要でないプロジェクトについて、入札に関する法令の規定に従った投資家選択を実施する；
 - d) 落札した投資家は、投資法及びこの議定（政令）の規定に従った投資家承認手続を実施する必要はない。
- 5. 議定（政令）30/2015/ND-CP の規定に従って発行された一時手続書類、入札書類、又は要請書があり、2021 年 1 月 1 日までに一時手続又は投資家選択が実施されていた場合、議定（政令）30/2015/ND-CP の規定に従って引き続き実施するが、投資法及びこの議定（政令）の規定に従った投資方針承認手続、投資家承認手続を実施する必要はない。
- 6. 2021 年 1 月 1 日の前に、2014 年投資法の規定に従って権限を有する機関に投資方針承認を得て、その中で投資家選択入札形式の確定をした住宅、都市

区建設プロジェクトについて、投資法及びこの議定（政令）の規定に従った投資方針承認手続必要はなく、以下のように実施される：

- a) プロジェクト一覧が決裁されていない場合は、プロジェクト一覧の公表の前に能力、経験に関する初期的要請の補充決裁を実施するが、入札に関する法令の規定に従ってプロジェクト一覧を決裁する必要はない；
- b) 投資家選択に関連する場合はこの条第 1 項及び第 2 項の規定に従って実施する。この条第 3 項 a 項が規定する投資プロジェクトを実施する投資家はこの議定（政令）第 30 条 2 項が規定する 投資家承認手続を実施する。

第 122 条 建設 - 移転（BT）契約に従ったその他のプロジェクトの実施

1. BT プロジェクト契約が、投資、住宅、都市及び建設に関する法令の規定に従って投資方針決定、投資方針承認又は投資承認手続を実施しなければならない他のプロジェクトを規定するが、2021 年 1 月 1 日までに実施がされていない場合、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って投資方針承認、及び土地所有権競売、投資家選択入札を経ない投資家承認手続を実施する；投資家が手続を実施したがその解決を得てない場合、この議定（政令）第 114 条又は第 115 条 4 項 a 号の規定に従って実施する。
2. BT プロジェクト契約が、投資、住宅、都市及び建設に関する法令の規定に従って投資方針決定、投資方針承認又は投資承認手続を実施しなければならない他のプロジェクトを規定せず、適式な書類を 2021 年 1 月 1 日までに提出したが、手続解決ができていない場合、この議定（政令）第 114 条又は第 115 条 4 項 a 号の規定に従って実施する；まだ書類提出をしていない場合、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って投資方針承認、及び土地所有権競売、投資家選択入札を経ない投資家承認手続を実施する。
3. この条第 1 項及び第 2 項の規定する場合を除き、BT プロジェクトは官民パートナーシップ方式に従った投資に関する法令の規定に従った転換条件を満たしているが、その他のプロジェクトが投資、住宅、都市及び建設に関する法令の規定に従って投資方針決定、投資方針承認又は投資承認手続を 2021 年 1 月 1 日までに実施しておらず、投資家にはそれを実施する必要がある場合、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って投資方針承認、及び土地所有権競売、投資家選択入札を経ない投資家承認手続を実施する。

第 123 条 投資法が施行効力を有する前に実施した投資プロジェクトについてのプロジェクト実施の担保

1. 投資法が施行効力を有する前に投資登録機関と預託合意を締結した投資家は引き続き締結した合意に従って実施する。

2. 投資家が、預託義務に関する保証を適用するためプロジェクト実施の担保形式を変更する要請、又は預託金償還条件を調整する要請をする場合、投資家は投資登録機関と合意して締結済みの預託合意を調整するが、その調整は投資法及びこの議定（政令）に適合しなければならない³⁴。
3. この条第 2 項が規定する預託合意の調整は、この議定（政令）が施行効力を有した後に実施期限を有する義務に適用されるのみである。投資家がプロジェクト実施義務に現に違反している場合、プロジェクト実施担保形式変更又は預託金償還条件調整の提議を、違反が処理されるまで、することができない。この号が規定する預託合意の調整は償還済みの預託金、又は預託合意調整前の償還には適用しない。
4. 投資法及びこの議定（政令）が効力を有する前に預託合意をしていない投資家は、投資法及びこの議定（政令）の規定に従った投資プロジェクト実施担保に関する規定に従って実施する。
5. 投資法第 77 条 4 項が規定する投資プロジェクト実施目標、進捗、投資プロジェクトの土地使用目的の調整により、投資法及びこの議定（政令）の規定に従った投資プロジェクト実施担保のための預託又は預託義務に関する保証が必要になる場合、投資家は、調整されるプロジェクトの部分について、投資法及びこの議定（政令）の規定に従った投資プロジェクト実施担保のための預託又は預託義務に関する保証をしなければならない。

第 124 条 ベトナム国家又はベトナム側当事者に対する財産の返還なき移転を 誓約するプロジェクトの調整

1. 外国投資家はベトナム国家又はベトナム側当事者に対する財産の返還なき移転を誓約する投資プロジェクト（以下「返還なき移転を誓約するプロジェクト」という）について、投資許可書、投資証明書、投資登録証明書記載の投資プロジェクトの活動期間が終了した後、外国投資家（事業協力契約形式で外国投資家が投資する場合）又は非内国経済組織は、財産を通常の活動条件における現状で、ベトナム国家又は国営企業であるベトナム側当事者に返還なき移転をする義務を負う。
2. 返還なき移転を誓約するプロジェクトは、この条第 1 項が規定する誓約済みの返還なき財産移転条件の廃止を検討することはできず、返還なき移転を誓約するプロジェクトの内容を調整して財産移転条件を変更することもできない。但し、この条第 3 項及び第 4 項が規定する場合を除く。

³⁴ この項を直訳すると意味が取りづらいので意識している。

3. 国営企業であるベトナム側当事者（以下「ベトナム側当事者」という）³⁵の土地所有権の価値による出資のための土地交付が遅延した場合、その遅延期間は返還なき移転を誓約するプロジェクトの活動期間に算入しない。
4. 国営企業であるベトナム側当事者が外国資本を有する企業への出資の全部又は一部を譲渡する場合、その企業の資本の価値の確定は、外国側当事者に最高売却価格を適用するために公開の競売形式で実施される。外国側当事者が最高価格で購入しない、又は全てを購入しない場合、ベトナム側当事者は最高価格を支払った組織、個人に売却する。

国営企業であるベトナム側当事者の資本の全部又は一部の譲渡の条件、手順、手続は、企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法令の規定に従って実施する。
5. この条第 3 項及び第 4 項が規定する返還なき移転を誓約するプロジェクトの調整は、政府首相の承認を受けなければならない。投資家はこの議定（政令）第四章第 4 節の規定に従ったプロジェクト調整手続を実施する。

第 125 条 ベトナム国家又はベトナム側当事者への返還なき移転後の財産の処理

1. 活動終了後にベトナム国家に移転する返還なき移転を誓約するプロジェクトの財産（以下「譲渡財産」という）の全人民所有権の確立及び管理は、公共財産の管理、使用に関する法令の規定に従って実施する。
2. 譲渡を受ける当事者が、国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する企業の場合、譲渡財産の処理は、国営企業の所有者代表機関が企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法令の規定に従って決定する。
3. 譲渡を受ける当事者が、株式化した国営企業である場合、国家がその企業に持分を残していない場合は、財産は国家である株主又は国家に譲渡される。この場合の譲渡財産の処理はこの条第 1 項及び第 2 項に従って実施する。
4. 土地使用期限終了後、土地使用権の処理は土地に関する法令の規定に従って実施する。

第 126 条 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）が発給された企業の組織及び活動

1. 投資許可書に従って活動する企業は、引き続き投資許可書及び企業定款の規定に従って組織し、活動する。投資許可書及び企業定款に規定がない内容

³⁵ 「（以下「ベトナム側当事者」という）」がこの条第 1 項ではなく、第 3 項に記載されることは原文ママ。

について、企業は企業法、投資法及び以下の原則に従った関連を有する法令に適合するように実施する：

- a) 外国投資家一人が所有する外国資本 100 パーセント企業は、一人社員有限責任会社に対する規定を実施する；
 - b) 外国投資家二人以上が所有する外国資本 100 パーセント企業及び合弁企業は、二人以上社員有限責任会社に対する規定を実施する；
 - c) 2003 年 4 月 15 日の外国投資資本を有する会社の株式会社形式の活動への転換に関する政府議定（政令）38/2003/ND-CP に従って設立された外国資本を有する株式会社は、株式会社に対する規定を実施する。
2. 投資証明書（同時に経営登記証明書）に従って活動する企業は、投資証明書（同時に経営登記証明書）及び企業定款に従って組織し、活動する。投資証明書（同時に経営登記証明書）及び企業定款に規定がない内容について、企業は企業法、投資法及び関連を有する法令の規定に従って実施する

第 127 条 投資登録証明書、企業登記証明書の差し替え

1. 投資法が施行効力を有する前に投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書又は同等の法的価値を有する書類の発給を受けた投資家は、以下の手続に従って投資登録証明書に従った活動に変更をすることができる。
 - a) 投資家は、投資登録証明書差し替え申請文書、投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書又は同等の法的価値を有する書類の写し、からなる投資登録証明書差し替え発給書類を 1 部、投資登録機関に提出する；
 - b) 投資登録機関はこの項 a 号が規定する書類を受け取った日から 3 営業日以内に、投資家に対して投資登録証明書を差し替え発給する。投資登録証明書は投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書又は同等の法的価値を有する書類に記載される投資プロジェクト内容を再度規定する。投資許可書、投資優遇証明書、投資証明書又は同等の法的価値を有する書類に記載される経営登記内容は引き続き効力を有する。
2. 投資法が施行効力を有する前に発給を受けた投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又は同等の法的価値を有する書類（以下「各証明書」という）に従って活動している企業は、企業登記証明書への差し替え発給手続を実施することなく、引き続き各証明書の内容に従って活動できる。
3. 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又は同等の法的価値を有する書類から投資登録証明書、企業登記証明書への差し替え発給を同時にする場合、投資家は以下の手続を実施する：
 - a) この条第 2 項の規定に従った企業登記証明書差し替え；

- b) この項第 1 項の規定に従った投資登録証明書差し替え（投資登録証明書差し替え発給書類は、この条第 2 項の規定に従って発給された企業登記証明書の写し及びこの条第 1 項 a 号の規定に従った書類）
4. この条第 2 項及び第 3 項の規定に従って企業登記証明書の発給を受けた企業は、投資家の権利、義務が規定されている企業登記証明書発給の日から投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又は同等の法的価値を有する書類に規定されている権利、義務の全てを引き続き実施することができる；投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又は同等の法的価値を有する書類に規定されている投資家は企業の社員、株主の資格で投資プロジェクトに対する権利を行使し、義務を履行する。
5. 投資プロジェクト活動期間が終了した時、又は投資プロジェクトが活動を終了した時、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又は同等の法的価値を有する書類に従って活動する企業は、投資法及びこの議定（政令）の規定に従って投資プロジェクト活動終了手続を実施するが、企業の活動終了を強制されない。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。

第 128 条 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）の経営登記内容の変更

1. 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又は同等の法的価値を有する書類に従って活動する企業は、企業に関する法令の規定に従って経営登記機関で経営登記内容変更を実施する。
2. 経営登記内容と投資プロジェクト内容を同時に変更する場合、経済組織は企業登記証明書の発給を得るためこの条第 1 項の規定に従って経営登記機関で経営投資内容地調整手続を実施する。企業登記証明書の発給を受けた後、経済組織はこの議定（政令）第 117 条の規定に従って投資登録証明書の発給を受けるため経営登記機関で投資プロジェクトの内容を調整する。
3. 投資法が施行効力を有する前に投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又は同等の法的価値を有する書類に従って企業の支店、駐在事務所の活動登記内容を調整する場合、企業は企業に関する法令の規定に従って手続を実施する。

第 129 条 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）に従って活動する企業の経営一時停止、活動終了、再編、解散

1. 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）に従って活動する企業は、経営登記機関にて、経営一時停止、活動終了、再編、解散の手続を実施する。

2. 投資許可書，投資証明書（同時に経営登記証明書）に従って活動する企業の経営一時停止，活動終了，再編，解散の書類，手順，手続は，企業に関する法令の規定に従って実施する。

第 130 条 投資促進プログラム，活動の実施

投資促進活動に対する国家管理規則を発行する政府首相の決定及び国家投資促進プログラムの作成及び実施規則を発行する政府首相の決定に従って展開している 2021 年の投資促進プログラム，活動は，それら各決定の規定に従って引き続き実施することができる。

第 3 節 施行条項

第 131 条 施行効力

1. この議定（政令）は署名日に効力を有する。
2. 以下の議定（政令），規定は，投資法が施行効力を有した日から施行効力を失う。
 - a) 2015 年 11 月 12 日の投資法の条項の詳細を規定し，施行案内する議定（政令）118/2015/ND-CP；
 - b) 2015 年 11 月 12 日の投資法の条項の詳細を規定し，施行案内する政府議定（政令）118/2015/ND-CP に添付して発行された投資優遇分野，業種の一覧を補充する 2020 年 3 月 30 日の議定（政令）37/2020/ND-CP；
 - c) 2015 年 9 月 25 日の外国への投資について規定する議定（政令）83/2015/ND-CP；
 - d) 2007 年 6 月 14 日の債権回収サービス経営に関する議定（政令）104/2007/ND-CP；
 - d) 2016 年 7 月 1 日の債権売買サービス経営条件に関する議定（政令）69/2016/ND-CP；
 - e) 2016 年 7 月 1 日のマンション管理の専門，業務知識；不動産業界の職業知識，不動産取引運営知識養成増強サービス経営条件に関する議定（政令）79/2016/ND-CP；
 - g) 2018 年 7 月 16 日の建設省の国家管理領域に属する経営投資条件に関する規定を修正，補充，廃止する議定（政令）100/2018/ND-CP 第 2 条。

第 132 条 施行責任

1. 計画投資省は投資法及びこの議定（政令）の規定に従った条項の詳細を規定し，案内をする。
2. 省，省同格機関は自らの職務，任務の範囲で以下の責任を負う：

- a) 投資法の規定に従って廃止，修正，補充がされた条件付き経営投資分野，業種について，経営投資条件を廃止，修正，補充を検討する政府に提案を提出する；
 - b) 法令の規定に従った外国への条件付き経営投資分野，業種について，条件を発行，修正，補充を検討する政府に提案を提出する；
 - c) 投資法及びこの議定（政令）の施行を保障するために経営投資に関連するその他の議定（政令）の発行，修正，補充を検討する政府に提案を提出する。
3. 各省の大臣，省同格機関の長，政府に属する機関の長，省，中央直轄市の人民委員会の委員長は自らの職務，任務の範囲でこの議定（政令）を案内して施行する責任を負う。

政府首相

グエン・スアン・フック

付属文書 I 外国投資家に対する市場アクセス制限分野、業種

(2021 年 3 月 26 日の政府の議定 (政令) 31/2021/ND-CP に添付して発行する)

A. 外国投資家が市場アクセスできない分野

1. 商事領域において国家が独占的に実施する物品、サービスの一覧³⁶に属する物品、サービスの事業。
2. あらゆる形式での報道、情報収集活動。
3. 海産物の捕獲及び開発。
4. 捜査及び安全保障³⁷の活動。
5. 司法鑑定サービス、執行・送達サービス、財産競売サービス、公証サービス、管財人のサービスからなる司法行政活動。
6. 契約に従って労働者を海外に派遣するサービス。
7. 墓地に付着した土地使用权を譲渡するために墓地を建設する投資。
8. 各世帯から直接に廃棄物を収集するサービス。
9. 一般大衆の意見を調査するサービス (世論調査)。
10. 発破、爆破サービス。
11. 武器、爆発物及びサポートツール³⁸の経営、生産。
12. 中古海船の輸入、解体。
13. 公共郵便サービス。
14. 物品の国境移転³⁹サービス。
15. 再輸出のための一時的な輸入⁴⁰サービス。
16. 外国投資家、外国資本を有する経済組織が輸出入、流通を扱えない物品の一覧に属する物品の輸出入、流通の実施。
17. 軍事組織での公共財産の収集、購入、処分。
18. 軍事物資、設備の生産；軍隊用の装備、武器、軍事及び公安用の設備、技術、機材、手段、特殊な部品、付属品及び設備、製造用技術の事業。
19. 工業所有代理サービス、知的所有に関する鑑定サービスの事業。

³⁶ 議定 (政令) 94/2017/ND-CP に添付されている一覧である。

³⁷ 「安全保障」の原文は an ninh であり、直訳は安寧である。

³⁸ 「サポートツール」の原文は công cụ hỗ trợ であり、Luật Quản lý, sử dụng vũ khí, vật liệu nổ và công cụ hỗ trợ (14/2017/QH14) の第 3 条 11 項に定義がある。

³⁹ 「物品の国境移転」の原文は chuyển khẩu hàng hóa であり、ベトナムへの輸入手続又はベトナムからの輸出手続を行うことなく、ある国又は領土で物品を購入し、ベトナムの領土外にある別の国又は領土で販売する行為を意味する (商法 36/2005/QH11 第 30 条)。

⁴⁰ 「再輸出のための一時的な輸入」の原文は tạm nhập tái xuất である。

20. 海運航路、水域、公共航路及び海上ルートに標識を設置、運用、維持、保全するサービス；水域、公共航路及び海上ルートを研究して海運に関する通知を公開するサービス；水域、海港、航路及び海上ルートの調査、海図の作成及び開発；航路安全の資料、印刷物の作成及び開発。
21. 水域、公共航路及び海上ルートにおける航路安全確保調整サービス。
22. 運送手段（手段の体系、設備、一部を含む）の検定（検査及び試験）及び証明書発給サービス；運送中に危険物を内包する専用の手段、設備、コンテナ、設備につき、技術安全及び環境保護を検査して証明書を発給するサービス；海上の石油調査の手段、設備につき技術安全及び環境保護を検査して証明書を発給するサービス；海上の石油の運送手段及び調査手段、設備、開発、運用において労働の安全が厳格に要求される機械、設備に対する労働安全技術検査サービス；漁船の検査サービス。
23. 天然森林の調査、評価及び開発サービス（木材及び希少な野生動物の狩猟、捕獲、植物、家畜及び農業で使用する微生物の遺伝子管理を含む）。
24. 農業農村開発省が審査、評価する前の新たな家畜の遺伝子の研究又は使用。
25. 旅行サービス事業。但し、海外からベトナムに来る外国人旅行客の旅行サービスは除く。

B. 外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野

1. 録画を含めた文化的製品の生産及び流通。
2. テレビ番組や音楽、演劇、映画の作品の制作、配給、上映。
3. 放送、放映サービスの提供。
4. 保険；銀行；証券事業及び保険、銀行、証券事業に関連するその他のサービス。
5. 郵政、通信サービス。
6. 広告宣伝サービス。
7. 印刷サービス、出版発行サービス。
8. 測量、地図サービス。
9. 空中写真サービス。
10. 教育サービス。
11. 天然資源、石油、ガスの調査、開発及び加工。
12. 水力発電、海上風力発電、原子力発電。
13. 鉄道、空路、陸路、河川の水路、海路、パイプラインによる物品旅客運送。

14. 水産物の養殖。
15. 林業及び狩猟。
16. カジノ事業。
17. 警備サービス。
18. 河川の港，海港，空港の建設，運用及び管理。
19. 不動産事業。
20. 法的サービス。
21. 獣医サービス。
22. ベトナムで外国サービスを提供する者の物品売買活動及びそれと直接関連する活動。
23. 技術検査及び分析サービス。
24. 観光サービス。
25. 健康，社会的サービス。
26. スポーツ，娯楽サービス。
27. 製紙業。
28. 29 席を超える運送手段の生産。
29. 伝統的な市場の開発及び運用。
30. 物品取引所の活動。
31. 国内における LCL 貨物集荷場事業。
32. 会計検査，会計及び租税帳簿サービス。
33. 株式化するための企業の価格鑑定，価値確定の諮問のサービス。
34. 農業，林業，漁業に関連するサービス。
35. 飛行機の生産，製造。
36. 機関車，鉄道車両の生産，製造。
37. タバコ，タバコの原料，タバコ専用の機械，設備の生産，事業。
38. 出版社の活動。
39. 海船の製造，改造。
40. 廃棄物収集サービス，環境観測サービス。
41. 商事仲裁，商事調停サービス。
42. ロジスティックスサービス事業。
43. 海の沿岸輸送。
44. 希少植物の栽培，生産又は加工，希少野生動物の繁殖，及びこれらの動植物（生きている動物及びその製品を含む）の加工，処分。
45. 建築資材の生産。
46. 建設及び関連する技術サービス。
47. オートバイ製造。

48. スポーツ，美術，舞台芸術，ファッションショー，美人・モデルコンテスト及びその他レクリエーション活動に関連するサービス。
49. 航空運送支援サービス；空港における地上の技術サービス；飛行機上での機内食提供サービス；飛行ルート検査サービス，航空気象サービス。
50. 海船代理サービス，海船曳航サービス。
51. 文化遺産，著作権及び関連する権利，写真撮影，録画，録音，芸術展，祭礼，図書館，博物館に関連するサービス。
52. 観光促進，宣伝に関連するサービス。
53. 芸術家，スポーツ選手の採用，予約，管理の代理サービス。
54. 家庭に関連するサービス。
55. 電子商業活動。
56. 墓地事業，墓地及び埋葬サービス。
57. 飛行機で種子を蒔く，化学薬品を噴霧するサービス。
58. 海上運送ナビゲーターサービス。
59. 国会，国会常務委員会，政府，政府首相の試験的制度に従った投資分野，業種。

付属文書Ⅱ 投資優遇分野，業種の一覧

(2021 年 3 月 26 日の政府の議定 31/2021/ND-CP に添付して発行する)

A. 投資優遇特別分野，業種

- I. ハイテク技術，情報技術，裾野産業
 1. 首相決定に従った発展投資が優先されるハイテク技術一覧に属するハイテク技術の応用。
 2. 首相の決定に従って開発が奨励されたハイテク製品の一覧に属する製品の生産。
 3. 裾野産業発展に関する首相決定に従って開発が優先される裾野産業の製品一覧に属する製品の生産。
 4. ハイテク技術育成，ハイテク技術育成；ハイテク技術開発のためのベンチャー投資⁴¹；ハイテクに関する法令の規定に従ったハイテク技術の応用，研究及び開発；バイオテクノロジー製品の生産；ハイテク人材の養成；ハイテク技術サービスの提供。

⁴¹ 「ベンチャー投資」の原文は đầu tư mạo hiểm である。

5. 情報技術に関する法令の規定に従ったソフトウェア製品、デジタル情報を含む製品、重点情報技術製品の生産、ソフトウェアサービス；サイバー情報の安全に関する法令の規定する条件を満たしたネットワーク情報セキュリティ製品の生産、ネットワーク情報セキュリティサービスの提供；科学技術に関する法令が規定する科学技術の結果から形成される製品の生産。
6. 再生エネルギー、クリーンエネルギー、廃棄物処理エネルギーの生産。
7. コンポジット材料、軽量建設資材、希少な材料の生産。
8. 政府首相の決定に従った重点的機械製品の一覧に属する製品の生産。

II. 農業

1. 森林の植林、栽培、保護及び開発。植物がない空き地や丘陵地帯での生産林の開発。大きな材木林を植え、小さな材木林を大きな材木林に転換する；非木材林産物の開発、自然林の回復。
2. 農林水産物の栽培、加工、保存、非木材林産物の加工。
3. 植物品種、動物品種、林業植物品種、水産物品種の生産、繁殖及び交配、ハイテク林業植物品種の開発。
4. 塩の生産、開発及び精製。
5. 先進的漁獲、漁具の方式を応用した沖での漁業。
6. 海上救助サービス。
7. 食品として使用されるバイオテクノロジー製品の研究と生産への投資。
8. 木製品の製造；合板、接合板、MDF 板を含む人工板の製造。

III. 環境保護、インフラストラクチャ建設

1. 集中的な廃棄物の収集、処理、リサイクル、再利用。
2. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区内の機能区のインフラストラクチャの建設と経営。
3. 水道施設、発電所、給排水システムの開発；橋、道路、インフラストラクチャ、運送及び鉄道産業；空港、海港、内地の河川港；空港、駅、政府首相の決定によるその他の特別に重要なインフラストラクチャ工事の投資。
4. 都市部における公共旅客輸送の開発。
5. 農村地域の市場の建設、管理、経営への投資。
6. 産業クラスター技術インフラストラクチャの開発、運用、及び管理への投資。

IV. 文化、社会、スポーツ、医療

1. 社会住宅、再定住住宅の建設。
2. 衛生と病気の予防を実施する事業所への経営投資。
3. 新薬、動物用新薬、ワクチン、動物を使ったバイオテクノロジー製品の生産のための製剤技術、バイオテクノロジー技術に関する科学研究。

4. 薬、主要な薬、不可欠な薬、社会病の予防薬、ワクチン、医療用生物学的製剤、薬草からの薬、東洋医学の薬の原料の生産；特許権又は関連する独占権の期限が切れる薬の原料の生産；国際的な GMP 基準を満たす人間治療用の医薬品の製造のための先進的技術、バイオテクノロジー技術の応用；薬と直接接触する包装の製造。
5. メサドン生産施設への投資。
6. 好成績のスポーツトレーニングセンター及び障害者向けのスポーツトレーニングセンター経営；国際トーナメントを開催するための要件に適合する練習と競技のための設備を備えたスポーツ施設の建設；スポーツ練習、競技、プロジェクトスポーツ施設への投資。
7. 老人ホーム、メンタルケアセンター、枯葉剤の患者治療センター；高齢者、障害者、孤児、頼るところがない放浪児の養護センターの経営への投資。
8. 医療 - 教育 - 社会労働センター；HIV/AIDS 診療所；公立薬物依存症治療施設；民間薬物依存症治療施設；県級の共同薬物依存症治療に対する諮問、支援の場所の経営への投資。
9. 国立博物館、民族文化施設；民族合唱団、民族舞踊、民族音楽；劇場、スタジオ、映画製作施設、映画印刷；芸術、写真撮影の展示場；民族楽器の製造、修理；民族博物館、民族文化施設及び文化芸術学校の維持、保存；伝統的産業分野、業種の紹介及び開発をする施設、村；民間舞台芸術；ベトナム国家図書館、省、中央直轄市の図書館及び重要な役割を有する図書館；の経営への投資。
10. 地域社会におけるセックスワーカーに対するジェンダーに基づく暴力を防止するための施設への投資

B. 投資優遇分野、業種

- I. 科学技術、電子工学、機械、材料生産、情報技術
 1. 研究開発（R&D）への投資。
 2. 鉄鉱石、高級鋼および合金からのビレットの製造。
 3. コークス、活性炭の製造。
 4. 省エネルギー製品の製造。
 5. 石油、化学薬品、基礎化学品、ゴムの製造。
 6. 30 パーセント以上価値が増加した製品の製造（計画投資省の案内に従ったもの）。
 7. 自動車、自動車部品の製造、造船。

8. この付属文書一覧の A に含まれていない電子部品の製造。
9. この付属文書一覧の A に含まれていない工具、機械、設備、部品、農業、林業、漁業、塩業生産に使用する機械、食品加工機械、排水設備。
10. アスベストの代替材料の製造。
11. 軽量不燃建材（密度 1000kg / m³未満）の製造。
12. 省エネルギー、環境保護のための、建設資材生産事業所の廃棄熱を使った発電への投資。
13. 天然砂に代わる人工砂の製造。
14. 建設資材を製造のための火力発電所、化学肥料工場、冶金工場からの廃棄物の処理と使用への投資。
15. 建設資材生産の燃料とするための生活廃棄物の処理、使用への投資。
16. セメント；ガラス；タイル；対価資材の生産分野に対する設備、物資、部品の生産への投資；時代遅れの技術により生産する建設資材と入れ替わる建築資材生産への投資。
17. 環境にやさしい交通手段の創出。
18. ディーゼル機関車；最大積載量 30 トン以上の貨車；時速 100 キロメートルの構造の客車；鉄道の機関車、貨車、客車の部品の製造と組み立て。
19. 建設資材となる鉱産物の生産及び加工。
20. 科学技術企業の科学技術から形成される製品の生産、経営。

II. 農業

1. 薬草の栽培、植え付け、収穫、加工；希少で固有の薬草の遺伝子源及び種の保護と保存。
2. 動物、水産物用飼料の生産と加工。
3. 工作、畜産、水産物養殖、動植物の保護に関する科学的、技術的サービス。
4. 食肉処理場の新築、改築、アップグレード；産業集中的な家禽および家畜の保存・加工、家畜・家畜製品の競りをする市場、施設。
5. 加工産業に対する集中的な原料の作成、開発。
6. 海産物の開発。
7. 生物由来の農薬の生産、有機肥料の生産、有機肥料開発のための科学技術研究及び技術移転への投資。
8. 生産チェーンの下に連結される農産物、林産物、水産物の栽培、加工；有機農業生産形式での農産物、林産物、水産物の栽培、加工。
9. 手工芸品、竹および籐製品、陶磁器、ガラス、織物、糸、刺繍、編み物の製造。
10. 農業科学領域における科学技術研究。

11. 固有の動物種の飼育，希少な動物種，固有の動物種の遺伝子源の保存。
- III. 環境保護，インフラストラクチャ建設
1. 産業集積インフラストラクチャ建設，開発。
2. 工業団地，ハイテクパーク，経済区で勤務する労働者のためのマンション建設；学生用寄宿舍及び社会政策の対象者となる者に対する住居建設；労働者のための職能都市区（保育施設，学校，病院を含む）建設投資。
3. 流出した油の処理，山の地滑り，堤防，川岸，海岸，ダム，貯水池，その他の環境事故の克服，温室効果ガスの排出の削減，オゾン層破壊の防止。
4. 物品展示センター，ロジスティクスセンター，インランドコンテナデポ，倉庫，スーパーマーケット，商業センターへの経営投資。
5. 環境保護法に従ったベトナムエコラベルの認定を受けた環境観測機器，オンサイト生活排水処理機器，環境にやさしい製品，サービスの製造，供給。
6. 技術に関する法律に従った技術育成事業，科学技術企業への経営投資。
7. 創造的刷新センター，研究開発センターへの経営投資。
8. IV 級以上の都市に対する 2,500 m³/日（24 時間）以上の設計能力を有する集中型生活排水処理。
9. 通常の固形廃棄物の集中的な収集，輸送，処理。
10. 有害廃棄物処理，有害廃棄物の共同処理。
11. 公共区域内の汚染された環境区域の処理，改良。
12. 油流出，化学物質事故，その他の環境事故への対応と処理。
13. 工業団地，産業集積地，手工業品を生産する村における環境保護技術インフラストラクチャの建設。
14. 深刻な環境汚染を惹起する事業所の活動の移転，移動。
15. 環境観測。
16. 墓地，火葬施設への建設投資。
17. 環境損害アセスメント；環境健康アセスメント；物品，輸入スクラップ，機械，設備，技術に対する環境アセスメント。
18. 国家が発明特許又は実用新案特許⁴²を発給する形式で保護する環境保護に関する新案を応用する生産。
19. 天然資源環境省によってベトナムグリーンラベルが付された環境に優しい製品の生産；固形廃棄物（家庭廃棄物，産業廃棄物及び有害廃棄物）のリサイクル，処理施設の活動からの製品の生産。

⁴² 「発明特許又は実用新案特許」の原文は Bằng độc quyền sáng chế hoặc Bằng độc quyền giải pháp hữu ích である。

20. 規制により認定されたガソリン、ディーゼル燃料、およびバイオ燃料；バイオ炭；風力、日光、潮、地熱使用によるエネルギー及びその他の形態の再生産可能エネルギーの生産。
21. 廃棄物の収集、輸送、処理に直接使用する専用の機械、設備、手段；廃水、排気の排出物の自動的、連続的な観測装置；装置の製造と輸入；環境の計測、サンプリング及び分析の生産と輸入；再生産可能エネルギーの生産；環境汚染処理；環境事故への対応、処理。
22. 天然資源環境省によりエコラベル認定された環境にやさしい事業の生産、経営、サービス活動。
23. 節水の製品、設備、技術の生産。

IV. 教育、文化、社会、スポーツ、医療

1. 教育訓練事施設、職業教育施設の事業インフラストラクチャへの経営投資；全ての教育レベルでの公立以外の教育訓練事施設、職業教育施設の開発投資；幼児教育、普通教育、職業教育の開発投資。
2. 自然災害、大災害、危険な疫病防止のための医療機器生産、医薬品倉庫建設、薬品の保存。
3. 医薬品、農薬の原料の生産、病虫害予防；動物、水産物の病気の予防、治療の原料の生産。
4. 動物用医薬品の生産、動物用医薬品の原料の生産、動物用医薬品の保存；獣医用設備、用具の生産。
5. 生物実験事業、医薬品のバイオアベイラビリティの評価；医薬品の製造、保存、検査、試験における優れた基準を満たす事業所への投資。
6. 東洋医学と伝統医学の科学的根拠を証明し、東洋医学と伝統医学の基準を作成する研究への投資。
7. フィットネス・スポーツセンター、練習場、フィットネス・スポーツクラブ、スタジアム、スイミングプール；スポーツ機器・設備を製造、修理する事業への経営投資。
8. 県級の図書館、専門図書館、大学図書館、教育施設附属図書館、コミュニティ図書館、公共サービスがあり、生涯学習のための読書文化を発展させる私立図書館への経営投資。
9. 職業教育品質検定組織の開発及び職業教育設備生産への投資。

V. その他の分野、業種

1. 人民信用基金、マイクロファイナンスの活動。
2. 電子出版物の出版活動。
3. 中小企業支援に関する法令の規定に従った、中小企業の物品流通チェーンへの経営投資；中小企業育成施設への経営投資；中小企業支援技術施設への

本稿は 2021 年 5 月 19 日時点での仮和訳であり、今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

経営投資；創造的スタートアップ中小企業のための共通作業エリアへの経営投資。

4. 創造的スタートアップへの投資。

付属文書Ⅲ 投資優遇地域の一覧（略）